

地方政治と産業の近代化

第一節 市町村制と大村町

明治二十一年（一八八八）四月十七日、法律第一号として、市制・町村制が公布された。続いて明治二十二年（一八九）三月五日・県令第十八号及び十九号をもって、来たる四月一日以降、長崎区区域と各町村分合及び名称が定められ、同日・県令第二十一号で長崎区に市制を施行し、同第二十二号で各町村に町村制を施行する旨を発令した。

長崎区↓市（西彼杵郡上長崎村・下長崎村の一部を含む）
西彼杵郡

深堀村・大籠村・香焼村↓深堀村、河内村・横瀬村↓瀬河村、浦上測村・神ノ島村↓測村、亀浦村・下岳村↓亀岳村、蚊焼村・布巻村↓蚊焼村、伊王島村・沖ノ島村↓伊王島村、土井首村・平山村・竿ノ浦村↓土井首村

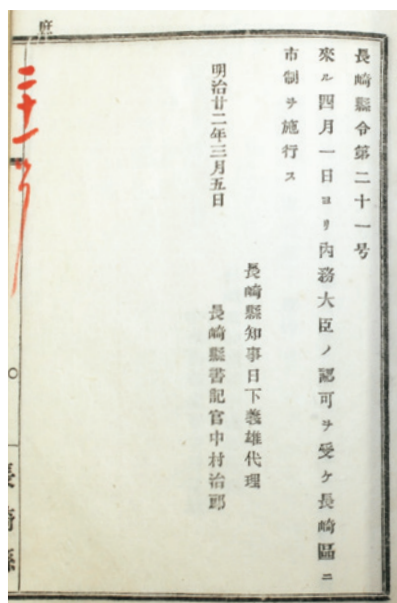


写真2-1 長崎県令第二十一号

（長崎歴史文化博物館収蔵「長崎県達 県令 明治二十二年」）

東彼杵郡

大村↓大村・西大村

南高来・北高来・北松浦・南松浦・杓岐・石田各郡は省略する。

町は、大村町・島原町・湊町・平戸町・諫早町五町であった。以上、一市七郡五町一八〇村となった。

(杉谷 昭)

参考文献

長崎歴史文化博物館収蔵「長崎県達 県令 明治二十二年」
「市制町村制」

杉谷 昭「政治・教育・文化編 第二章 明治期における県政の発展と教育の振興 第一節 地方自治制の展開 一 長崎・佐賀分県以後の県政」
(長崎県史編集委員会編「長崎県史」近代編 長崎県 吉川弘文館 一九七六)

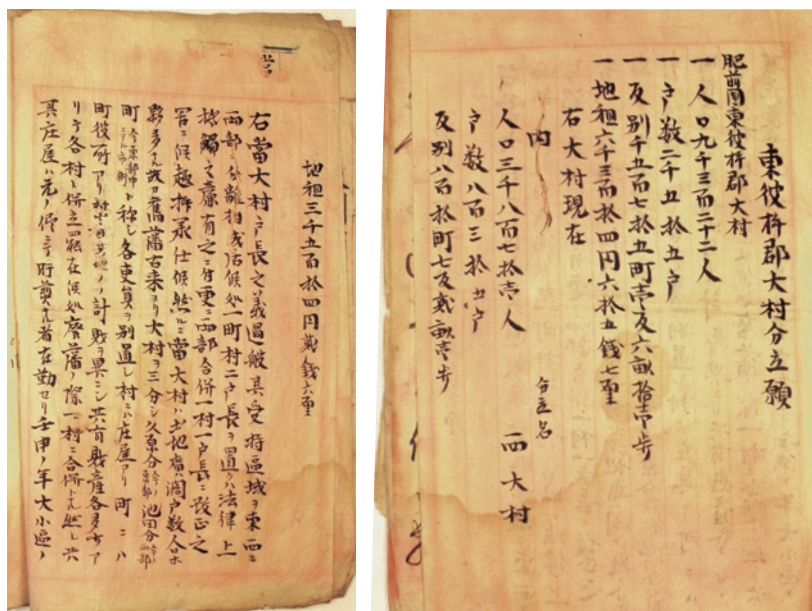


写真2-2 明治16年東彼杵郡大村分立願

(大村市立史料館所蔵「大村西大村分離事件書類」)

【註】 大村は区域が広く人口も多いため、住民の代表と戸長から大村と西大村へ分立の願いが出されていた。

第二節 郡制・府県制、国会開設

明治十四年（一八八二）の国会開設の勅諭では、明治二十三年（一八九〇）を期して国会の開設と欽定憲法の制定が表明された。国会開設への気運が高まる中、明治十六年（一八八三）二月二十五日付の「朝野新聞^{ちやうやしんぶん}」では、肥前大村の政党の設立が報じられ、趣意書を掲載している。

人をして自由を得せしめんと欲するは天の意なり

社会を改良し幸運を得んと欲するは人の情なり

天意を承け人情を達するは政なり

然れば即ち政治の至要は自由を伸暢し幸福を増進するに在り

自由を伸暢し幸福を増進するは公議を重し輿論を採る立憲政体^{りつげんせいだい}に在り

右記の立憲精神の下、朝長慎三、宮原又四郎、緒方才八郎、富井千代吉等を中心に七〇〇有余名の同志で設立されたこの政党を大村改進黨という。目的を「愛国心を増殖し果敢雄偉の氣質を養成し此の立憲政体を実際に設立せん」と掲げている。趣意書によれば、「明治元年の五箇条の御誓文から、同八年立憲政体の詔、そして同十六年の国会開設の勅諭でいよいよ立憲主義の政治形態が実現する千載一遇の時に、国の政治に尽くそうにも一個人では知識も足りず、気力も乏しく限界がある。このままでは時を誤り、時勢に逆らってしまうという危惧から同意の人々を募り、設立された」というものであった。一地方である大村でも国政への関心が高まっていたことがうかがえる。後に党出身者から明治二十三年（一八九〇）、第一回目の国政選挙で当選を果たす者も出たが、大村改進黨の活動内容等については資料が乏しいため、詳細は不明である。

明治二十三年五月十七日、郡制と府県制とが公布された。これは地方制度の画期的な改革であって、国会開設を目前に控え、地方自治制の新たな展開として位置付けられる。

表2-1 明治23年第1回総選挙当選者一覧

第1選挙区(長崎市・西彼杵郡)	家永芳彦(長崎) 富永隼太(西彼)
第2選挙区(東彼杵・北高来郡)	朝長慎三(東彼杵・大村)
第3選挙区(南高来郡)	牧朴真(南高・島原)
第4選挙区(北松浦郡)	立石寛司(北松・杣木)
第5選挙区(南松浦郡)	宮崎栄治(南松浦)
第6選挙区(杵岐・対馬)	相良正樹(対馬)

【註】 長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編 749頁から作成。

しかし府県制実施には、準備期間があつて、各地方とも、すぐさま実施に移されてはいなかった。

明治二十四年(一八九二)七月一日、長野県、続いて青森・秋田・山形・福井・大分・石川・山梨・徳島・高知の一〇県が実施、翌二十五年(一八九二)に愛知、二十七年(一八九四)に宮城、二十九年(一八九六)に富山・熊本・茨城・福岡・兵庫の五県、三十年(一八九七)に長崎・佐賀・宮崎・山口など一四県、三十一年(一八九八)に鹿児島・和歌山など七県、三十二年(一八九九)に東京・京都・大阪など三府・四県がそれぞれ実施に動いた。

このような事情について、内務大臣・山県有朋の元老院における説明によると、「先づ市制町村制を發布実行して国家の基礎たる三治分権の礎を鞏固にし、然る後、郡制、府県制を發布施行するに如かざるを説いて委員に時を待たんことを懇請せり、本官はこの精神に依つていま郡制、府県制を公布されたりとて、直ちに之を実施する能はざるは予め観念するところなり。」とあり、二十三年五月の地方長官会議においても、山県は、「市制町村制実施後、幾許もなく郡県の新制度を行はんとするは、頗る困難の事業にして容易のことにあらず」と注意している。

これより先、明治二十二年二月には衆議院議員選挙法が制定公布されて、第一回総選挙が二十三年七月一日に山県内閣の下に行われた。

長崎県下は六選挙区に分かれ、七名が当選した(表2-1)。

七名のうち、家永・富永・朝長・立石・宮崎の五名は、「弥生クラブ」所属、牧は「大成会」、相良は無所属であった。なお、富永・朝長・立石の三名は現職の県会議員であったので補欠選挙が行われた。

明治二十四年八月三日と九月十四日の二回にわたって、県下は空前の風水害に見舞われた。二度の台風で惨憺たる

被害を出し、その上、南高来郡口之津港ではコレラが発生したので、佐世保鎮守府に救護出動を懇請して応急対策を講じた。

また明治二十五年二月の第二回総選挙においては、品川弥二郎内務大臣による、いわゆる選挙大干渉が行われ、九州一円では高知県と並んで激しい政争となり、長崎県では家永・富永・相良・宮崎らが落選して、新たに松田源五郎（長崎）、稲田又左衛門（西彼杵）、川本達（対馬）、大坪利普（南松浦）の四名が選出された。自由党系では朝長慎三（東彼杵・大村）のみが再選されて残った。全国的には、官党九三名の当選者に対して、民党側は自由九四名・改進三八名が当選、勝利を得た。当時、この選挙大干渉を、「剣ヲ以テ毀^こキ血ヲ以テ汚^{けが}シタル選挙弾圧、更ニ適切ニ言ヘバ即チ憲法破壊ノ挙」（明治二十四年度地方税諸精算報告審議委員長・臼井哲夫（南高来）の報告書）と評した。

明治二十七年三月の総選挙になると、再び自由党が勢力を挽回し、富永隼太（西彼杵）・家永芳彦（長崎）・志波三九郎（南高来）・草刈武八郎（北松浦）・宮崎栄治（南松浦）が当選、山口新一（東彼杵）・藤崎可賛（杵岐、対馬）の二名は与党議員（国民協会）であった。当時、国会三〇〇議席中、自由党は一二〇議席を占めていた。

そして前述のように、明治三十年四月一日をもって「郡制」が施行され、九月一日をもって「県制」が実施されるに至った。

明治三十一年三月十五日の総選挙では、県下でも自由党五名（富永隼太・小川虎一・志波三九郎・草刈武八郎・宮崎栄治）、今村千代太（東彼杵）が進歩党、多田進（対馬）が国民協会で野党が優勢であった。

（杉谷 昭）

参考文献

東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編『朝野新聞 縮刷版』17（明治16年1月―明治16年6月）（べりかん社 一九八二）
杉谷 昭「政治・教育・文化編 第二章 明治期における県政の発展と教育の振興 第一節 地方自治制の展開 二 地方自

第三節 近代教育制度の構築

一 近代教育制度の導入

明治元年（慶応四年・一八六八）三月十四日、明治天皇は新政府の基本政策となる五箇条の御誓文を布告した。この五箇条の御誓文は明治維新の根本精神であり、これによって新政府の諸政策が進められていった。

政府は早速教育の改革に着手し、明治三年（一八七〇）二月、大学において大学規則及び中小學規則を定めた。

小学校教育においては「子弟凡ソ八歳ニシテ小学ニ入り普通学ヲ修メ兼テ大学専門五科ノ大意ヲ知ル」、中学校教育においては「子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ十六歳に至リ中学ニ入り専門学ヲ修ム、科目五アリ 大学五科ト一般、子弟凡ソ二十二歳ニシテ中学ノ事訖リ乃チ其俊秀ヲ撰ヒ之ヲ大学ニ貢ス」とし、地方に対しその実施を推し進めた。

明治五年八月三日、文部省布達第十三号別冊によって「学制」が明らかにされ、「学制」第九十一章に、「生徒衣食ノ費用或ハ官金ヲ以テ之ニ給シ、以テ当然トス、是従来ノ弊ナリ、会私学校ノ生徒衣食ノ用ヲ供スルコト一切之ヲ廃止スヘシ」とあり、学校教育費受益者負担の原則が定められ、このことは「学制」公布後の八月十五日、文部省布達第十七号でも重ねて明らかにされている。文部省としては、四民平等の原則から、教育の場を士族のみに独占させないためという理由から、教育の私事性をうちだしたのである。

その後、相ついで改正（訂正）の布達が出され、明治五年十一月文部省布達第四十二号では、「小学委託金額ノ事」が初めて明らかにされた。この「州郡小学校扶助金」については、最初、文部省は三〇〇万円の概算要求を出したが、大蔵省に反対され、結局二九万余円に減額されてしまった。積算の基礎は「全国男女共老入二付九厘之割」とあり、

一厘は現一円の一〇〇〇分の一である。「此金、専ラ小学ヲ広普シテ學則完整ナラシムルカ為ニ用フヘシ」とあり、公学費のうち、国庫補助(金)であった。文部省年報・統計表によると明治六年(一八七三)度(一万二五九七校)は二四万四五二五円(一二・六割)、同十四年度(二万八七四二校)は二〇万三三九二円(二・一割) この年度で打切られている。

ちなみに、明治十四年における長崎県下各郡の就学率(A)・平民人口(B)・土族人口(C)を表で示すと、下表のとおりである。

次いで「教育令」発布(明治十二年(一八七九)九月二十九日)に先立って、小学巡回訓導(教師)を設け、学区取締りの行政側と協議しながら、教育の改善に努めたが、教育令布告とともに、町村教育行政機関として

「学務委員制」が施行され、広範囲にわたる権限をもって教育指導が行われた。更に明治十五年(一八八二)には、「長崎県小学校教則」が制定され、十六年にかけては、教員・生徒の政治問題にかかわる会合などが禁止され、自由民権運動取締りの方策がとられた。

また教育令第二十条に、「公立学校ヲ設置、或ハ廃止セント欲スルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ」とあり、府知事県令が学校設置の全権を持つに至ったのは、地方税によって支弁する財政的な裏づけが、教育令の二ヵ月前に出された三新法によって確立されていたからである。更に第二十五条に、「町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ」とある小学校補助費についても三新法が前提となっていることは勿論である。したがって、「小学扶助金(補助金)」は打切られ、教育行政面で統一的に再編強化された反面、財政的には地方分権的(負担増加)に強化されることになった。

次に明治十九年(一八八六)の「学校令」についてみると、明治十九年四月十日、勅令第十四号・小学校令第八条に、「授

表2-2 明治14年長崎県各郡別就学率と土族・平民人口

	(A)	(B)	(C)
上 県 郡	42.87%	30,332	13,490
下 県 郡	34.86%		
北松浦郡	34.83%	105,123	18,675
東彼杵郡	30.95%	67,859	14,912
壱 岐 郡	44.18%	33,536	8,226
石 田 郡	44.29%		
西彼杵郡	28.39%	31,737	5,801
北高来郡	23.74%	57,948	4,938
南高来郡	23.91%	142,127	6,879
南松浦郡	28.41%	67,300	3,325

【註】 小学校の授業料25銭ないし50銭の支出と農業の貴重な労働力としての子弟の就学は困難を伴った。(長崎県統計表)

長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編 773頁から。

業料及寄附金ヲ以テ小学校ノ経費ヲ弁シ能ハサル場合ニ於テハ、区町村会ノ議決ニ依リ町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得」とあり、小学校の経費は授業料・寄附金を以つてまかなうのが原則であるとするのである。

この後、明治二十年（一八八七）には、小学生数は前年に比して九万人、十八年（一八八五）度に比すると三八万人も減少し、小学校数は二十年度二万五五〇〇校と、前年に比して三一〇〇校減少した。

また小学校令と同時に出された勅令第十五号・中学校令第六条に、「尋常中学校は各府県ニ於テ便宜之ヲ設置スルコトヲ得、但地方税ノ支弁又ハ補助ニ係ルモノハ各府県一ヶ所ニ限ルヘシ」とあつて、府県会成立前後に数多く競つて建てられた中学校は十二年度が最高で全国に一八四校を数えた。しかしながら各府県の財政難のため、十三年（一八八〇）度以降、百数十校に減少し、二十年度には四八校となつてしまつた。

学校令には「帝国大学令」「師範学校令」などもあつたが、国家予算のうち教育費の中で国立学校の教育費は明治十年（一八七七）度は四二・一割、十四年度は五九・三八割、二十九年度は七四・三九割と上昇していった。こうして帝国大学も規模において拡充され、特に旧制高等学校・専門学校の人件費などが著しく増加、内容も充実されたのである。

初等教育は地方教育費でまかない、高等教育を国庫によつて負担し、充実させることにより、森有礼・文部大臣がいうところの、小学校、尋常中学校は、「中等以下ノモノヲ教育スル所」で「普通実用ノ教育」に外ならないが、高等学校は、「等シク社会上流ノ仲間ニ入ルベキ人」を教育し、「帝国大学ハ学問ノ場所ニシテ、中学校小学校ハ教育ノ場所ナリ、高等学校ハ半バ教育ノ部類ニ属ス」という教育構造論にもとづいていた。

このとき中学校は尋常中学校と高等中学校とに分けられ、師範学校も尋常と高等とに分けられた。例えば長崎県立中学校は長崎尋常中学校に、長崎県立師範学校は長崎尋常師範学校とそれぞれ名称を変更した。

高等師範学校が中学校・尋常師範学校の教員を養成する機関であり、尋常中学校は高等中学校に連絡し、これは大学予備門であつて、高等中学校の教員は、大学卒の学士であることが理想であつた。長崎県には西彼杵郡浦上山里村

に第五高等中学校（熊本）の医学部が置かれる予定であったが、明治二十一年三月三十一日、長崎県立医学校を移管することによって実現し、九州各地の医学校生徒三六九人を収容、明治三十四年（一九〇一）には独立して県立病院とともに長崎医学専門学校になった①。

また明治十九年ごろから県内の養蚕業の発展とともに二十年以降、諫早・長崎区西彼杵郡・北高来郡・東彼杵郡・南高来郡・北松浦郡・石田郡・上、下県郡・南松浦郡など各地に養蚕製糸伝習所が設けられた②。

長崎県下の教育機関については、第六大学区第一番中学となったものが、再び広運学校と改め、外国語学校とし、明治七年（一八七四）三月十七日には「長崎外国語学校」、更に十二月二十七日には、長崎英学校に改めた。明治七年二月ごろ、長崎勝山町、向明（小）学校内に「教員仮師範所」（のちに小学教則講習所）を設けた③。

（杉谷 昭）

二 明治以降の教育制度の変遷と学校教育

新政府は明治三年（一八七〇）以降、教育の改革に着手していたが、その実態は旧藩時代の体制を引きずったままで、藩校及び私塾や寺子屋での教育が存続していた。これに新政府の教育施策が実施に移され、新旧教育体制の混在が続いた。大村藩においては明治五年の学制頒布までは藩校五教館が存続していた。特に、小学校教育においては従来の寺子屋の域を脱することができないでいた。

明治四年（一八七一）七月十八日、政府は太政官布告を発し全国的な教育の統一を目指し、教育行政の要として文部省を設置した。これにより、当時全国の学校を統轄していた大学は廃止された。明治二年（一八六九）十二月以来、従来の昌平学校、開成学校、医学学校等が大学と改められ、大学が最高の教育機関として教育行政事務に当たっていた。ここに至り文部省が大学、中学、小学等の教育上の行政を中央集権的に執り行うこととなった。

■ 一・小学校教育

一・学制発布と大村の学校沿革 五教館の廃止

政府は文部省を設置して全国的教育改革を進めようとしたが、その方針と施策は地方にまで浸透していなかった。そこで政府は明治五年（一八七二）八月、学制を発布し全国的教育推進のための具体的方策を示した。更に、太政官布告（二百十四号）により国民教育の根本理念を明らかにした。

「人タルモノハ学バズンバ有ベカラズ。之ヲ学ブニハ宜シク其旨ヲ誤ルベカラズ。之二依テ今般文部省ニ於テ学制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布告ニ及ブベキニツキ自今以後一般ノ人民華士族農工商及婦女子必ズ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ体認シ其愛育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ズ学ニ従事セシメザルベカラザル者ナリ。」「高上ノ学ニ至テハ其人ノ材能ニ任カスト雖トモ幼童ノ師弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメザルモノハ其父兄ノ越度タルベキ事」と規定した。

そして、この布告の精神を全国津々浦々一般国民に至るまで漏れなく知らしめ、文部省規則に従い学問の普及に努めることが地方官の任務とされたのである。

○学区制の採用と就学届の義務

政府は学校設立や学校制度を運営する制度として学区制を採用した。学区とは学校設立の基本区画で教育行政の単位となった。

学区は、全国を八大学区に、一大学区を三二中学区に、一中学区を二一〇小学区に分け、各区毎に大学、中学校、小学校を置いた。

長崎県は第六大区（明治六年の改正により第五学区となる）に指定され、本県に大学本部が置かれた。大学区にはそれぞれ本部ごとに「督学局」を設けて「督学」を置き、中学区には「学区取締」を複数任命した。各取締は小学区を分担して、就学の督励・学校の設立・保護・授業料徴収・教員の監督等、教育行政の全般を担当した。

一般国民は学に就くものはこれを学区取締に届けること、もし六歳以上になっても学に就かないものがあればことごとくその理由を同じく学区取締に届けることが義務とされた。容認事項として私塾等に入っている子弟、及びやむを得ない事情があつて師をその家に招き学を修める子弟は就学と認められた。

これに基づき学区取締は毎年二月までに表を作り地方官に、地方官はこれを集めて四月中に督学局に提出した。九月に文部省小学教則が示された。それによれば修業年限は、下等小学校四年（六歳〜九歳）、上等小学校四年（一〇歳〜一二歳）までの八年制であつた。

長崎県ではこれに準拠して十月に小学教則、翌六年（一八七三）これを改正、更に明治八年（一八七五）一月、同十年（一八七七）三月と県下の実情に合つた改正がなされ、県下の小学校教育は次第に整備されていったのである。

学制発布、学区制によつて、大村地方でも小学校が創設され授業が開始された。各学校の創立については、明治五年（一八七二）福重小学校の創立に次いで、明治六年（一八七三）に鈴田、竹松、玖島、萱瀬、松原、西大村に小学校が創立され、翌七年（一八七四）に三浦、黒木に小学校が創立された。

○大村における小学校の創立

創立時の様子は各校沿革史によれば次のようになっている。

明治五年八月 福重小学校創立

学制が発布されると同時に福重、松原協同して福重村寿古郷株田の庄屋跡に小学校を創立。福重小学校と称した。就学児童八名であつた。同十二年（一八七九）立福寺に分教場を設けたが、まもなく廃止された。

明治六年一月 鈴田小学校創立

文久二年（一八六二）陰平郷猫山に道場が設けられ、武道修練・学問教授がなされる。末岡与左衛門が家番兼教師となる。明治六年一月、岩松郷に移り、旧庄屋跡を校舎として鈴田小学校が創立された。

明治六年二月、長崎県小学校創立告諭を発す。(明治六年七月一日を期し、各小学校区に公立小学校を設ける。)

明治六年三月 竹松小学校創立

茅屋で事業開始。数年後、旧庄屋に移転

明治六年七月 五教館廃止

明治六年七月 玖島小学校創立

藩校五教館跡に、その一部を校舎として創立された。児童数一八〇名(男一二〇名、女六〇名)翌七年裏町に

琴浦小学校が設けられたが、間もなく玖島小学校に合併。初代校長には元五教館教授山口次郎平が任命された。

明治六年九月 萱瀬小学校創立

原郷庄屋敷跡に茅葺平屋一棟が新築創立された。

明治六年十月 松原小学校独立

福重村と分離し藩政時代の庄屋跡を校舎

として松原小学校として独立

明治六年十一月 池田小学校創立(後の

西大村小学校)

池田分古町庄屋跡に池田小学校として創

立 開校時児童数八五名(内訳男七五名、

女一〇名)

明治九年(一八七六)に乾馬場町の現在地

に移転

明治七年一月 三浦小学校創立



写真2-3 五教館御成門〈長崎県指定史跡〉
(大村市教育委員会提供)



写真2-4 伝松原村庄屋跡の石垣(現松原小学校)

明治五年一月に日泊郷の福田茂六が自宅の一室に児童数名を集めて読書、習字、珠算を教授した。

明治七年一月、三浦小学校として創立され、福田茂六が五等教員を命ぜられ、自宅をもって教室とする。同年七月、日泊郷字西、宮崎神社付近に茅葺平屋を新築移転した。

明治七年六月 黒木小学校創立 縦四間、横三間の校舎を新築。

黒木郷以良椎に第五学区第三中学区黒木小学校として創立された⁽⁴⁾。

以上のように大村地方では学制発布に呼応するかに次々と小学校が創立されていった。校舎は当時の篤志家の自宅、急ごしらえの粗末な校舎、藩政時代の庄屋跡等が充てられた。

○五教館の歴史概要と廃止について

藩校五教館は、幕藩体制の中で二〇〇年にわたり大村藩の教育に大きな役割を果たしてきた。その前身は寛文十年（一六七〇）第四代藩主大村純長が城内下屋敷桜田に集義館を設立し、藩士やその子弟のための教育をしたことに始まる。元禄七年（一六九四）に静寿園と改称した。

更に、寛政二年（一七九〇）第九代藩主大村純鎮はその規模を大きくして新たに文武の両学館を設立した。文館講義所を五教館、武館講武所を治振軒と称した。五教館では、武士だけでなく一般庶民にも入学が許可された。五教館の名称は、儒教の五つの教え「君臣義あり、父子親あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり」に由来している。

大村藩は長州藩、薩摩藩、土佐藩などと同様に明治維新で大きな働きをするが、その中心的役割を果たした



写真2-5 西大村小学校発祥の地
(古町公民館付近)

大村藩勤王三十七士の大半は五教館出身者であった。また、政治家、学者、教育者などを輩出した。

やがて、明治維新を迎え、明治二年版籍奉還、明治四年廃藩置県がなされると、藩校としての役割を終え、明治四年五教館は文部省の管轄となり、明治六年七月廃校となった。

二、学制廃止から小学校令改正（明治四十年・一九〇七）までの大村の小学校教育の変遷

明治五年に制定された学制は教育の目的と制度を明確にして、国民教育の普及に大きな成果を上げ、学校の創立、就学率も徐々に向上した。

しかしながら、学制の理想の高さや画一性が当時の国力や国民感情に対応できない面も多く、実体の伴わない部分も多かった。当時の自由主義の風潮も相まって学制の見直しに大きな影響を与えた。

政府は明治十二年（一八七九）九月、新たに教育令を公布し学制は廃止された。

教育令の規定は学制の内容より極めて自由寛大なものであったので、翌十三年（一八八〇）改正教育令を発した。その後、いくつかの教育令が続けて発せられ、小学校教則、小学教員心得、中学校教則、師範学校教則等も定められ我が国の教育制度の基礎が徐々に確立していくのである。

学制廃止から明治四十年（一九〇七）の小学校令の改正までの諸々の教育令発布の概要と大村の小学校の沿革は次のとおりである。

①明治十二年九月 学制廃止、教育令の公布

修業年限は学制当時と同じく八年であったが、地域の事情によつては四年に短縮できた。学制では義務教育は学校において行うこととしたのを、教育令では他に普通教育を受ける場があればこれを就学と見なした。学区に規制されず、各町村又は数町村連合して公立小学校を設置できることとした。児童に対しての体罰を禁止して、これを条文に加えた。

この間、郡制施行により大村地区は東彼杵郡となり郡役所を大村町に設置することとなった。

②明治十三年十二月 改正教育令公布

小学校の修業年限は三年以上八年以下、事業日数は毎年三三週以上とし、授業時数は一日三時間以上六時間以下とした。各町村は府知事県令の指示に従い、独立又は連合して学齢児童を教育するための学校設置を義務とした。私立学校、幼稚園等の設置は府県知事県令の認可を要するものとし、各府県は小学校教員を養成するための師範学校を設置すべきものとした。各府県は地方の状況に従い中学校を設置し又専門学校、農学校、商業学校、職工学校を設置すべきものとした。

明治十四年（一八八二）五月「小学校教則綱領」が公布された。これに準拠して明治十五年（一八八二）三月、「長崎県小学校教則」が制定され、初等科（三年）、中等科（三年）、高等科（二年）三段階編成となった。

明治十八年（一八八五）調べの長崎県町村立小学校一覧によると東彼杵郡においては、男子学齢児童数四八二人、内就学児童数二七八七人、同不就学児童数二〇四二人、女子においては、学齢児童数四三一四人、同就学児童数六二三人、同不就学児童数三六九一人となっている。

③明治十九年（一八八六）四月 小学校令の公布

師範学校令、中学校令、小学校令を総称する「学校令」が公布された。小学校令では、尋常小学校四年、高等小学校四年の二段階となり尋常小学校の四年を義務教育とした。学校の設置区域・位置などは府県知事の指定によることとした。

当時の東彼杵郡を二高等小学校区域に分け、彼杵村以东においては大村に第十一高等小学校を設けて、校舎を旧大村藩屯営所跡（現在の大村小学校付近）に新築した。第十一高等小学校には大村地区全域から通学し、各地域の小学校は尋常科だけとなった。なお、川棚以北の学区では早岐に第十二高等小学校が創立された。三浦、鈴田、大村、池田（西大村）、萱瀬、黒木、竹松、福重、松原の各小学校が尋常小学校と改称された。

④明治二十三年（一八九〇） 新小学校令の公布

新小学校令公布以降の小学校教育

小学校教育の目的を「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と規定した。尋常小学校の修業年限を短縮して、尋常小学校三年、四年、高等小学校二年、四年、尋常小学校に高等科を併設できるようになった。

明治二十五年（一八九二）十月、大村第十一高等小学校を

表2-3 各小学校の沿革（明治13年～32年）

小学校名	年 月	沿 革
福重小学校	明治19年4月 明治25年9月	福重学区公立尋常福重小学校と改称 福重尋常小学校と改称
松原小学校	明治13年 明治20年 明治25年	初等科、明治15年中等科を置いた。 尋常松原小学校と改称 松原尋常小学校と改称
鈴田小学校	明治14年 明治19年 明治20年	初等科、中等科各6学級を置き、女兒の履修科目として裁縫専修科を設置した。 尋常鈴田小学校と改称、修業年限は4ヵ年となり、同年、組合立第11高等小学校へ尋常科卒業の一部が入学した。 高等小学校へ入学しない児童のために、修業年限1ヵ年の補習科を設立した。
竹松小学校	明治19年 明治23年 明治31年	高等科が第11高等小学校に収容された。 尋常科となり2学級編成 組合立郡高等小学校が創立され、高等科生徒を収容した。
玖島小学校	明治14年 明治15年 明治17年 明治18年 明治19年 明治25年	五教館の跡にその一部を校舎として使用していたが、新築した。 中等玖島小学校と改称 男女二部の2校に分離、女子は旧快行院跡の県立中学校の廃校舎に移った。 大村学区大村小学校と改名した。 尋常大村小学校となる。 大村尋常小学校と改称
萱瀬小学校	明治19年 明治25年	尋常萱瀬小学校と改称 萱瀬尋常小学校と改称
池田小学校	明治15年 明治19年 明治25年	校名中等池田小学校となる。 尋常池田小学校、児童数100名余。尋常小学校4年、高等小学校4年の二段階となる。 西大村尋常小学校と改称
三浦小学校	明治16年 明治19年 明治24年 明治26年	三浦学区中等三浦小学校と改称 簡易三浦小学校と改称 尋常三浦小学校と改称 三浦尋常小学校と改称
黒木小学校	明治16年 明治19年	萱瀬小学校黒木分校となる。 尋常黒木小学校となる。

【註】 表2-3、4は大村市立各小学校編『大村市立各小学校要覧』平成25（2013）年度版、大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻「大村市教育史年表」から作成。

廃して、その跡に一町四村（大村町、大村、西大村、鈴田、三浦）の「組合立高等小学校」が設置された。郡地区では、明治三十一年（一八九八）、竹松郷に組合立郡高等小学校が設立され、竹松、萱瀬、黒木、福重、松原の高等科生が通学した。また、明治三十二年（一九〇九）、鈴田、三浦及び西大村は、それぞれに高等小学校を設立した。この間の各小学校の沿革は表2-3、表2-4のとおりである。

⑤ 明治三十三年（一九〇〇）八月 小学校令の改正

尋常小学校の修業年限を四年と統一し、二年制の高等小学校を尋常小学校に併設することを奨励した。大村地方でもこの趣旨に基づき、高等小学校の組合立を解除して、それぞれの尋常小学校に併設させた。

小学校の授業料徴収は廃止され義務教育費が無償となった。これらの教育制度の確立によって、小学校児童の就学率が格段に向上し、義務教育年限の延長に対する国民の世論が高まった。

三、明治四十年三月 小学校令の改正

義務教育延長に対する国民世論に後押しされ政府は新たに小学校令を



写真2-6 大村町尋常高等小学校（現大村小学校敷地）
（河野忠博ほか編『ふるさとの想い出写真集明治大正昭和』大村国書刊行会、1980年 から）

表2-4 大村における高等小学校の成立

小学校名	年 月	沿 革
西大村尋常高等小学校	明治33年4月 明治35年 明治38年4月	高等小学校を併設し西大村尋常高等小学校と改称 女子補習科が設置された。 箕島に分教場を設置
大村立尋常高等小学校、 大村町立大村尋常高等 小学校	明治37年3月	大村、大村町の組合立大村高等小学校が廃止され、それぞれ分離して大村立尋常高等小学校、大村町立大村尋常高等小学校として発足した。
鈴田尋常高等小学校	明治41年3月	高等小学校を併設し鈴田尋常高等小学校と改称
竹松尋常高等小学校、 福重尋常高等小学校、 松原尋常高等小学校	明治45年3月	各尋常小学校に高等小学校を併設し尋常高等小学校と改称
萱瀬尋常高等小学校	大正3年 5月	高等小学校を併設し萱瀬尋常高等小学校及び黒木分教場・南川内分教場となる。

改正し、尋常小学校の修業年限を六カ年に延長し、これをもって義務教育年限とした。また、高等小学校を二、三カ年とし翌年四月から実施した。小学校令の改正から昭和十六年（一九四一）四月における国民学校令の公布までの大村の教育変遷の概要は表2-5のとおりである。

四・国民学校令の公布と戦時下の学校教育

昭和十二年（一九三七）、盧溝橋事件を契機として日中戦争（日華事変）が勃発、戦局は長期戦の様相を呈してきた。このような状況下、昭和十三年（一九三八）「国家総動員法」、十四年（一九三九）には「国民徴用令」が出され国家主義の体制が進められていった。

文教行政の上では国民精神総動員を掲げ、根底となる精神は文部省教育局から出された「国体ノ本義」「臣民ノ道」「国史概説」を貫く「皇国ノ道」であった。

このような背景のもと、昭和十六年（一九四一）年三月、「国民学校令・同施行規則」が公布され、従来の小学校は国民学校と名称が改められ県下一斉に発足した。国民学校という名称は国民全体の教育という意味で決定されたのである。

同年十二月には、日本のハワイ真珠湾攻撃によって太平洋戦争（大東亜戦争）⑤に突入した。

国民学校令の目的は、「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ、国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」（国民学校令 第一章 目

表2-5 大村の教育変遷

年 月	変 遷
明治41年 4月	萱瀬小学校南川内分教場を中岳郷に設置する。
明治45年 4月	郡高等小学校を解散し松原、福重、竹松小学校に高等科を設置し、松原尋常高等小学校、福重尋常高等小学校、竹松尋常高等小学校となる。
大正3年 5月	萱瀬村内小学校を併合して萱瀬尋常高等小学校となる。黒木、南川内は萱瀬尋常高等小学校分校となる。
大正12年 2月	学制発布五十周年記念として大村尋常高等小学校に児童保護者会が発足する。これと前後して各小学校に児童保護者会が設置される。
3月	大村町立尋常高等小学校が廃校となる。児童は附属小学校に就学することになる。
4月	長崎市桜馬場の長崎県師範学校が大村市下久原に移転する。同時に師範学校附属小学校が設置される。
大正14年 4月	大村、大村町が合併する。
12月	大村町立尋常高等小学校が長崎県師範学校代用附属小学校となる。
昭和2年 4月	三浦小学校が高等科を併置し三浦尋常高等小学校となる。

【註】 大村市史編集委員会編『大村市史』下巻「大村市教育史年表」から作成。

的 第一条)であり、教育の内容は「皇国ノ道」であり、その指導方法は「錬成」であつた。

国民学校令施行規則第一章教則及び編制第一節総則は、教育指導の留意点を次のように定めている。

第一条 国民学校ニ於テハ国民学校令第一条ノ趣旨ニ基キ左記事項ニ留意シテ児童ヲ教育スベシ

一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ

二 国民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ体得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニカムベシ

三 我が国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇国ノ地位ト使命トノ自覺ニ基キ大国民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ

四 心身ヲ一体トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避クベシ

五 各教科並ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ関連ヲ緊密ナラシメ之ヲ国民錬成ノ一途ニ帰セシムベシ

六 儀式、学校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニカムベシ

七 家庭及社会トノ連絡ヲ緊密ニシ児童ノ教育ヲ全カラシムルニカムベシ

八 教育ヲ国民ノ生活ニ即シテ具体的實際的ナラシムベシ

高等科ニ於テハ尚将来ノ職業生活ニ対シ適切ナル指導ヲ行フベシ

九 児童心身ノ発達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施スベシ

十 児童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養フニカムベシ

国民学校には、初等科(六年)と高等科(二年)が置かれた。教科は国民科(修身、国語、国史、地理)、理数科(算数、理科)、体錬科(体操、武道)、芸能科(音楽、習字、図画、工作)、家庭科(女子)、実業科(農業、工業、商業、水産)、高等科は他に外国語その他必要な科目を置くことができた。特に国民科修身は最も重要な科目として力が

入れられた。

国民学校が目的とする皇国民鍊成とは、日本は天皇が統治する国であり、国民はその臣民として国に尽くすべく教育によって心身共に鍛えあげることである。皇国民鍊成は重要な国民教育の目的であり儀式行事を重視した。紀元節（二月十一日）、天長節（天皇誕生の祝日）、明治節（十一月三日）、一月一日を四大節として、最も重要な儀式とした。このような中で、天皇御真影^{ごしんえい}が各学校の奉安殿に奉護され、その取扱いは極めて慎重になされた。

国民の思想を統一する必要があるから、政府は思想対策研究会の事業を重視した。長崎県下では二三の長崎県思想対策研究会支部（研究指定国民学校）が置かれ、大村市では西大村国民学校が研究校として指定された。研究主題は「大村教学精神ノ研究と校ノ内外ニ対スル展開」であった。

大村における国民学校の発足とその経緯は、次のとおりである。

昭和十六年四月、大村尋常高等小学校は大村町第一国民学校、西大村尋常高等小学校は大村町第二国民学校、竹松尋常高等小学校は大村町第三国民学校となる。

昭和十六年十二月八日、太平洋戦争に突入。

昭和十七年（一九四二）二月、大村市制が敷かれる。三浦村、鈴田村、大村町（大村、竹松、西大村）、萱瀬村、福重村、松原村の一町五村合併する。

大村町第一、第二、第三国民学校は大村市第一、第二、第三国民学校となり、その他の国民学校はそれぞれ大村市〇〇国民学校となる。

昭和十八年（一九四三）四月、第一、第二、第三国民学校はそれぞれに大村市大村国民学校、大村市西大村国民学校、大村市竹松国民学校となる。



写真2-7 西大村国民学校奉安殿（現西大村小学校敷地）

（河野忠博ほか編『ふるさとの思い出写真集明治大正昭和』国書刊行会、1980年 から）

昭和十九年（一九四四）四月、第二十一海軍航空廠の設置に伴い大村市の人口が急に増え、学齡児童が増加したので校舎を新築し、杭出津郷に大村市三城国民学校を創立する（大村、西大村両国民学校から分離）。

ここに戦時下における開校一年目の三城国民学校の慌しい状況を同校学校日誌から抜粋引用してみる⑥。

四月五日（水）晴

職員八時半富松神社集合 午前九時半ヨリ開校式ヲ举行ス

入学児童約一七〇名（注）九月二〇日現在児童数一、〇〇〇名となる

新任職員着任報告式举行 午後一時三十分ヨリ新校舎に於テ皇太神宮鎮座式举行 山口市長、助役、総務課長、山口、高見校長列席

四月六日（木）晴

市役所階上ヨリ三城国民学校新築校舎へ荷物運搬（大村国民学校高一、二児童ニテ）

四月七日（金）雨

一年生登校、各教室ノ整備 四教室ニ机・腰掛ヲ配当ス 職員会開催

四月八日（土）曇

大詔奉載日 一年生担任登校出勤 他職員大村校、西大村校ニ出勤シ大村神社参拝

四月二二日（土）雨後晴

初等科五年以上児童移転入校式举行 両校児童挨拶交換 学年別編制整列学校長訓辞 職員紹介 富松神社、

忠霊塔参拝

四月二五日（火）雨

靖国神社臨時大祭 臨時休業

四月二六日（水）晴

天長節式歌練習 分列式練習 朝礼ヨリ教室へ出入練習 高見校長来校
四月二八日(金)

軍旗奉迎 午前五時三十分 午前八時半始業 午後 忠霊塔杜殿ニテ天長節挙式練習 霊域清掃
五月二二日(月) 晴

青少年学徒ニ賜リタル勅語 下賜記念日 勅語奉読式挙行 清掃奉仕(午後)
五月二四日(水) 晴

高等科一年、二年女子 松本三男宅麦刈ノ為出動 午前中引率溝上訓導
五月二五日(木) 晴

勤労奉仕出動 麦刈 初等科五年以上児童
六月十五日(木) 晴

学校長、北村、田波多訓導 西大村校楠公銅像入魂式へ参列
午後五時三十分 警戒警報発令 午前零時五十分 空襲警報発令

六月十六日(金) 曇

第一校時 空襲警報発令ニ対スル感想発表綴方

第二校時 時局講話 第三、四校時避難訓練

防空壕建設(警戒警報発令中)

六月十七日(土)

警報発令中一般職員ノ出勤時刻ハ午前七時トス 夕刻ハ凡ソ午後六時マデトス 待避訓練実施(警戒警報発令)

勤労奉仕 芋サシ、田植

八月八日(火) 曇、雨

海洋少年団幹部養成指導者講習会へ 田中訓導以下十二名

大詔奉載日 詔書奉読式虚構 手旗検定

八月九日(水)晴

授業休止式 通信簿渡シ 墓地清掃

八月二一日(月)晴

授業開始式挙行 学級講話 作業 教室清掃

八月二三日(水)晴

第二次移転入校式(初等科二、三、四年入校) 教室清掃 防空壕造り

学校長 学徒勤労働員協議会へ

八月二四日(木)晴

高等科二年男女学童動員壮行式

九月一日(金)晴

空廠動員学童入廠式へ 学校長、藤井、浦上訓導 引続キ連絡協議会

戦局は厳しくなり昭和十九年から二〇年にかけては連日のように、警報発令、空襲が続いた。国民学校は、その校舎を軍用に使われるようになる。

昭和十九年十月の海軍航空廠への空襲により大被害を被り、同工場分散のため、左記の通り校舎を軍用に使用した。松原国民学校を海軍航空廠の医務部、講堂を軍需品倉庫とした。萱瀬国民学校を同海軍工作隊駐屯とした。三城国民学校を同軍需品の倉庫とした。

昭和二十年(一九四五)五月、三城国民学校は西部第二〇九三部隊(特警隊)本部となった。空襲が熾烈となり竹松国民学校は避難を命じられ、荒瀬郷に学校本部を移転した。福重国民学校は福重飛行機滑走路建設作業のため小

田部隊の宿泊所となった。西大村国民学校は陸軍作業部隊の宿泊所となった。

このような状況の中ではあったが、校舎の使用に当っては日常の教育活動になるべく支障をきたさないように配慮された。

■二、中学校教育

一、県立大村中学校の新設と廃校

明治十二年、全国画一的な内容であった学制が廃止され、地方自治尊重、自由主義的な内容の教育令が公布され、これに伴い県立中学校の設置が奨励され全国的に中学校が増設されていった。明治十三年、教育令公布に伴う長崎県中学校学則が定められると同年十月、県立の初等大村中学校が開設された（大村市片町快行院跡）。初代校長は元五教館学頭監察加藤勇（大村藩勤王三十七士の一人）、訓導・教員は山口東溪、一瀬前義、峰是三郎、奈良保、朝長寛吾、永田碩哉の諸氏であった。生徒数は五四名、一四年に八七名、十五年に五四名が在学した。年齢は一四歳から二〇歳位までで半年ごとの進級、三年制で、教科は文章学、地理学、史学、物理学、化学、博物学、生理学、修身、数学、習字、画学、簿記学、外国語等であった。

長崎県は明治九年以来佐賀県を併合しており、県立中学校が一三校あったが教育費削減論の高まりの中、県の方針は長崎、佐賀それぞれ一校ずつにしほり他校を廃止させる方向に進んでいく。明治十六年、佐賀県と分離した後、文部省・県の方針は一県一校となり長崎県中学校規則が成立した。これに伴い県下八校あった中学校は長崎に一校残して他の七校は廃止となった。明治十七年三月、県立初等大村中学校が廃校となる。生徒は解散、在学生一六名は長崎中学に転入、他は退学するか、他地方の私塾に学んだ。

二、旧藩主・藩士有志による私立中学校設置運動

県立大村中学校の廃校は旧大村藩内の人々に子弟教育の場の行方を案じ困惑させた。このような状況の中、旧大村藩重臣や五教館関係者、学区取締、戸長等の有力者等が大村純雄伯爵（旧大村藩主大村純熙の養子）の協力を得て、

私立大村中学校設立運動を起こした。その代表一五名が廃校直前の十七年一月松原英義東彼杵郡長を経由して石田英吉県令に「私立中学校設置申請書」を提出した。この申請書は郡長の段階で却下された。却下の理由は「中学通則（十七年一月）に定めてある経費、教員、その他の準備を同則に適合させるのは容易ならぬことである。強いて中学校を設置するより、むしろ農学校を設置したらどうか」、ということであった。

私立中学校開設のためには職員給与、備品費、教室・実験室、職員詰所、寄宿舎等の維持管理費を含めて莫大な資金が必要となる。資金募集は大村家から年々二五〇〇円の補助約束を得た。また一般寄付金も順調に進んだ。

郡長の却下処理に承服しない請願代表者たちは、五月一日直ちに「旧大村中学校舎並敷地書籍器械払下願」を提出した。これは、不用の分は代価をもって支払うという有償払い下げ願いであった。しかし、これも六月十日に却下された。

その後、机椅子借用願、大村家が所有する旧藩産物方伊豫屋を校舎使用とする等の開校願を粘り強く続けたがいずれも却下された。

文部省・県が廃校決定した処置を覆すのは容易ではなかったが、前の代表一五名に二名を加えた総勢一七名の署名で六月十一日、大村中学校規則を添付した「私立中学校設置願」を再提出した。これに対し県は中学校規則に拠り、校長、有資格教員、経費問題等の解決を促し、これも却下した。

これらの設立条件への対応策として校長に喜多陳平を指名、東京高等師範学校出身の教員招聘、教材等の購入、大村家の資金補助や藩内有志からの募金による経費問題解決、これに東彼杵郡長の副申を添えて七月に改めて設置



写真2-8 大村純熙銅像

（長崎歴史文化博物館収蔵 絵葉書・肥前大村神社内大村公卿銅像正面）

願を提出した。

県はついに八月十四日、「私立中学校設立ノ儀ハ聞届候事」として、私立大村中学校の設立を許可した。ただし、これは条件付認可であつた。条件は教員の確保についての内容であつたが、これも解決することを約して「私立大村中学校開校之儀ニ付願」を提出した。

十月二十五日、「書面之趣聞届候事」と認可が下り、初等中学校として私立大村中学校が誕生した。旧大村藩有志を中心とする発起人たちの一〇ヵ月間にわたる中学校設立請願運動が実を結び県下では県立長崎中学校に次いで二番目の中学校が発足したのである。

十一月十日、私立大村中学校開校式に臨席した県令代理の学務課長小山健三（後の文部次官）はその祝辞の中で大村の教育熱の高さと設立運動の努力を次のように讃えている。

殊ニ学校ノ委員何レモ一意教育ニ熱心シ殆ド他意ナキニ似タリ。去レバ今後嚴ニ監督シ方針ヲ誤マルナカラシメバ、該地ノ人材ヲ陶冶シ一般ノ人民ヲシテ向学ノ念ヲ誘發セシムル如キハ、ソノ益少カザルベシ。

三、私立大村中学校創立とその後の経緯

明治十七年（一八八四）十一月、私立大村中学校が開設される。県立中学校廃校の直後において私立中学校の設立の事は容易ではなかつたが旧大村藩主の後援と創立発起者の熱意ある働きかけにより文部省の許可するところとなつた。校長は喜多陳平、教頭植竹源太郎、校舎は外浦小路。四年制で半年ごとに進級した。遠く島原、西彼方面からの進学者もあつた。入学生徒数は九九名、年長者は二二、三歳、授業料は月一五錢であつた。明治十九年九月、私立大村中学校を私立尋常大村中学校と改称。中学校令により従来の四年制初等中学は五年制の尋常中学に移行した。尋常中学の名は高等中学に対する名称であつた。移行時の校長は植竹源太郎氏。明治二十年（一八八七）二月、森有礼文部大臣が視察のため来校、訓示を行つた。この当時、県内外からの参観者が多く、大村中学に対する注目と期待が見て取れる。生徒の進学は県下一円に及び、多くの秀才が学んだ。学校の経営は校主総代が当たっていた

が、後には東彼、西彼の町村議會を代表する商議員が当たった。

明治二十八年（一八九五）十一月、私立尋常大村中学校の経営が、横山寅一郎専任校長が長崎市長に就任したのを機に大村伯爵家に移管される。明治二十九年（一八九六）五月、私立尋常中学玖島学館と改称される。館長宗像逸郎、館主の他評議員七名が置かれた。「玖島」の名は藩の居城玖島城に由来する。玖島学館の名は大正八年（一九一九）四月、長崎県立大村中学校となるまで続いた。私立大村中学校は明治十七年十一月から明治三十一年三月まで続いたが、この私立時代の卒業生には、三菱会長の浜田彪、玖島学館長洪江小摩策、京都帝国大学教授朝永三十郎（朝永振一郎の父）、大阪帝国大学総長楠本長三郎、東京帝国大学教授黒板勝美等が名を連ねている。明治三十一年四月、私立尋常中学玖島学館は県に移管される。中学校令改正によって県立中学一県一校方針が変更され、県立中学増設が認められたことによるものである。明治三十四年（一九〇一）四月、長崎県立中学玖島学館と改称され、長崎県立となり大村家から分離独立した。明治三十六年（一九〇三）十一月、本小路の新校舎（現大村小学校校地）に移転し、大正八年四月、長崎県立大村中学校と改称される。昭和八年（一九三三）二月、県立大村中学校鉄筋三階建の校舎が下久原に建築され移転した。

■三、大村における高等女学校の設立

女子高等教育においては、明治二十四年（一八九一）、中学校令改正以来全国的には県立、私立の高等女学校が創立されていった。しかし、長崎県においてはまだ立ち遅れていた。明治三十二年（一八九九）、高等女学校令が制定されると明治三十四年県立長崎高等女学校が設立された。

大村の女子教育の前身は明治四十二年（一九〇九）四月、大村町八坂町に設立された大村町立女子手芸学校（二年制）



写真2-9 長崎県立中学玖島学館（現大村小学校敷地）
（河野忠博ほか編『ふるさとの想い出写真集明治大正昭和』
国書刊行会、1980年 から）

である。設立には時の東彼杵郡長田辺民次郎氏、大村町長紀内源次氏が尽力した。最初の入学者は小学校高等科卒業生七二名であった。

明治四十三年（一九一〇）十月、高等女学校改正令で実科高等女学校が認められるに伴い、翌四十四年（一九一一年）八月、東彼杵郡立大村実科高等女学校（三年制）が設立された。仮校舎に郡会議事堂（東本町二五〇番地）を充てた。同年十月、新校舎（大村駅前、長崎県営バス大村ターミナル付近）に移転した。生徒定員は一五〇名、教科内容は主として家事裁縫であった。

大正八年、東彼杵郡立大村高等女学校と改称された。これは、教育内容が実科から普通学科に重点が移されることによるものである。大正十一年（一九二二）四月、県移管に伴い長崎県立大村高等女学校と改称した。昭和九年（一九三四）四月、長崎県女子師範学校が長崎から長崎県師範学校（下久原）の位置に移転した。これに伴い県立大村高等女学校は女子師範学校校舎に移転併置された。県師範学校は長崎市桜馬場の校舎に移転。昭和二十三年（一九四八）四月、学制改革により県立大村女子高等学校となり、十一月、県立大村高等学校、県立大村農業高等学校と統合して県立大村高等学校となったのである。

■四、実業学校、青年学校、女子実科学校、幼稚園等の設立

一、実業学校

明治維新後の近代産業の発展に伴い、その基盤をなす実業教育の振興を目的として、次第に実業学校が設立整備されていった。

明治二十六年（一八九三）、「諸般の実業に従事しようとする児童に、小学校教育の補習と同時に、簡易な方法でその職業に必要な知識・技能を授ける」ことを目的に実業補習学校規程が制定された。

明治三十二年、実業学校令が公布され長崎県下の実業学校は次第に増加発展するに至った。実業補習学校は条件つきで小学校に併設できることとした。

教科内容は、修身、読書、習字、算術、実業とし、地方の実情に応じて工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、実業補習学校等があった。

大村の実業補習学校の種類は大半が農業補習学校であり小学校に併設された。大村における実業補習学校の設立は表2-6のようになっている。

二、青年学校

昭和十年（一九三五）四月、青年学校令が公布され従来の実業補習学校と青年訓練所は廃止され青年教育が統一強化されていった。

青年学校の目的は「男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及ビ実生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ工場セシムル」ことが目的であった。内容は、普通科二年（尋常小学校卒）、本科男子五年・女子三年（高等科卒）、研究科一年（本科卒）からなり、

表2-6 大村における実業補習学校の設立

年 月	設 立
大正5年 11月	竹松農業補習学校を小学校に併設。
11月	福重農業補習学校を小学校に併設。
大正6年 12月	松原農業補習学校を小学校に併設。
大正7年 4月	萱瀬農業補習学校を小学校に併設。
4月	大村町商業補習学校を小学校に併設。
大正8年 4月	鈴田農業補習学校を小学校に併設。
大正10年 4月	大村実業補習学校を小学校に併設。
7月	西大村農業補習学校を小学校に併設。
9月	三浦農業補習学校を小学校に併設。
昭和8年 4月	大村実業補習学校の組織を変更して青年訓練認定大村高等国民学校と改称、校舎は県立大村中学校校舎を使用。県立大村中学校は2月に久原丘（下久原）の新校舎に移転。
昭和16年 3月	竹松実業学校創立。昭和19年（1944）6月、大村市竹松実業学校は長崎県大村市立農学校と改称、昭和23年（1948）4月、県に移管され長崎県立大村農業高校となる。

【註】 大村町尋常高等小学校編纂『大村町郷土誌』、大村尋常小学校編『大村小学校沿革史』、大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻「大村市教育史年表」から作成。

表2-7 大村における青年学校の沿革

年 月	変 遷
昭和10年 4月	青年学校令が公布される。
昭和12年 4月	竹松青年学校が独立し、専任校長を置く。
12月	大村実業青年学校が独立し、専任校長を置く。
昭和14年 4月	青年学校令が改正され義務制となる。満12歳以上19歳未満の男子に就学義務が生じる。
9月	大村の実業補習学校は青年学校と改称する。
昭和19年 5月	竹松、福重、松原、萱瀬の4青年学校を合併して大村市郡実業青年学校を創立する。
昭和22年 3月	新学制発足により青年学校は廃止となる。

【註】 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻「大村市教育史年表」から作成。

三、幼稚園

大村町立玖島幼稚園

教授及び訓練科目として、修身及び公民科、普通学科、職業科、体操科（本科男子は教練科）、女子には家事及び裁縫科があった。青年学校は戦時中にあつては戦力であり、教練の強化、国防事業への協力の一環として生徒の動員、警防活動、食糧飼料の増産運動等の重要な役割を担うことになる。女子青年教育にも力が注がれ、実践女学校等の名称で女子青年学校が設立されていった。特に、看護学の知識、料理・裁縫の知識技能を身に付けることを目的とした。昭和二十三年三月、新学制発足に伴い青年学校は廃止となった。

大村における青年学校の沿革は表2-7、女子青年学校の沿革は表2-8のとおりである。

表2-8 大村における女子青年学校の沿革

年 月	変 遷
明治42年 4月	大村町八坂町に町立女子手芸学校創立、同校はのち大村高等女学校となる。
明治44年 8月	長崎県東彼杵郡大村実科高等女学校設立。仮校舎に郡会議事堂を充てる。（東本町旧大村市役所庁舎）10月に新校舎に移転する。校地は大村駅前県営バス大村ターミナル付近。
大正13年 4月	私立大村裁縫女学校が創立される（伊勢町海岸端通り）。同14年5月、大村女子職業学校となる。現在の私立向陽高校の前身である。
昭和9年 4月	私立西村高等和裁学校創立される。
昭和17年 2月	私立滝野高等洋裁学校創立。

【註】 大村市史編集委員会編『大村市史』下巻「大村市教育史年表」から作成。

表2-9 師範学校の沿革

年 月	変 遷
明治7年	小学校教則講習所（教員仮師範所—現在の長崎市立勝山小学校の地）として創立される。
明治11年	長崎県師範学校と改称、校舎新築される。
明治17年	長崎県女子師範学校（長崎浜町）が創設される。
明治19年	女子師範学校を男子師範学校に合併。
明治41年	長崎県女子師範学校独立（長崎立山）
大正12年	長崎県師範学校が移転する。 男子は長崎桜馬場から大村下久原、現在の長崎県立城南高等学校の地へ移転。 女子は長崎立山から長崎桜馬場へ移転。
昭和9年	師範学校移転。 男子は大村下久原から長崎桜馬場へ移転。 女子は長崎桜馬場から大村下久原へ移転し、県立大村高等女学校に併設される。
昭和12年	男子師範は西浦上新校舎へ移転。
昭和18年 3月	師範教育令改正で国立専門学校として昇格する。 修業年限、本科3力年、予科2力年となった。 男子部（西浦上）と女子部（大村）が合併する。
昭和24年 4月	長崎大学発足で統合される。

【註】 長崎県教育委員会編『長崎県教育史』資料編から作成。

明治二十九年五月、私立玖島幼稚園（玖島郷）が創立され、同四十年（一九〇七）大村町立玖島幼稚園となった。当時、大村地方における幼稚園は本園のみで昭和九年四月、長崎県女子師範学校が大村（下久原）に移転し、その附属幼稚園（本小路）に吸収されるまで続いた。

■五、師範学校

師範学校の変遷と大村

長崎県師範学校は、明治七年小学校教則講習所（教員仮師範所）が長崎に創立されたのに始まる。明治十一年（一八七八）長崎県師範学校となり、昭和二十六年（一九五一）三月、長崎大学長崎師範学校卒業式を最後に、教員養成機関としての師範教育を終えた。その沿革を見ると表2-9のとおりである。

男子師範学校は、大正十二年大村下久原に移転してきた。この時の地元民の喜びはたえようもなかった。落成式当日は祝賀のための多数の余興が行われて、運動場は勿論のこと、広い校域は観衆で埋まるほどの盛況であったという。

大村地元民に親しまれ、定着していた男子師範学校も長崎移転の計画が持ち上がり、移転反対の東彼杵郡民大会が開かれるなど、反対運動が繰り広げられたが、昭和九年（一九三四）に長崎桜馬場に移転し、一一年間の大村における男子師範学校時代は終わりを告げた。男子師範学校の長崎移転と入れ替わりに女子師範学校がその跡地に移転してきた。昭和十六年両校が合併し男子部（西浦上）、女子部（大村）となった。

（森山信孝）

三 戦時下における学校教育

国民学校の教育は「忠良なる皇国民の錬成」を目標に実施されたもので、戦局の拡大進展と第二次世界大戦の勃発により、次から次へ勅令、訓令が発せられて軍国主義に徹し、ただ戦に勝つための教育に移行した。

中等学校以上にあつては、学徒報国隊の結成、勤労報国学徒出動命令と続き、中学校の修業年限を四ヵ年（一年短縮）とした。軍事教育の強化、国民学校令戦時特例の公布、決戦非常措置による学徒動員態勢の強化、女子挺身勤労令による挺身隊の結成、戦時教育令公布など戦時教育体制が整備・実施されていた。

以下、戦時下における大村市の教育状況についてその一端を記してみる。

○学齡児童の増加

第二十一海軍航空廠の設立で大村市は軍都として発展、人口の急激な増加をみた。

これまでの学校のみでは学齡児童の収容がでなくなつたので、昭和十九年四月大村市三城国民学校を創立し、大村、西大村国民学校の通学区を変更して、両校の児童を転入させた。中学校も転入者が多く一年五学級の増加となり二階建て四教室を増築した。

○学徒勤勞動員 勤勞作業

文部省は昭和十三年（一九三八）六月「集团的勤勞作業運動実施二関スル件」を通牒した。これにより集団作業を根本とする勤勞奉仕が勤勞教育の柱として強化されていった。軍事関係工場の物品運搬作業、出征軍人家庭の勞力不足を補う農事手伝い、郵便配達の応援、新聞配達に協力、電波探知機基地の構築作業等々の勤勞動員があつた。昭和十六年（一九四一）二月「青少年学徒食糧飼料等増産運動実施要項」により、食糧増産のための農事作業、開墾、学校農園の拡充等の勤勞作業に従事した。また資源の確保のため、どんぐり、茶の実、桑の皮、ラミীর皮、松脂などの収集、唐胡麻（ヒマ）の栽培などに当たつた。第二十一海軍航空廠への勤勞動員も始まり、昭和十九年九月一日、入所式が行われた。直ちに市内小学校高等科生徒は教員引率のもと飛行機製作工場に出動する。同年十月二五日の大空襲により航空廠は大半爆破、焼失した。

○大村中学校の報国団結成

昭和十六年八月^①、文部省の指示により全国の諸学校において学校報国隊が結成されることになった。大村

中学校では七月課外活動部の玖島会が改編され、報国団となり、昭和十八年（一九四三）六月の「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定されると、報国隊となり「有時即応ノ態勢」下に置かれた。

報国隊は、国土防衛のため、戦技訓練、特技訓練、防空訓練の徹底を図ること、勤労報国動員のために食糧増産、木炭運搬から工場作業、防空掘り、種鶏場造成作業などの勤労奉仕、女子については、戦時救護の訓練を実施すること等が教育体制の中に組み入れられた。

○教科と修練

中学校の教科は国民科（修身、国語、歴史、地理）、理科（数学・物象、生物）、体錬科（教練、体操、武道）、芸能科（音楽、書道、図画・工作）、実業科（農業、工業、商業、水産）、外国語（英語、独語、仏語、シナ語、マライ語、その他）の六教科で実業科と外国語は第三学年以上にそのいずれかを選択履修させることとした。高等女学校においては、教科を基本教科と増課教科とに分け、基本教科は国民科、理科、家政科（家政、育児、保健、被服）、体錬科（体操、武道、教練）及び芸能科とし、増課教科は家政科、実業科（農業、商業）、外国語とした。

また教科外の行事、作業などの意義を重視し、組織化して修練と名づけて必須させた。

○終戦後

昭和二十年（一九四五）八月十五日に終戦となり、軍国主義、国家主義による教育は停止され、これらの教育に使用された図書、掛図類、施設、備品を焼却した。また、児童用教科書の一部を墨汁により消し、教練や武道の指導を停止した。各校の御真影を三浦国民学校に一括奉安し、昭和二十一年（一九四六）一月九日に大村市長を通し、長崎県知事に奉還した。

（森山信孝）

四 社会教育の変遷

明治期教育政策の最大の課題は学校教育の推進であり、教育の普及発展は主として学校教育の方面に注がれた。

社会教育は「通俗教育」の名称で重視するに至らない面があったが社会情勢の変動は社会教育の振興を促し、明治末期から大正時代に入つての青年団、婦人会等の組織結成へと進行していった。

■一、青年団及び婦人会の結成

長崎県の青年団は明治三十年代頃から「青年会」という名称で各地に誕生していたが、大正四年（一九一五）九月、内務・文部両省次官名で訓令が発せられ青年団結成に努力するよう具体的標準が示された。これに基づき、本県においても大正五年（一九一六）二月、長崎県知事名において青年団体の振興を図るための訓令を発し、青年団体の標準を示した。

青年団体標準第一 青年団体ノ目的

青年団体ノ目的ハ団員ノ修養ヲ為スニ在リ故ニ各員ハ自治協同ノ精神ヲ以テ克ク団結シ共ニ智能ノ啓発品性ノ向上体力ノ増進ヲ図リ以テ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルコトヲ期スベキモノト而シテ此ノ目的ヲ完全ニ遂行セシメンガ為準拠セシムベキ要綱凡ソ左ノ如シ

（一）忠孝ノ本義ヲ体シ愛國ノ精神ヲ涵養シ以テ共同生活ニ必須ナル素質ノ養成

一、神社並ニ祖先崇敬ノ觀念ヲ養フコト

一、愛郷ノ觀念ヲ厚クシ公共ノ為ニスル犠牲的精神ヲ養フコト

一、自治協同ノ精神ヲ養ヒ責務ヲ重ズルコト

一、秩序ヲ尚ヒ公益ヲ重ズルコト

（二）常識ノ涵養其ノ他生活ニ必須ナル智識技能ノ補習

（三）品性ノ向上及人格ノ完成

一、誠実ニシテ勤勉ナルコト

一、禮讓ニ厚ク節制ヲ重ズルコト

一、素行ヲ慎ミ風紀ノ振肅ヲ図ルコト

一、自重耐久ノ風ヲ養フコト

一、剛健質実ニシテ尚武的士氣ヲ振作スルコト

一、身体ヲ鍛鍊シ体力ヲ増進スルコト

更に大正七年（一九一八）五月、活動内容、指導留意点を明らかにした訓令が出された。

大村地方では明治期末の頃から各地に青年団や婦人会が組織され、結成当時は青年団長に小学校長が充てられることが多かったが、次々に自治組織に改められていった。

県が大正七年（一九一八）各市町村に提出させた「郷土誌」から大村地方の様子がうかがえる。当時、最大の人員を擁したと考えられる萱瀬村青年団の概要を引用したい。

・萱瀬村

青年団 明治四三年三月本村各部落二青年会ノ組織アリ 荒瀬・原・宮代・田下・中岳・南川内ノ六青年会ヲ西部青年会ト称シ久良原・黒木・北ノ川内ノ三青年会ヲ東部青年会ト称セリ 然ルニ大正四年十一月十五日大典ヲ記念スル為東西ノ両会ヲ合併シテ萱瀬村青年会ヲ組織シ各部落ノ青年会ヲ其ノ支部トセリ 現在会員一八四人 一二歳以上三十歳以下ノ青年ヲ入会セシム 各支部ニ於テハ毎月二回乃至三回夜学会ヲ開キ時々撃剣住角力ノ技ヲ練ルアリ 或ハ道路ノ修繕植木等共同作業協同貯金ヲ行フアリ

青年団は大村町、大村、西大村、鈴田、三浦、萱瀬、竹松、福重、松原で結成され、団員の対象年齢、活動は各村で異なる。主な活動内容は、国語・算術・農業の補習教育、道路修繕などの共同作業、角力・撃剣などの体育、風紀改善・勤儉貯蓄の推進と修養であったが、福重村では県の図書館から絶えず図書を借用して読書の推進・普及

に特に力を注いでいた点が注目される。

婦人会は、大村町、大村、西大村、鈴田、萱瀬、竹松で結成され、竹松村は青年団と合同の組織であった。当時最大の人員を擁したのは三浦の婦人会である。

・三浦村

婦人会 沿革 大正六年二月本村浄土寺住職檀家婦女ヲ寺院ニ集メ信仰ヲ主トシテ之ヲ組織シタルニ始ル 現況
会員ハ一七〇名 集会日ヲ定メ精神講話ヲナシ会食シテ相互ノ親睦ヲ図レリ

活動内容は講話が主で、報徳事業、婦女の修養などであった。

■二、戦時下における社会教育

日本は昭和十二年七月、盧溝橋事件を契機として日中戦争に突入した。日本国民の戦時体制対応が強化され、社会教育は戦争と運命を共にすることになる。戦時下における社会教育は戦時体制に即応した社会強化活動に移行していった。

昭和十三年（一九三八）、「国家総動員法」が公布・施行された。これにより人的・物的資源を統制運用する権限が政府に与えられ、全国民が戦争目的に向って総力をあげ実践すべき要項が示された。その内容は、国民生活の基本に関するもの、国民の徴用、争議の禁止、言論の統制にまで及んだ。更に、昭和十五年（一九四〇）十月、国民統制組織としての「大政翼賛会」が結成された。産業報告会・翼賛壮年団・大日本婦人会を統合し、部落会・町内会・隣組を末端組織とした。各府県では実践要項を決定し、翼賛運動が社会教育の中心となっていた。

昭和十六年十二月、日本の対米宣戦で第二次世界大戦に突入した。大村市では第二十一海軍航空廠が設立され軍都として活況を帯びるが戦局は次第に不利となっていくた。

そうしたなか、政府は社会教育を重要視し、その徹底を図った。本県においては、昭和十八年三月、「長崎県戦時社会教育対策委員会」を結成、戦時下の社会教育の徹底を期すために社会教育の調査研究や講演会、協議会、懇談会、

講習会の開催、その他戦時社会教育に関する資料の刊行を行っている。

男子成人の多くの人々が出征していった。このような厳しい状況の中、国防婦人会も強化され、銃後の守りが婦人会活動の主体となっていた。その活動は多方面にわたる。一端を示すと時局講演会などへの参加による戦時意識の高揚、出征軍人の歓送、千人針奉仕、戦傷病者・戦死者の出迎え、戦死者告別式参列、応召軍人家庭の勤労奉仕、神社・墓所参拝及び清掃、陸海軍病院への傷病者慰問、防空壕構築、防火訓練等で戦時体制を支えた。

(森山信孝)

註

- (1) 杉谷 昭・増田史郎亮「政治・教育・文化編 第二章 明治期における県政の発展と教育の振興」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編 長崎県 吉川弘文館 一九七六)
- (2) 前掲註(1)
- (3) 杉谷 昭「政治・教育・文化編 第一章 長崎県の成立と文明開化 第五節 学制頒布と新しい教育の展開」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編 長崎県 吉川弘文館 一九七六、前掲註(1))
- (4) 創立年度は大正七年九月編纂『東彼杵郡大村郷土誌』(大村市立史料館所蔵 史料館史料)による。
- (5) 昭和十六年(一九四二)十二月十二日に閣議決定した呼称。
- (6) 長崎県教育委員会編『長崎県教育史』資料編(長崎県教育委員会 一九七六)
- (7) 大村高校百年史刊行委員会編『大村高校百年史』(大村高校百周年記念事業実行委員会 一九八五)

参考文献

- 増田史郎亮「政治・教育・文化編 第二章 明治期における県政の発展と教育の振興 第三節 教育制度の発達」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編 長崎県 吉川弘文館 一九七六)
- 長崎県編『長崎県統計表 明治十四年』(長崎県 一八八二)
- 内山克巳・中西 啓・増田史郎亮編『長崎県教育文化史』経済発達における教育の役割研究(長崎文献社 一九六六)

- 長崎県教育会編『長崎県教育史』上巻（臨川書店 一九七五復刻 初版 長崎県教育会 一九四二）
 長崎県教育会編『長崎県教育史』下巻（臨川書店 一九七五復刻 初版 長崎県教育会 一九四二）
 大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻（大村市役所 一九六二）
 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻（大村市役所 一九六二）
 大村史談会編『大村史話』下巻（大村史談会 一九七七）
 大村市教育委員会編『大村市の教育』平成二五（二〇一三）年度版（大村市教育委員会 二〇一三）
 大村市立各小学校編『大村市立各小学校要覧』平成二五（二〇一三）年度版（大村市立各小学校 二〇一三）
 大村史談会編『大村史談』第二十二号（大村史談会 一九八二）

第四節 産業の育成と殖産興業

一 産業近代化への取組

■ 一・明治政府の産業近代化への取組

明治二年（一八六九）五月十八日①、戊辰戦争が終結した。当時の日本は、アジアへ進出してきた欧米列強による半植民地化の危機にさらされていた②。この状態から脱するには、国家独立に不可欠の強固な経済的基盤を作らなければならなかった。そこで政府は、自らの指導によって資本主義の育成に取り組んでいった。すなわち殖産興業政策である。

最初にこれを担当したのは、明治三年（一八七〇）に設置された工部省である。工部省は、初期官営事業を統合する管理センターの役割を果たした③といわれ、特に鉄道建設と鉱山経営を中心に財政資金を投入し④経済の近代化を目指している。

次に担当したのは内務省である。内務省は、明治六年（一八七三）に設置され、内務卿には大久保利通が就任した。

政府は民間の工業を奨励し、直営事業については、民業の模範的な役割を担うものとし、工部省時代とは異なり小規模となった。対象は軽工業、農業、牧畜業を中心とした⁽⁵⁾。明治五年（一八七二）開業の富岡製糸場は、当時最大の輸出品である生糸の品質改良や生産力拡充のため、外国人技師を招いて技術の導入と女子工員の養成を図るものであった。

続いて担当したのは、明治十四年（一八八一）に設立された農商務省である。同省は勸業部門を内務省から引き継いだ⁽⁶⁾が、その事業は、勸業に対する直接誘導から間接助成の方針に切り替えられた⁽⁶⁾。明治十年（一八七七）から十五年（一八八二）までの官営事業の収支をみると、佐渡金山・生野銀山や高島炭坑等の鉱山・炭坑部門、赤羽工作分局や長崎造船所などの工作部門、駒場種苗場や下総牧羊場の牧畜・山林部門、富岡製糸場や千住製絨所などの製作部門では欠損の状態であり⁽⁷⁾、折からの緊縮財政の要請を受けて、政府は、機械・建築材料生産、製糸紡績などの模範工場を中心に払下げに着手した。これらの施設は、三井・三菱・住友・古河など一部の企業家に極めて好条件で払い下げられた⁽⁸⁾。

■二、会社組織の出現

明治十七年（一八八四）、全国における会社数は、一四一二社、資本金総額は二六九万円余、一社平均資本金は一万九〇九二円であった。その後会社は、表2-10に見るように増加の一途をたどっていく。明治初期、政府は会社制度の普及に努め、商工業の興隆

表2-10 年次別会社数・資本金額表

（資本金単位：円）

年次 (年末)	全 国		長 崎 県	
	会社数	資本金	会社数	資本金
明治17年	1,412	26,958,051	30	318,900
明治20年	2,038	67,855,468	35	476,175
明治25年	4,507	198,746,156	68	1,590,773
明治27年	2,104	148,353,118	42	355,327
明治30年	6,077	852,972,107	55	3,078,244
明治32年	7,621	1,028,299,274	83	5,640,825
明治37年	8,895	1,262,687,720	85	7,244,700
明治42年	11,549	1,367,164,204	95	7,905,903
大正 3年	16,858	2,068,786,473	156	17,952,966
大正 8年	26,280	5,975,497,093	256	39,865,985
大正13年	33,567	10,849,329,277	347	66,604,575
昭和 4年	46,692	13,790,758,000	377	68,390,000
昭和 9年	78,198	15,775,161,000	552	68,712,000
昭和13年	83,042	22,391,277,000	598	76,485,000

・明治26年商法施行。以後、統計対象を一部変更。

【註】 内閣統計局編『日本帝国統計年鑑』各回による。

を企図した。明治十九年（一八八六）以後、日本は企業勃興期を迎える。紡績業を始め諸産業が活発化する産業革命といわれる時期である。この産業革命は、明治四十年（一九〇七）頃にほぼ終了し、日本資本主義の確立をみた⁹といわれる。この間、会社の増加は著しい。大正時代に入るとその傾向はさらに増進し、昭和期へと続いている（表2-10）。

■三、長崎県の状況

明治十年代の初め頃、長崎県内（現佐賀県域を除く）に本社を置く会社は、国立銀行三、その他会社七の合計一〇社で、その他会社の資本金総額は七万五三〇〇円、平均資本金は一万七五七円であった¹⁰。この件に関して長崎県は、明治十六年（一八八三）の状況を「三四ヲ除クノ外ハ概テ尾々タルモノトス且ツ其組織ノ如キモ結社ノ方法未タ堅固ナラサルモノアリテ盛衰興廢一定セサルモノ甚多シ」¹¹と会社組織の脆弱さを指摘している。確かに県内の会社は、数といい資本金といふ少数小額で増加率も低位であった。しかし、確実に増加している。明治十七年（一八八四）には三〇社であったが、大正三年（一九一四）には一五六社、資本金総額も一七九五万円になっている。その後の会社数・資本金総額については表2-10のとおりである。

表2-11 大正9年大村地区会社一覧表

（単位：円）

会 社 名	本店所在地	設立年月	会社の目的	資本金又は出資金	
				総 額	払込額
株式会社 玖島銀行	大村町	明治15年 1月	銀行業	500,000	267,500
株式会社 同朋銀行	西大村	明治33年 1月	銀行業	250,000	178,000
株式会社 長与銀行	大村町	明治35年 7月	銀行業	15,000	15,000
大村醤油醸造 株式会社	大村町	明治41年 6月	醤油醸造	10,000	7,000
大村湾真珠 株式会社	大 村	大正 2年 4月	真珠貝の養殖採取	500,000	500,000
大村貝釦 株式会社	大村町	大正 3年 7月	貝釦製造	60,000	31,120
長崎貝釦 株式会社	大村町	大正 6年 5月	貝釦製造販売	250,000	175,000
大洋漁業 株式会社	大村町	大正 9年 9月	水産物漁労製造並に販売	300,000	75,000
大村物産 株式会社	西大村	大正 9年10月	澱粉製造並に販売	700,000	280,000
東彼杵自動車 株式会社	大村町	大正 9年10月	定期乗合並に修繕	5,000	5,000
九州雲母製造合名会社	松原村	大正 9年 3月	雲母製造業	9,500	7,000

・銀行の内、「会社の目的」欄が「金銭貸付業」とあるものも「銀行業」と表示した。

・長与銀行は、明治44年（1911）、静岡県牧之原銀行を買収し開業した（大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻（大村市、1975年））。

・大洋漁業、東彼杵自動車の資本金払込額及び九州雲母製造の会社名は大正10年の下記統計書による。

【註】 長崎県編『長崎県統計書 大正九年』全（長崎県、1923年）第249表及び『長崎県統計書 大正十年』第三編（長崎県、1924年）第231表から作成。

■四、大村地区の会社

明治十一年（一八七八）、大村地区（現大村市域）には、漸成社と長久社という二社があり、前者は養蚕を、後者は桑苗と茶園を業とし、資本金はそれぞれ一五〇〇円と八〇〇円であった¹²。時期は大きく降るが、明治四十四年（一九一〇）、旧大村領東彼杵郡内には、銀行六行を含む一四の会社が存立していた。大村地区に限ると銀行三、その他三の六社¹³で、前述した漸成・長久の二社は見えない。以後は大正四年（一九一五）八社¹⁴、同九年（一九二〇）一社である（表2-11）。その後の推移は確かでないが、昭和二十二年（一九四七）には、大村市内に本社を有する会社は四〇社以上となっていた¹⁵。

二 近代的金融機関の設立と活動

■一、近代的金融機関の設立

一、為替会社

為替会社は、明治二年（一八六九）五月以降、政府の強い勧奨によって、三井、小野、島田などの特権的大商人や地方の豪商などによって東京、京都、大阪、横浜等、主要な交易地八カ所に設立された。この会社は、国内商業や貿易全般にわたる指揮監督を行うために設置された通商司の管下にあつて、その施策を遂行する通商会社への資金供給を通じて商品と金札（太政官札）の流通を図るほか、輸出代金（正貨）の回収業務なども担当した。しかし、明治四年（一八七一）、通商司が廃藩置県と時を同じくして廃止されると為替会社は衰退に向かい、第二国立銀行に転じた横浜為替会社以外は全て解散した。

その存続は極めて短期間であったが、為替会社は我が国最初の株式会社であり、我が国銀行の先がけともいわれている。それは、立社が合資によつたこと、預金・貸金・為替業務等のいわゆる銀行業務を行つていたことから、そのように評された。

二・国立銀行

明治初期の通貨の状況は、幕府時代の金銀錢貨十数種のほか藩札などがあり¹⁶、更に、新政府が発行した太政官札や民部省札などの不換紙幣もあって混乱を極めていた。このような状況を改善し併せて殖産興業の資金供給に資するため、明治五年（一八七二）十一月、国立銀行条例が制定された。

この条例によって設立された銀行は、国立という名を冠してはいるが民間資本による株式会社であり、預金・貸金・為替業務や政府資金の出納業務のほか発券業務を行うという特徴があった。しかもこの銀行券は、正貨との兌換が規定されていた。

条例施行当初の明治六（一八七三）、七年（一八七四）に設立された国立銀行は、第一（東京）、第二（横浜）、第四（新潟）、第五（大阪）の四行で、政府は特に第一国立銀行にはこの制度の模範となるよう¹⁷期待していた。しかし、四行の経営は間もなく不振に陥った。有力商人で出資者の小野組、島田組の破産や輸出不振からくる金貨の国外流出等によるものであった¹⁸。そこで政府は、明治九年（一八七六）、条例を改正し国立銀行の設立条件を緩和した。銀行券を通貨兌換に改めるとともにその他の条件も大幅に改正し、折から大量に発行された秩禄処分のための金禄公債証書の利用を可能にした。このような条件緩和や政府の勧奨等もあり、国立銀行設立が全国的に拡がり、明治十二年（一八七九）には一五三行となった。ここに来て政府は、以後の国立銀行の設立を停止した。明治十五年（一八八二）、日本銀行設立に伴い、翌十六年（一八八三）、国立銀行条例は大幅に改正された。国立銀行は開業後二〇年間を営業期限とし、その間にこれまでに発行した銀行券を消却すること、その後は普通銀行として営業継続ができることなどが定められた。

三・銀行類似会社

明治四年十一月、東京会議所は資本金七〇〇万円をもって東京銀行を開設したいという願書を提出した。これ以降、各府県に提出された私立銀行あるいは銀行類似会社の設立願書は一〇〇件にのぼった¹⁹。しかし、政府は、

完全な銀行法規の制定を企図しその出願を認可しなかった。出願者は、銀行という名称は使用できないが、法令に抵触せず公益を害しない限り相互契約での営業は容認された。いわゆる銀行類似会社で、明治四、五年頃には全国で一〇〇社に及んでいる。同九年、私立銀行設立が容認されるようになってからも、小規模な銀行類似会社の設立は続いている(20)。

四、私立銀行

明治九年七月、三井組は三井銀行に改名した。私立銀行の設立が認められると、銀行類似会社から銀行へ転換するもの、あるいは新規に設立するものが相次いだ。私立銀行は、同十三年(一八八〇)には三八行、資本金総額七〇〇万円であったが、三年後の十六年には二〇〇行を超え、資本金総額も二〇〇〇万円に達した。更に、明治二十六年(一八九三)、銀行条例が施行されると銀行は六〇四行と一気に増加した。国立銀行の営業期限が過ぎた明治三十三年(一九〇〇)に至っては、その数は一八〇二行と激増し、資本金総額も二億四五〇〇万円と大幅に増加している(表2-12)。

■二、長崎県内の金融機関

一、銀行類似会社

廃藩置県が実施された明治四年頃、長崎県内には二つの銀行類似会社があった。長崎区の協力社(後に六海商社)と永見・松田商社(後に立誠会社)である。明治十年代には前記二社のほかに一五社が営業しており、そのうち六社が、後に私立銀行へ転換している。明治十六年八月、東彼杵郡大村町に資本金三万円で設立された集成会社も、同二十六年七月、大村銀行へと転じている(21)。

表2-12 私立銀行・銀行類似会社の数・資本金額表

(資本金単位：円)

	私 立 銀 行		銀行類似会社	
	社 数	資本金	社 数	資本金
明治13年 6月	38	7,000,000	120	1,211,618
明治16年12月	207	20,487,900	572	12,071,831
明治20年12月	221	18,896,061	741	15,117,676
明治24年12月	252	19,796,820	678	13,827,434
明治26年12月	604	31,030,248	—	—
明治30年12月	1,215	149,286,249	—	—
明治33年12月	1,802	245,159,166	—	—

・銀行の明治13年、24年は年中の数値。

【註】 内閣統計局編『日本帝国統計年鑑』第1・4・5・8・11・13・17・20回(内閣統計局等)から作成。

二・国立銀行

明治九年、国立銀行条例が改正されたのを機に、長崎県内でも銀行設立の動きが出てきた。明治十年（一八七七）十二月、第十八国立銀行が開業した。その五人の発起人は、前記永見・松田商社から転じた立誠会社社中の者であった。株主については、長崎県の後押しもあり広くその応募を呼びかけている。県では、地区戸長を通じて旧藩主家へも働きかけているが、大村地区からの株主応募は、酒商、質商、材木商、荒物商等七人で、合わせて五六株・五六〇〇円であった²²。

第十八国立銀行のほか長崎県内には、第百二国立銀行（厳原）と第九十九国立銀行（平戸）があった。それぞれ明治十一年（一八七八）と十二年の設立で士族の出資を主とし、この点で商人層を中心とする第十八国立銀行とは異なっていた。その後、条例改正により、第十八国立銀行は、明治三十年（一八九七）、私立銀行に改組し普通銀行として営業を継続した。また、第九十九国立銀行も翌年、普通銀行となったが、第百二国立銀行は普通銀行に改組した後、任意解散している²³。

三・私立銀行

長崎県内では、明治十三年（一八八〇）、長崎区に丸三銀行が設立され、大村でも翌年十二月に玖島銀行が創立されている。県内での銀行は、明治二十四年（一八九一）から三十三年（一九〇〇）にかけて各地に多数設立され、国立銀行の普通銀行への転換や銀行間の統廃合を経ながら、明治四十四年（一九一一）には二六行となっている²⁴。

■三・大村地方の金融機関

一・銀行

明治二十年代以降の銀行設立の動きは、大村地方にも及んでいる。

玖島銀行は、当初は士族授産等を中心とした金融を展開していた。そこで求められたのが、商工業部門を対象とする金融機関であった。このような状況下、旧大村藩領域では多数の銀行が設立されている。明治二十年代には大

村銀行、紀内銀行（以上大村町）、瀬戸同志銀行（後、瀬戸銀行 瀬戸村）、千綿銀行（千綿村）、同三十年代には福竹銀行（竹松村）、西州銀行（彼杵村）、面高銀行（面高村）、同朋銀行（西大村）などで、新谷合資会社（川棚村）の名も見える。これらの内、大村地区の銀行について、以下略記する²⁵。

・玖島銀行

私共今般申合セ 私立銀行ヲ創立シ玖島銀行ト稱シ 別冊定款ノ箇條ニ據リ銀行一般ノ業ヲ營ミ申度候間
何卒創立營業ノ義至急御認可被成下度 依之定款相添此段奉悃願候也

右は、玖島銀行の長崎県令宛て「私立銀行創立願」である。日付は明治十四年（一八八一）十二月六日となっている。株主総代は、東彼杵郡大村在住の岩永広衛、一瀬伴左衛門、土屋善右衛門、佐藤秀文、中尾静摩及び西彼杵郡大串村在住の稲田又左衛門で、大村戸長藤田小八郎が連署した願書を東彼杵郡長小鹿島右衛門が同日付で長崎県令内海忠勝に進達している²⁶。

そもそも玖島銀行は、主として士族授産の資金と商工業者の金融の便を講じ地方産業の発展を促進するために企図された。旧藩主大村純熙の意向を受け、主だった者たちが協議を重ね、玖島銀行が創立された。資本金は六万円で、その内、大村家が三万円、旧藩士の出資が三万円であった²⁷。

玖島銀行の設立は、明治十四年十二月二十二日に認可されたが、それには「書面願之趣ハ追テ一般ノ條例制定施行迄ノ間人民相對ヲ以営業致候義ト可相心得候事」²⁸と付記がある。当時はまだ一般銀行に関する条例がなかったため、当事者同士の合意で営業を行うようというものであった。また、その名称は私立玖島銀行で、株式会



写真2-10 玖島銀行（大村町本町大神宮前 昭和9年頃）

（河野忠博ほか編『ふるさとの想い出写真集明治大正昭和と大村』国書刊行会、1980年 から）

社玖島銀行に改称したのは、銀行条例が公布された明治二十三年（一八九〇）からである。

こうして開業された玖島銀行は、旧藩内士族の相互扶助を目的とし、資金運用は士族授産あるいは農業を中心とする産業融資を主として運営された。その対象地域も旧藩内に広く行われ、資金の相対的長期固定化につながり、増資の必要性が生じた²⁹。一方、貸金の中には回収困難なものも多かったようで、明治三十八年（一九〇五）に行われた大蔵省の検査時には、不良債権五万円を指摘され、その改善のため株式配当の中止を求められている。玖島銀行としては、他行に比べ持ち株が少ない株主が多いことなどを勘案して当面の配当を継続し、不良債権については減資によって対処したいと大蔵省へ特別許可を上申するとともに、東京在住の渡辺昇などへもその状況を連絡し側面からの助力を求めている³⁰。その結果は定かでないが、玖島銀行の特異性をうかがわせる事例であらう。

先に触れたが、大村家は玖島銀行創立に三万円を出資した。この三万円に対する利益配当は、その定款第三六条に

當銀行株金ノ内大村家ノ株金ハ 本来當銀行株主及舊大村藩士族ヲ補助スルカ為加入シタルモノナルニヨリ 毎季之ニ對シ配當スヘキ利益金ノ全額又ハ幾分ヲ積立 以テ別段積立金トナスヘシ

と定めていた³¹。したがって、大村家の出資に対しては利益配当をなさず、明治二十六年六月末日現在の旧士族株主に対し分配された³²。明治三十年、玖島銀行は増資を行った。これは陸軍大村連隊新設や九州鉄道敷設の動きを見越し、商工業への積極的な融資を意図したものであった³³。

その後、玖島銀行は、大村銀行や同朋銀行、長与銀行などを合併し、昭和六年（一九三一）には資本金一〇〇万円となり、大村地方の主要金融機関として、明治・大正・昭和と堅実な経営を継続してきた。しかし、戦時体制下で金融機関の統合が推進されるに至り、昭和十六年（一九四一）四月、親和銀行に合併され³⁴、玖島銀行はその六〇年の歴史に終止符を打った。

・大村銀行

明治二十六年七月四日付東彼杵郡長の報告書によれば、同年七月一日現在、東彼杵郡には二つの銀行類似会社があり、その一つは大村町の集成会社であった。集成会社の設立は明治十六年八月で、開業時資本金は三万円、右報告の時点で四万円（払込資本三万九千五百円）である³⁵。

明治二十六年七月三日、集成会社は「營業繼續願」を大藏大臣に提出している³⁶。

明治十六年八月 本縣長官ノ允許ヲ得テ集成會社ヲ設立シ 銀行類似ノ業務相當候処 今般商法並銀行條例御發令ニ因リ定款ヲ訂正シ 社名ヲ株式會社大村銀行ト改称シ繼續營業仕度候間 御許可被成下度 別紙定款相添 此段奉願候也

右株主総代は、戸田又藏と奈良正英で、定款變更に添付された株主名簿には士族や商人、玖島銀行に関わりある者などを含む七〇人が記名押印している。この大村銀行は、銀行類似会社として一〇年、銀行に転じてから一五年、合計二五年の間、玖島銀行と共存したが、明治四十一年（一九〇八）十二月、同行に合併されることになった。

・紀内銀行

紀内銀行は、明治二十六年十二月、酒造・製油業を営む紀内勘藏によって設立された。所在地は大村町、資本金は一万円であった。しかし、同行は、明治四十年十二月、兄弟銀行と商号を変更し佐賀県に移籍した。

・福竹銀行と大村銀行

福竹銀行は、明治三十年六月、竹松村に設立された。設立時の名称は福竹株式会社（肥料販売・貸金業）、資本金は一万円であった。同三十九年（一九〇六）六月、彼杵銀行と改称し、大正十五年（一九二六）八月、西州銀行及び波佐見銀行と合併して本店を大村町本町に設け大村銀行となった³⁷。大村銀行は、その後、地域最大の規模を有した³⁸が、昭和十六年四月、玖島銀行と同様、親和銀行に合併された³⁹。

・同朋銀行

同朋銀行は、明治三十三年三月、西大村に設立された。資本金は一萬五〇〇〇円である。頭取は長井陽太郎で、明治四十二年（一九〇九）八月には佐世保市港町に出張所を開設している。当時、大村方面から佐世保の野菜市場に出荷するものが相当あった⁴⁰。同朋銀行は、昭和六年十二月、長与銀行と共に玖島銀行に合併されている。

・長与銀行

長与銀行の設立は、明治四十四年である。代々酒造業を営んでいた長与弥七が、静岡県の牧之原銀行の権利を買収し、大村町に資本金一万円で開業した。同行は、当時活況を呈してきた澱粉業への融資を通して、その原料価格の調整なども行っていた。しかし、昭和六年、長与銀行は、同朋銀行とともに玖島銀行に合併されている⁴¹。

二. その他の金融機関

・質屋

江戸時代末期、大村地区には六軒の質屋があった⁴²。明治時代に入ると二三軒⁴³に増加しているが、それは日常生活で現金の必要性がより増したことの表れであろう。質屋は、銀行が普及した後も、庶民にとっては不可欠の存在であった。大正十四年（一九二五）の利用状況（表2-13）を見ると、大村地区には一軒の質屋があり、五五八八件の入質、三万一千八百四円の貸出しで、一件平均五円七〇銭である。当時、大村における日雇作業員（男）の日当は一円四〇銭であった⁴⁴。

昭和時代になると大村警察署管内では質屋軒数、利用件数ともに減少しているが、質物さえ持参すれば手軽に融資が得られるという簡便さもあり、庶民にとってその必

表 2-13 質屋数と利用状況（大村警察署管内）

（金額単位：円）

	年末現在	入 質		受 質		流 質	
	質屋数	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
大正14年	23	13,707	59,269	10,351	46,445	601	2,305
（大村地区再掲）	11	5,588	31,884	3,943	25,554	314	1,486
昭和 6年	17	4,745	20,065	4,517	17,515	585	2,834
昭和13年	5	2,741	6,227	3,945	10,342	73	326

・大村警察署管内とは現在の大村市と東彼杵町をいう。

【註】 長崎県編「長崎県統計書」大正十四年、昭和六年、十三年から作成。

要件に変わりにはなかった。

・無尽会社

昭和二十六年（一九五二）、相互銀行法が施行され、大村市内には長崎相互銀行と九州相互銀行の大村支店が誕生した。この二つの相互銀行は無尽会社の流れを汲むものである。前者は昭和四年（一九二九）八月、長崎無尽株式会社大村代理店として発足し、その後、支店となった。また、後者は、昭和九年（一九三四）十月、平戸無尽株式会社代理店として松原村に開業、その後大村町に移転し、会社の合併等もあり佐世保無尽株式会社大村支店となっている⁽⁴⁵⁾。

なお、昭和十四年（一九三九）の『電話番号簿』（大村郵便局）には、前記二社のほか、昭和無尽株式会社大村会場の名も記されている。

三 交通運輸の近代化

■ 一 陸上の交通運輸

一 鉄道網の形成

・鉄道の建設

明治元年（一八六八）、新政府は、公用貨物の輸送を当面旧幕時代の宿駅・助郷の制にならうことにした。しかし、この制度では、増大した物資の迅速な輸送には限界があった。これを打開し併せて殖産興業に資するため、政府は交通網の近代化を重要施策として掲げ、特に鉄道建設は緊要な課題として取り組んだ。まず、東京（新橋）・横浜間鉄道の建設に着手し、明治五年（一八七二）九月にはその開業に至っている。また、同七年（一八七四）、大阪・神戸間も開通し、同二十二年（一八八九）には、東京・神戸間が全線開通した。しかし、当初、鉄道建設は、官設で行われていたのでその拡がりには限界があった。

そこで登場したのが私設鉄道会社である。明治十四年（一八八一）に発足した日本鉄道会社を始めとして全国各地で鉄道会社が設立された。それは山陽鉄道や関西鉄道、九州鉄道等々で、それぞれの地域に線路を敷設していった。これらの線路は全国に及び、日本の鉄道網形成に大きく貢献した。やがてこの私設鉄道の多くは、明治三十九年（一九〇六）公布の鉄道国有法によって国有化された。

・九州地方の鉄道

九州鉄道会社は、明治二十二年十二月、博多・千歳川（久留米）間を竣工させ、同二十四年（一八九一）四月には久留米・門司間の全線開通を達成した。また、同年七月に熊本、八月には佐賀へも達している⁴⁶。

九州には九州鉄道以外にも、明治二十年（一八八七）代以降、多数の鉄道会社が設立された。筑豊興業鉄道、豊州鉄道、唐津興業鉄道、伊万里鉄道等々で⁴⁷、これらの多くは間もなく九州鉄道に合併され、やがて国有鉄道に吸収されていった。

・長崎線の開通

鳥栖・長崎間の鉄道が全通したのは、明治三十一年（一八九八）十一月二十七日である。

九州鉄道の当初の計画では、長崎線の竣工は明治二十九年（一八九六）六月であった⁴⁸ので、この開通は二年以上の遅れとなった。このように開業が遅れたのは、経済状況の悪化や難工事による大幅な予算超過を危惧したためである⁴⁹。その後、景気が回復したことで工事が始まり、明治三十年（一八九七）七月に早岐、同三十一年一月に大村、そして同十一月には長与に達した。長与・長崎間は前年既に開業しており、ここに長崎線の全線開通が達成された。

長崎線が早岐あるいは大村まで開通した時点で、一時、大村湾を船舶でつなぐ長崎への交通路が利用された。この大村湾連絡船については後述する。

なお、有明海沿いを通る肥前山口・諫早間が開通したのは、昭和九年（一九三四）十二月のことで、以後この

路線が長崎線となり、早岐・諫早間は大村線とされた。
大村地区の状況

大村に鉄道が通ったのは、明治三十一年一月二十日
50である。

大村地区では、明治二十八年（一八九五）十一月頃から着工に向けて具体的測量に入った。この時、九州鉄道社長から長崎県知事宛てに「川棚大村間の線路延長のため測量に入る。場合によっては障害になる樹木を伐採し、あるいは田畑に立入ることもあるので関係住民に周知をしてほしい」と願い出ている。また、鉄道路地の買収については、同年十月、佐賀県武雄に佐賀・長崎両県の関係郡長と九州鉄道技師などが会合し、補償金等の事前打ち合わせを行っている50。それによれば、補償金額として、田は地価の二・五倍以内、畑・宅地は四倍以内、山林は一二倍以内、竹林は二〇倍以内などとし、特殊な場合の取扱いや世話掛の選任方法なども協議している。このような事前準備が奏功したのか、大村地区では用地買収に関する特段の悶着は記録されていない。それにもかかわらずルートの変更を余儀なくされている。



図2-1 西大村兵営・練兵場設置に伴う鉄道線路変更図

【註】 長崎歴史文化博物館収蔵「鉄道ノ部 明治二十九年自一月至二月 第二課事務簿」(西大村兵営用地一件)による。

九州鉄道の計画では、大村地区のルートは西大村を経て大村町に至り、停車場を設ける予定であった。ところが、明治二十九年（一八九六）、熊本で編成された歩兵第四十六連隊が、翌年六月、大村へ移駐し、その兵営と練兵場が、鉄道線路のルート上に設定されたのである。九州鉄道は直ちに陸軍大臣宛てに兵営用地変更の願書を提出した⁵²。しかし、陸軍省派出官と協議の結果、願書は取り下げられ、線路は計画より東側に変更された。それに伴い、駅舎も町より離れた現在地に建設されることになった（図2-1）。この時、松原から大村駅までの停車場及び線路用地として買収を予定していた土地は、約一六町一反六畝、地権者は延べ六〇人⁵³に及んだ。

大村から長崎へ向けての工事が引き続き行われた。そのルートは、最初、三浦の南側を回る津水案があった⁵⁴ともいうが、結局、鈴田・諫早大渡野経由となっている。

なお、開業当時の大村・長崎間の所要時間は、二時間三分⁵⁵であった。その後、明治四十三年（一九一〇）十二月の「大村駅列車発時間表」⁵⁶では、長崎発着で大村を経由する列車は上下各一本（内臨時列車各一、貨物専用列車各三）が運行されていた。長崎までの所要時間は一時間半から二時間程度で、料金は、四五銭（往復八二銭）である。また、諫早一三銭（往復二三銭）、松原九銭（往復一六銭）であった。東彼杵郡での大工・左官の日当が六〇銭、日雇い作業員が四〇銭の頃である⁵⁷。

表2-14 大村各駅乗降客数

(単位：人)

	明治44年			大正8年			昭和1年		
	乗車	降車	合計	乗車	降車	合計	乗車	降車	合計
大村	106,399	106,425	212,824	232,963	231,070	464,033	384,914	380,937	765,851
竹松				(大正11年5月開業)			97,623	98,389	196,012
松原	31,560	29,677	61,237	73,745	74,713	148,458	101,523	102,579	204,102
合計	137,959	136,102	274,061	306,708	305,783	612,491	584,060	581,905	1,165,965

	昭和6年			昭和10年		
	乗車	降車	合計	乗車	降車	合計
大村	357,874	350,747	708,621	328,296	321,098	649,394
竹松	117,164	115,512	232,676	116,023	121,551	237,574
松原	87,277	87,408	174,685	78,889	77,465	156,354
合計	562,315	553,667	1,115,982	523,208	520,114	1,043,322

・松原駅大正8年の乗車人員は前後の関係から原資料を修正。

【註】長崎県編『長崎県統計書』各年から作成。

長崎線の開業時、当地区では大村と松原に駅があり、明治三十三年（一九〇〇）度の乗降客は、両駅合わせて二七万五〇〇〇人を超えていた⁵⁸。大正十一年（一九二二）五月に竹松駅が開業し、昭和二十年（一九四五）四月に至って岩松駅が設置された。各駅のその後の利用状況は、表2-14のとおりである。

貨物については、米・麦・甘藷・果物や坑木木材などの農林産物の積込量が多く⁵⁹、当地方の産業構造をうかがわせるものとなっている。

二、交通路の整備と馬車・荷車・人力車

・道路網の整備

明治時代になると長崎街道は、一等道路長崎街道、次いで西海道⁶⁰と呼ばれ、明治十八年（一八八五）には国道四号となっている。

大村地区では、国道は松原から旧街道に沿って南下し、鈴田峠へと抜けている（図2-2）。この区間の最長橋梁は福重橋で、明治十九年（一八八六）三月架橋の木橋であった。この橋は、昭和十六年（一九四一）までに三度



図2-2 大村地区の国道路線図

【註】 国道を赤線で加筆。

（地図資料編集会編『正式二万分一地形図集成』 柏書房、2001年から）

架け替えられ、明治十九年当時の長さは三六間(約六五・四メートル)、幅は三間(約五・五メートル)であった⁶¹。

大正九年(一九二〇)、道路法が施行され、東京から佐賀・大村・諫早を経由して長崎市に至る道路は国道二五号となった。県道は、路線四一、延長一七七里(約六九五メートル)余⁶²で、大村地区では大正十三年(一九二四)、大村停車場線(延長約四四五メートル、幅約四・七メートル)と松原停車場線(延長約一四七メートル、幅約三・六メートル)の二線があった⁶³。県道は昭和時代に入ると大幅に増加し、昭和十年(一九三三)度末には、九三路線総延長一三五二メートルに至った。大村地区では、前記二線のほか竹松停車場竹松線(七九三メートル)や大村鹿島線(二五六八四メートル)等々の路線があった⁶⁴。また、当地区には、前記国道や県道のほかに各町村内の集落をつなぐ里道や林道が通じ、大正時代半ば頃には三浦村や山手など急勾配の所を除き、概ね車馬の通行が可能で交通は比較的便利であった⁶⁵。一方、道路の建設費や補修費等は、補助もあるが地元負担もかなりあった⁶⁶。しかし、これらの努力によって地域の交通網が早期に整備され、諸車の普及に大きな役割を果たすことになった。

・馬車・荷車・人力車

明治二年(一八六九)、横浜・東京間に開始された乗合馬車事業は全国に拡がり、一時、各地で盛況であった。しかし、鉄道網の整備や自動車の普及によって、間もなくこの事業は衰退した。また、乗用馬車や人力車も数多く稼働していたが、これらも自動車が普及してきた大正時代以降、減少していった。

明治十五年(一八八二)、現長崎県には三台の馬車があった⁶⁷。これは一〇年後も一台増えたのみで、当県での馬車の利用は近隣県に比べて遅れた状態であった。もともと、明治三十七年(一九〇四)になると、乗用馬車は一九〇台に増加する⁶⁸が、これも大正時代後半になると、自動車の普及に伴い減少していく。一時は二九〇台を超えた人力車も同様であった⁶⁹。しかし、荷馬車は若干減少するものの、昭和時代に入ってから荷牛車と共に盛んに利用された。特に荷車は、昭和十一年(一九三六)には二万二三〇〇台以上が保有されていた⁷⁰。

なお、大村地区での車両数は、昭和十三年(一九三八)、大村警察署管内(大村各町村と千綿・彼岸村)で、乗

合自動車営業一、貸切自動車営業一八、荷馬車営業一六六、荷馬車一八三、荷牛車七六、人力車営業八、人力車六、荷車一一八三であった²¹⁾。

三、自動車の普及

・自動車の登場と乗合自動車の普及

日本に自動車が始めてもたらされた時期は諸説あるが、概ね明治三十年代前半²²⁾であろう。当初、自動車は、ごく一部の人たちの物であった。

一方、庶民にとっての自動車は、乗合自動車(バス)という形で登場する。同三十六年(一九〇三)九月二十日、京都で乗合自動車が運行された。これ以降、主として乗合馬車の経営者等が軒並みバス経営に乗り出した。しかし、当時は車両や燃料も高価なうえ、劣悪な道路事情や未熟な運転による事故等から、事業を中止する経営者も少なくなかった。この後、本格的にバス事業が勃興し普及していくのは、明治時代末期から大正時代初頃となる²³⁾。

・長崎県内の自動車普及とバス事業

明治四十四年(一九一一)、長崎県には二台の自動車があった。これは翌年には三台²⁴⁾、大正七年(一九一八)には七台へと増加したが、その速度は遅々たるものであった。しかし、大正十年(一九二二)代に入ると急増し、その末年の同十五年(一九二六)には乗用車、貨物車合わせて一七七台となっている。この増加の傾向はその後も顕著で、昭和十一年(一九三六)には一〇八五台を数えるまでになった(表2-15)。

長崎県内の乗合自動車については、「明治三十六年一月、長崎・茂木間に乗合自動車が運転を開始した」という記録があるが、この乗合自動車は定

表2-15 長崎県 自動車数

年次	乗用	荷積
大正 1年	3	
大正 7年	7	—
大正11年	89	—
大正15年	148	29
昭和 5年	604	178
昭和 9年	774	229
昭和11年	813	272

・上記のほか昭和9年34台、同11年85台の自動三輪車がある。

【註】長崎県編「長崎県統計書」大正元年・昭和二年・十年・十一年から作成(大正7～15年は3月末現在)。

期馬車との競争に敗れ、間もなく廃業している⁷⁵。その後、長崎市内では、明治四十年（一九〇七）に至って、双信自動車商会在バス事業を開始している⁷⁶。

佐世保では、大正二年（一九一三）に佐世保自動車が創立され、同七年には中村自動車も設立されて、両社間に激しい競争が展開されていた。大正九年になると西肥自動車株式会社が創立された。同社は中村自動車から営業路線を譲り受け、佐世保市内と相浦や早岐などとの間を米国製幌型車両六台で運行をしている⁷⁷。

・大村地区の自動車普及とバス路線

大正八年（一九一九）、大村地区を含む東彼杵郡には、二台の乗用自動車があった⁷⁸。その後、昭和三年（一九二八）には、乗用車一四台、貨物車四台となっている⁷⁹。

大村における自動車営業は、大正八年頃、松原の石原吉太郎が松原・大村間に乗合自動車を走らせたのが最初とされる。同十五年（一九二六）頃、藤川自動車が下波止で、また、昭和五（一九三〇）・六年（一九三一）頃、執行自動車が本町で営業を開始している。運賃は一日貸切で一五円、玄米一石ほどの値であった⁸⁰。

なお、長崎県の記録では、大正九年（一九二〇）十月、定期乗合を業とする東彼杵自動車株式会社が、大村町に設立（表2-11）されているが、路線等詳細な記録はない。

さて、西肥自動車社史によれば、昭和八年（一九三三）一月、早岐・松原間の営業路線を川棚の中川為雄から譲り受けた西肥自動車は、同年七月、松原・宮小路間の営業認可を受け、同十年（一九三五）には諫早自動車の路線を取得し、更に翌年には稲永自動車を買収して宮小路から諫早に至る営業路線も確保した⁸¹。この年十一月、西肥自動車は、大村駅前を起点に鈴田、本野両村を経て諫早駅までの一四・三^キメートルと、西大村連隊前を経て竹松村竹松郷（宮小路）まで五・六^キメートルの二路線の譲受認可を受け、また、黒木線の認可も、昭和十二年（一九三七）五月に得ている。これは、竹松村原口郷から郡川沿いに荳瀬村黒木に至る一四・二^キメートルの路線であった⁸²。

西肥自動車のバス路線は、このように大村・諫早地域に展開していったが、昭和十八年（一九四三）十月、企

業統合令により大村以南（黒木線を含む）の営業路線を長崎県自動車局（県営バス）へ譲渡した⁸³。こうして大村地区に県営バスが運行されるようになった。

■ 二、海運業の新展開

一、明治初期の日本海運

幕末における東アジア海域は、欧米の汽船会社によって定期航路が開設されていた。日本の貿易品の輸送も、これらの外国船舶によつて独占され、更に開港場間の沿岸海運にも進出し、ややもすれば条約上禁止されている不開港場へ入港することさえあった。

そこで明治政府は、海運業の育成に乗り出した。その結果、曲折はあったが政府の保護政策と三菱会社を始めとする国内海運業の発展によつて、国内沿岸航路からは外国船をほぼ駆逐し、東アジア海域でも一定の地歩を築き始めていた⁸⁴。

二、長崎地方の動き

長崎港は大村純忠ゆかりの開港地であり、以来外国航路はもちろん、国内航路においても重要な地位を占めていた。また、長崎県は、半島状の地形や島嶼も多いことから必然的に沿岸航路が形成され、長崎港はその中心になっていた。

明治十二年（一八七九）頃、時津、彼杵、川棚の有志によつて三港会社が設立された。この会社は大村湾内に汽船を就航させ、県内最初の定期航路事業を開始したものの、業績が上がらずやがて解散してしまった⁸⁵。同十五年（一八八二）、時津港を拠点に大村湾の各港間を運行する汽船業を三山近六が始めている。同汽船は、明治二十四年（一八九二）頃から、長崎・佐世保間、島原・茂木間、小浜・三角間、鹿児島航路などを開設し⁸⁶、明治四十四年（一九一三）には、八代海沿岸や天草航路を運航していた肥後汽船会社と合併して九州汽船会社となった。更に大正二年（一九一三）、同社は有明海沿岸航路や天草航路等での競争相手であった福岡県大川の大川運輸会社と

合併し九州商船となっている⁸⁷⁾。

三、大村地方の海運

・大村湾の海上運輸

明治十年（一八七七）代、大村湾では時津を拠点に汽船が運航されていたが、三山汽船の就航によって大村と長崎は日帰り圏内になった⁸⁸⁾。

明治二十年（一八八七）代、東彼杵郡には、五〇石以上五〇〇石未満の日本型船舶が三三艘あった⁸⁹⁾。一方、西洋型船舶は、少なくとも八艘が時津港を中心に運航していた。前述した三山所有の改新丸や住ノ江丸等である。大村湾東部を定繫港にするのは、早岐の大平丸（船主は宮村の佐々木珪一郎）のみであった⁹⁰⁾。

・大村地区の状況

明治十七年（一八八四）、大村港には年間四七三艘の汽船と一三〇三艘の日本形船（五石以上）が入出港し、その総ト数と総石数はそれぞれ七八一七トと七二八二石であった⁹¹⁾。これは、一船平均にすると一七トと六石である。長崎県全体のそれぞれの平均値は、二八六トと一四五石であったので、大村港へ出入りする船舶の小さいことがよく分かる。その原因は港の水深にあった。大村港は内田川の川口にあり、江戸時代から「此浦遠浅にして諸方の廻船難澁に及」ぶ⁹²⁾ほどで、大型船の寄港には不向きであった。そのため小型船で頻繁に搬送した⁹³⁾のである。

明治四十三年（一九一〇）の「大村駅列車発時間表」には、大村発渡海船の時間表があり、それによれば大草六便のほかに時津二便、長浦・西海一便、形上隔日一便などが記されている。大村港は、昭和の初め頃までは西彼杵郡方面からの物資の集散する港として帆船の往来が盛んであった⁹⁴⁾。

大村湾沿岸には、道路整備が遅れた地域もかなりあり、当地域でも三浦・大村線の県道が完成したのは昭和二十五年（一九五〇）⁹⁵⁾で、それまでは船便に頼らざるを得ず、昭和十年（一九三五）代、祝崎や日泊への連絡船は

三浦丸であった⁹⁶。また、この頃、大村と西彼杵半島を繋ぐ倉吉丸（一四ト）も運航していた。倉吉丸は、昭和元年（一九二六）頃、早岐を基点に南風崎・大串・亀岳・長浦間を運航していたが、昭和十四年（一九三九）頃から亀岳を基点に長浦・大村へ航路を変えた⁹⁷。この船は乗客のほか米麦などの農産物を大村に運び、衣類や雑貨などを持ち帰っていた。倉吉丸の運航は、平成十七年（二〇〇五）まで続いている⁹⁸。大村・大草間は、鉄道が開通した後も連絡船が盛んに利用されていた。運賃が安く、所用時間が短いことがその理由であった。昭和十年（一九三五）頃、この航路には、澤山汽船と北九州の会社の二社による競争で、竹島丸と大草丸の二船を走らせていた。どちらも大体一〇ト以下の船⁹⁹であった。

これより先、大村湾には鉄道連絡船が運航していた時期があった。明治三十年（一八九七）七月、九州鉄道が早岐まで達した時、長崎・長与間も開通した。そこで登場したのが大村湾連絡船である。長崎発着の乗客を船便で繋ぐもので、最初は早岐・時津間、大村駅開業後は大村・長与間で小型汽船が運航された。九州鉄道長崎線は同三十一年（一八九八）十一月には完成したので、この連絡船の運航は一年余の短い期間であった。

四 通信制度等の発足整備

■ 一・郵便制度の発足

一・近代郵便制度の発足と展開

・新式郵便制度の発足

明治四年（一八七一）三月、政府は、東海道各駅で郵便の取扱いを開始し、郵便役所を東京、京都、大阪に開設した¹⁰⁰。新式郵便の始まりである。この制度は、江戸時代の飛脚制度に改良を加えたものである¹⁰¹が、国営であること、料金前納制で切手を使用したこと、郵便ポストを設置したこと、宛て所配達を行うこと、料金が全国均一であることなどが、飛脚制度とは大きく異なっていた。もともと、料金の均一性については二年後になる

が、この時、郵便事業の政府独占も実現している¹⁰²。

この新式郵便の線路は、同年十二月には長崎にまで達し、また、長崎・横浜間の水路郵便線路も日本郵便蒸気船会社¹⁰³に委託して開設された¹⁰³。

・長崎地方での展開

明治四年十二月五日、長崎に郵便役所が開設され、その沿線に郵便取扱所が設置された。東京・長崎間には毎日上下各一回の郵便運送が試行的に開始され、所要時間は従来より二割短縮の一九〇時間であった¹⁰⁴。線路は、東京から東海道經由で大阪へ、大阪から神戸を経て山陽道、下関から海路小倉へ、小倉からは長崎街道をたどった¹⁰⁵。

郵便物の運送は、「脚夫」^{きやくふ}によって行われた。脚夫は、三貫目（一一・二五キログラム）の郵便行李を担ぎ二時間に五里（約二〇キロメートル）進むのが標準であった¹⁰⁶。もともと脚夫による運送は、道路事情や交通機関の発達に伴って改善されていった。

明治八年（一八七五）一月、郵便役所、郵便取扱所は全て郵便局と改称された。その後、

郵便局は全国的に増置され、明治四年の一七九局が、同十六年（一八八三）には五三七三局と三〇倍にもなっている。長崎県でも各地に郵便局が設置され、明治四年の四局が同十六年には八四局（表2-16）に増加している。

・大村地区の状況

新式郵便制度の長崎線が開設された時、大村には郵便取扱所が設置された。隣接の取扱所は彼杵

表2-16 郵便局設置状況

年次	長崎県	全国
明治4年	4	179
明治6年	10	1,500
明治8年	43	3,691
明治10年	95	3,792
明治12年	97	4,377
明治14年	123	5,169
明治16年	84	5,373

【註】 高橋善七『近代交通の成立過程』上巻（吉川弘文館、1970年）693頁第86表及び全国郵便局数は郵政省郵務局郵便事業史編集室編『郵便創業120年の歴史』（ぎょうせい、1991年）215頁表から作成（全国の明治4・6年は年末、明治10～14年次の長崎県には現佐賀県域を含む）。

表2-17 明治4年12月郵便取扱数

	大村	彼杵	諫早永昌	九州合計
差立	45	15	9	240
配達	17	7	6	158
計	62	22	15	398

【註】 高橋善七『近代交通の成立過程』上巻（吉川弘文館、1970年）413頁から作成。

と諫早永昌で、距離は四里二三町余と二里二四町余であった¹⁰⁷。
脚夫の賃金は、地形や昼夜間等により差があったが、大村地区では、開業当初、一里につき一〇銭、翌年から八銭に引き下げられている¹⁰⁸。

郵便制度が発足すると、早速、利用者があった。その利用状況は表2-17のとおりである。

新制度発足後一年余、長崎県の記録によれば、

肥前国大村 等外二等格 田中鏖五郎

其の地に於いて三等郵便役所を設けられ右役所詰申付け候事

但し 郵便役所建築相成り候まで当分の間その自宅を以て仮役所と相称し申すべき事

明治六年四月 驛通頭

とあり、一カ月の手当として五口米、また、筆紙墨料として七五銭を給する、としている¹⁰⁹。これは、制度発足当初は自宅をもって郵便取扱所に当てたことを示しており、それは明治十七年（一八八四）時点でも同様で、大村地区の郵便局も一カ所のみであった。同年大村郵便局の取扱い状況は、郵便函数八、切手売下所八、郵便物発信三〇三三七、着信三八二五七等である¹¹⁰。郵便局はその後増置が図られ、大村地区では昭和二十年（一九四五）までに一〇局が新設されている（表2-18）。

二、郵便為替と貯金

郵便為替

新式郵便では、金子入書状の取扱いを明治四年（一八七二）から行っており、その輸送は陸運会社へ委託していた。ところがこれは、非常に遅延するという苦情が多かった。そこで政府は、為替制度を導入し、民業圧迫が

表2-18 大村地区郵便局

局 名	創設年月日
大 村	明治 4年12月 5日
松 原	明治32年 1月16日
西 大 村	明治38年 4月 1日
玖 島	明治39年 3月23日
竹 松	明治40年 3月16日
鈴 田	大正 8年 9月 1日
三 浦	昭和11年 9月16日
萱 瀬	昭和12年 1月26日
大村水田	昭和18年 6月 1日
大村池田	昭和19年 5月16日
福 重	昭和20年 2月16日

【註】 大村郵便局は日本電信電話公社九州電気通信局編『九州の電信電話百年史』（電気通信共済会九州支部、1971年）年表、その他は大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻（大村市、1961年）507頁表による。

ないように三〇円以下の小口送金制度として明治八年一月二日から業務を開始した¹¹⁾。この時、九州で取扱いを開始したのは長崎のほか、当時の県庁所在地等であった。開始早々、平戸郵便取扱役から、郵便為替業務の免許願いが長崎県へ提出されている¹²⁾。この願書は却下されたが、その後各地からの要望もあり、郵便為替^{郵便為替}ではその増設に取り組んだ。また、一般需要に応えるために導入したのが、電信為替と小為替である¹³⁾。電信為替は、電信を利用する速い送金法で、小為替は、手続きが簡便で少額送金に適しており、庶民の利用も容易であった。

大村郵便局では、明治十四年（一八八一）九月十六日から内国通常為替業務を始めている¹⁴⁾。
郵便貯金

明治八年五月二日、東京（一カ所）と横浜（一カ所）で取扱いを開始した郵便貯金は、翌九年（一八七六）には全国の主要地にその取扱いを拡大した。名称は初め貯金、その後、郵便貯金となり、明治二十年（一八八七）から郵便貯金と改称された。

郵便貯金制度の目的は、国民に「勤儉貯蓄の美風」を植え付け庶民の経済生活の安定を図るとともに、その積み立てられた資金を産業開発などに融資して、国民福祉を増進しようというものであった¹⁵⁾。

しかし、この貯金制度は、発足当初、庶民にはなじまず、預金者はごく僅かであった。そこで政府は、明治十一年（一八七八）から十八年にかけて、各地方庁を通じて勧奨を行った。その結果、郵便貯金は、預金者の大幅な増加と預金高の著しい伸びを見せる

表 2-19 郵便貯金取扱局の推移

年 次	長崎県	全 国
明治10年	1	292
明治14年	9	1,016
明治18年	66	4,338

・明治10・14年の長崎県には、現佐賀県域を含む。

【註】 高橋善七『近代交通の成立過程』下巻（741頁）第205表から作成。

表 2-20 大村地区郵便局別貯金状況

（単位：円）

年 度	大 村		玖 島		西 大 村		竹 松		松 原		合 計	
	貯金者数	貯金額	貯金者数	貯金額	貯金者数	貯金額	貯金者数	貯金額	貯金者数	貯金額	貯金者数	貯金額
明治43年	3,675	40,119	948	8,279	2,219	18,573	383	1,183	1,106	8,227	8,331	76,381
大正 1 年	3,538	39,970	1,154	9,317	2,494	24,598	491	2,058	862	4,835	8,539	80,778
大正 4 年	3,197	38,831	1,230	10,651	3,295	23,158	490	2,365	906	6,160	9,118	81,165

【註】 長崎県編『長崎県統計書』明治四十四年、大正元年、四年から作成。

ようになった。

この頃、九州では、熊本神風連の乱や福岡秋月の乱があり、更に西南戦争と戦乱が続いた。そのため郵便貯金の発足は、全国よりやや遅れ、明治十年（一八七七）十二月の長崎郵便局が最初であった。制度の導入が遅れた九州ではあったが、郵便貯金取扱局が増えるに連れて預金者も増加し、郵便貯金の制度が定着していった。

長崎県では、当初、郵便貯金取扱局の拡大が進まなかった。その後、全国的な動きの中でその増置が図られると（表2-19）、当県でも預金者及び預金高が大幅に増加した⁽¹⁶⁾。

大村での貯金業務は、明治十四年十月十日に開始された⁽¹⁷⁾。明治末期から大正初期における当地区の郵便貯金の状況を示すと表2-20のとおりである。

■二、電信制度の整備

一、電信設備の設置と運用拡大

明治二年（一八六九）十二月（新暦では一八七〇年一月）、東京・横浜間に電信が開通し、公衆通信の取扱いが開始された⁽¹⁸⁾。翌年には大阪・神戸間の電信線架設が竣工し、同四年六月、大北電信（デンマーク）の長崎・上海間の海底電信線が完成した。この結果、同年中に長崎経由でウラジオストク・上海・香港・シンガポール間の通信が可能となった⁽¹⁹⁾。また、明治六年（一八七三）一月、電信線は東京・大阪間が開通し、翌月十七日には長崎に達している。同年四月、長崎電信局が開設され、国内電信線は長崎で大北電信会社と連絡⁽²⁰⁾することになった。

二、長崎県内の電信取扱い

・長崎県内の電信取扱局

長崎では、明治六年四月、長崎電信局が開設されたが、その後の拡がりには時間を要した。明治十九年（一八八六）佐世保電信取扱所設置（二年後、電信局）、同二十二年（一八八九）諫早・島原、同二十四年（一八九二）大村、その翌年平戸、翌々年早岐・福江と明治二十年代になってようやく電信取扱局が増加した⁽²¹⁾。

・大村地区の状況

大村郵便電信局の設置は、明治二十四年三月二十二日である¹²⁾。

これより先、明治十九年四月、東彼杵郡長は長崎県令宛てに意見書を提出した。それは、

当大村へ従来電信分局無之為メニ官民ノ不便少カラス 然ルニ本年一月以来大村治安裁判所及ヒ大村監獄支署ヲ設置セラレ 今又佐世保海軍鎮守府御設置相成ルニ於テハ 益々電信ノ不便ヲ将来ニ感スルハ必然ナリ 然ルニ鎮守府御設置ノ上ハ 該府ヨリ各所へ達スル電線御架設アルハ無論ノ儀ニ付 何卒当大村へモ電信分局ノ御設置アラン事ヲ(以下略)

希望し、更に郡役所と佐世保鎮守府とは一三里も離れており、万一、緊急事態が発生した場合の備えにも電信分局を是非設置してほしいというものであった¹³⁾。しかし、東彼杵郡長からの具申にもかかわらず、大村電信局の設置は、前述のとおり明治二十四年三月まで待たねばならなかった。

■三、電話の普及

一、電話の始まり

明治二十三年(一八九〇)十二月十六日、電話交換が開始された。加入者は、通信省の懸命な勧誘にもかかわらず、東京一五五名、横浜四二名で、当初目標の半分程度であった。しかし、その利便性が理解されると電話は急速に普及した。三年後には約三〇〇〇件の加入となり、以後、その数は大幅な伸びを示すようになった¹⁴⁾。電話交換開始と同時に東京一五カ所、横浜一カ所の電信局等に「電話所」が設けられた。これは、現在の公衆電話に相当し、一般の用に供するものであった¹⁵⁾。電話の普及は、その後急速に拡大し、都市間の遠距離通話も可能になった。

二、長崎県内の電話の普及状況

・長崎県内の状況

明治三十二年(一八九九)四月一日、長崎電話交換局で電話交換が開始された。加入者は一九一名で、九州最

初のことであった。開始時の電話料金は、加入登記料五円、使用料年額四八円、長距離電話装置料年額六円、市外通話料金は五分間二五銭（福岡）と三五銭（下関）である¹²⁶。当時の米価（正米相場）は、一石約一〇円¹²⁷であった。

長崎電話局の業務開始から六年後、佐世保郵便局で電話交換業務が開始され、その後、明治四十年（一九〇七）代に入ると県内の主要地域で電話の取扱いが始まり、加入者数が大幅に増加した（表2-21）。

なお、当時は電話非加入者を対象にした「呼出通話」の制度があった。これは送話者が、電話非加入の受話者を局に呼び出してもらって通話するものである。呼出対象者は「呼出区域」内に居住する者が対象で、かなりの利用があった。明治三十三年（一九〇〇）時の呼出料は、市内通話の場合で五銭、市外通話の場合は五銭から二五銭であった¹²⁸。

・大村地区の状況

大村で電話の取扱いを始めたのは、明治三十八年（一九〇五）十月一日である。その後、同四十二年（一九〇九）三月二十六日に電話交換業務を開始している¹²⁹。当時の加入者数は明確でないが、電話加入一回線当たりの一日平均通話数は一〇・〇回である、これは、佐世保（一二・四）より少ないが、長崎（一〇・六）に近い利用度となっている¹³⁰。

なお、昭和十四年（一九三九）七月、大村・竹松・松原郵便局合計の電話加入数は、三八〇件ほどであった¹³¹。

■四、電気の普及

電灯会社

日本で初めて電灯が点されたのは、明治十一年（一八七八）三月二十五日である。これは、東京の工部大学校で行われた電信中央局の開業祝賀会のことであった。

表2-21 長崎県内電話加入数

（年度末）	加入数
明治35年	730
42年	1,549
大正 1年	2,398

【註】 日本電信電話公社九州電気通信局編「九州の電信電話百年史」（電気通信共済会九州支部、1971年）199頁表から作成。

電気の事業としては、明治二十年（一八八七）、東京電灯が、東京日本橋に営業用火力発電所を建設し、架空線による電気供給を開始したのが最初である。

明治十九年（一八八六）八月、長崎馬込の新開地に電灯が灯された。これは長崎紡績所が新しい工場に照明用として設置したものである¹³²。

電気事業としては、長崎電灯有限会社が同二十六年（一八九三）四月から、三五^{キロワツ}の発電機を設置して送電した。当初の送電先は、主に浜の町や丸山界隈で、供給戸数は六八戸、灯数は一二九灯であった¹³³。

大村地区で最初に電気を利用したのは、大村歩兵第四十六連隊である。

大村連隊では、蒸気機関を設置し、炊飯と浴場用に使用したほか余力をもつて発電機を運転した。明治四十四年（一九一一）のことである¹³⁴。

一般向けには、明治四十四年三月二十五日、大諫電灯株式会社が設立されている。資本金一〇万円、本店を大村町に置いた。取締役は、野田益晴（諫早町）、今村千代太（西大村）ほか二名である。同社は大村町に一〇〇^{キロワツ}のガス発電機を建設して、大正元年（一九一二）十二月に開業した。

しかし、この発電機は故障が多かったようで、諫早地区の三町村から強力な改善要求を突き付けられている¹³⁵。結局、この地域は、大正四年（一九一五）十月、大村・長崎送電線及び大村変電所の完成を機に佐賀県川上川水系の水力発電から受電することとなったが、これより前の大正二年（一九一三）十一月、大諫電灯は、九州電灯鉄道株式会社に合併されている。もともと九州電灯鉄道も、この後、名古屋電灯から転じた関西電気（本社名古屋）と合併して東邦電力となり、昭和十七年（一九四二）、折からの戦時体制

表 2-22 大村地区電灯使用状況

（大正8年末現在）

町村名	現住戸数	電灯使用		街灯数
		戸	数	
大村町	561	647	2,272	182
大 村	746	373	1,450	102
鈴田村	380	—	—	—
西大村	1,121	778	1,951	49
竹松村	513	208	264	4
福重村	438	79	95	1
松原村	362	230	369	35
合 計	4,121	2,315	6,401	373

・大村町の数値は原資料のまま。

【註】 電気関係は長崎県編『長崎県統計書 大正九年』全（長崎県、1923年）、現住戸数は長崎県編『長崎県統計書 大正八年』（長崎県、1922年）による。

下の電力統廃合によって、九州配電株式会社となっていく。

なお、大村地区における大正年間の電気の普及状況は表2-22に見るとおりである。

(熊野道雄)

五 大村地方の産業と町の様子

■ 一・大村の産業

明治維新以後の産業についての資料は少ないが、以下大正七年(一九一八)の「東彼杵郡各村誌」¹³⁶により産業の実態を要約して述べる。

一・農業

大村は肥沃な土地と痩せている土地があつた。耕地面積田地一七七町九段六畝歩、畑地二六〇町八段一步、二毛作田地九七四〇畝。専業農家数四一八戸、兼業二〇四戸。自作農二〇三戸、小作農二三五戸、自作農兼小作農一八七戸。主な農産物は、米・麦・甘藷・大豆・蔬菜等であつた。

大村町は古来から商業が多く、農家は少なかった。田地五段余、畑地六段余。専業九戸、兼業一三戸。主な農産物は米・麦・茶等であつた。

西大村は総戸数の約七割が農家で、農地の大部分は畑地であつた。田地一二八町六段歩、畑地四六八町三段歩。二毛作田地五三町。専業五八〇戸、兼業一三〇戸。自作農二二〇戸、小作農七五戸、自作農兼小作農四一五戸。主な農産物は、米・麦・甘藷・馬鈴薯・^{サザシロ}蘿蔔(大根)・牛蒡等であつた。

竹松村は地味が肥沃にして農産物が多いのは郡内屈指であつた。田地一五六町八段歩、畑地三九八町五段歩。二毛作田地一三一町一反。専業二二五戸、兼業二八三戸(いずれも大正四年度)。主な農産物は米・麦・大豆・甘藷・馬鈴薯・牛蒡・蘿蔔・茄子(今津茄子として名高い)・南瓜・梨・榲桲等であつた。蔬菜類は長崎、佐世保に販売

していた。

福重村は地味が肥沃にして農家の生活状態は比較的良好であつた。田地三四二町六畝二〇歩、畑地一三七町七段二二歩。二毛作田地二三七町一反六畝二〇歩。専業二九四戸、兼業一四一戸。自作農七九戸、小作農六二戸、自作兼小作農一九四戸。主な農産物は米・麦・甘藷・蓮根・梨等であつた。明治三十年（一八九七）頃から柑橘類を栽培しはじめ、梨・桃は品質良好で村の特産品として数えられていた。

松原村は田地一五三町八段八畝一五歩、畑地一〇二町一段九畝二五歩。専業一六四戸、兼業一五戸。自作農三九戸、小作農六八戸、自作兼小作農五七戸。主な農産物は米・麦・大豆・粟・そば・甘藷・馬鈴薯等であつた。

萱瀬村は総面積の約一割三分が耕地であつた。耕地面積三七一〇段。二毛作田地一五六一段。自作農四五戸、小作農五〇戸、自作兼小作農二九六戸。主な農産物は米・麦・甘藷・大根等であつた。

鈴田村は地味肥沃で灌漑の便も良かった。田地二三二町五畝一〇歩、畑地二六八町二四畝七歩。二毛作田地九〇町七反三步。専業三六〇戸、兼業六二戸。自作農一〇九戸、小作農三八戸、自作兼小作農二〇六戸。主な農産物は米・麦・大豆・蕎麦・菜種・粟等であつた。

三浦村は今村、溝陸の川の流域に耕地があるのみで、田地一四一町四七一〇歩、畑地二三一町一六一三步。二毛作田地一四〇町歩。専業二二三戸、兼業六一戸。自作農六十三戸、小作農一五戸、自作兼小作農二〇六戸。主な農産物は米・麦・大豆・甘藷・馬鈴薯等であつた。

二、水産業

大村は、東浦漁民及び大村真珠株式会社のみであつた。専業漁家五五戸、兼業二六戸、船数六〇隻。地引網や刺網などを使用し、鯛・黒鯛・真珠貝及び真珠肉・海鼠なまこを獲っていた。大正六年時点では遠洋漁業に従事する者が出ている。

大村町では専業漁師はいなくて、兼業一四戸、船数一五隻。主な漁獲物は烏賊いか等であつた。

西大村では専業七三戸、兼業一五戸、船数一四一隻。地曳網・手繰網・カシ網・江切網・打瀬網を使用し、鯛・黒鯛・鰺・真珠貝・真珠などを漁獲していた。海鼠の腸を洗淨し塩漬けにしたコノワタは、一種の香味を有し、好酒家の間で賞味されている。

竹松村では農業の余暇に魚介を獲るにすぎなかった。兼業四五戸のみで、船数五〇隻。鰺・鯡・真珠貝が主な漁獲物。鯉の養殖場が一軒あった。

萱瀬村では萱瀬川で僅かに鮎・鰻を獲るのみであった。

福重村では専業一戸で、網か鉋で漁をしていた。郡川で鮎・鰻が獲れていた。

松原村では専業六三戸、船数四一隻。カシ網・雑魚網・小魚網を使用し、真鯛・鯖・鯛・黒鯛・鯡・鰺等を漁獲していた。

鈴田村は海に面しているが漁家は一軒もなく、海面を東浦漁民及び大村真珠株式会社に貸与し、使用料を得ていた。

三浦村は舟津、日泊、溝陸に兼業二〇戸で、船数四五隻。曳網・敷網・刺網を使用していた。主な産物は鰻・鯛・鰺・海鼠であった。

三・林業

大村の山林面積は二六九五四畝二五歩。林業兼業六〇戸。松・杉・樟・栲・椎・竹等を産したが、松の一部分や栲・椎は主に薪炭用に供されていた。本谷、大多武には、杉・檜の本懸栽植の模範林がある。近年は植林が奨励され、一六五町歩余の植林が行われている。

西大村の山林は一三五町三段歩。種類は檜・椎・松・櫟・山楊等で、もっぱら薪として伐採されていた。

竹松村は平坦地で、村内に山林は少なく、山林原野は村有一九四段、村有基本財産二〇九段、学校樹栽林一八〇段であった。ほとんど薪として利用していた。

萱瀬村は総面積二八五〇町歩の内、二三・四三町歩余が山林であり、老樹鬱蒼として山を覆っている。生産木材額は七万円余となる。萱瀬村では炭焼きが昔から行われていた。元禄七年（一六九四）阿波から二八名が入国、南川内、北川内、黒木一円で発達したと伝える。従業者三〇名、六〇の竈があり、年産額三〇余万貫になる。一時椎茸栽培も行われていたが、従業者三名に減ってしまった。

福重村の山林面積は七八町四反で、松や檜を産していた。近年植林が行われつつある。

松原村の山林原野面積は一〇九町七反一畝五歩で、林業専業二戸、兼業一戸であった。丸材や角材、薪炭材として販売していた。

鈴田村の山林面積は一五一町六段五畝四歩で、林業兼業三〇〇戸。薪や竹、炭を産していた。

三浦村の山林面積は八六町四反歩で、林業兼業二一〇戸。松・杉・椎などを薪・炭用として産していた。

四、鋤業

鋤業として挙げるべき企業はないが、雄ヶ原に白土が産し耐熱性が強く煉瓦の製造に適するとして、大正七年（一九一八）唐津窯業会社（資本一〇〇万円・本社工場は唐津に置く）が設立され、白土を採掘しつつある。また徳泉川内郷で、鋤区一反歩を従業員二〇名により白土を採掘している。福岡方面へ移出して白煉瓦の原料としている。鈴田村、三浦村において石炭の試掘を行っている。

五、牧畜業

全村的に牧畜を稼業としている所はなかった。農家の副業として、牛・馬・豚などの家畜や家禽を飼育していた。

六、養蚕業

大村村民の中に蚕業に熱心な者があって、自ら東北地方に至り養蚕の方法を学んで戻った。明治十八、十九（一八八五、八六）頃、群馬・山梨県から養蚕の技術者を招聘して講習を受け、一時興隆したが頓挫し、数年を経て再び盛んになった。明治三十五、十六（一九〇二、〇三）頃に最盛期となった。その後やや衰え、近年（大正期に入り）

三度目の発展の趨勢にある。

大村の桑畑面積一五三〇畝歩。産繭額一〇七石余。養蚕戸数兼業六八戸。

大村町では明治四十四年（一九一）頃から稚蚕の共同飼育を開始し、その後蚕業組合を組織し、収繭共同販売を行っていた。兼業者約二〇戸。

西大村では、桑畑面積四町六反歩。養蚕戸数七〇〇戸。産繭額一二二五貫。

竹松村ではいたるところに桑畑がみられた。養蚕組合を設立し、大正七年（一九一八）に繭販売所を設置した。桑畑面積三五〇反。養蚕戸数二〇〇戸。産繭額一七六石。

福重村では、稚蚕共同飼育所五カ所。桑園十町五反六畝歩。養蚕戸数專業二戸、兼業四八戸。収繭高二五六石五斗八杓。共同模範桑園を設置し、稚蚕共同飼育所に桑葉を供給していた。

松原村では、桑畑面積一町六反、養蚕戸数二六戸、産繭額一五石。

鈴田村では、蚕業者組合を組織して収繭共同飼育所を設け、技術者を招聘し飼育を行い、成績が良くなっている。桑畑面積八町三反歩、養蚕戸数五四戸（兼業）、産繭高二五石。

三浦村では、桑畑面積十五町九反八畝一步、養蚕戸数一一〇戸（兼業）、産繭高一五一石。

七. 工業

大村町には^{まだん}鉦業が二社あった。大村貝鉦株式会社は、大正三年（一九一四）十二月資本金三万円で創設。これより先、大正元年九月、大村貝鉦製造伝習所が設立され、一二〇名の職工がいたのを買収し設備を完備して製造に至ったものである。その製造量が注文の半分も満たせないほど盛況した。もう一社は高島貝鉦製造所である。大正九年（一九二〇）に創設され、第三工場まで建設し、大村貝鉦株式会社を凌ぐほど盛況した。近年、この両社を併合し長崎貝鉦製造所と改名し、良質の製品を製造して諸外国の需要に充てようとしている。酒造業者は数戸あったが次第に減少し、ただ一戸残存するのみである。醤油業者が増加している。

特産品として鯨尾羽罐詰がある。これは鯨の尾羽毛を九十九獅子・雲珠巻・龍頭・短冊・手丸花・群鳥・白蝶の七種に刻み、これを罐詰にしたものである。元治・慶応年間（一八六四～六八）田中亀兵衛が発明した。最初箱詰めだったが永年の保存に適しないので、^{びん}罐詰や罐詰に改良した。

日本最初の罐詰製造は、長崎金屋町の乙名松田雅典が、幕末期に広運館（外国語学校）に勤務していた時、フランス人教師レオン・ジュリーが牛罐を食べるのをみて、彼から罐詰製造法を習った。苦心の研究の結果、明治十年（一八七七）イワシの油づけ罐詰などを製造したことに始まる。現在日本銀行長崎支店（長崎市炉粕町）前に日本最初の罐詰製造の碑がある。

明治二十五、六年（一八九二、九三）頃下関の品評会に出品し、その後各地の博覧会共進会等に出品し賞牌褒状を受けた。販路は内地の各郡市と浦塩（ウラジオストク）・朝鮮・満州等であった。大正期に入り衰微の傾向になったのは、原料の鯨が五島から手に入らなくなったことと、製造法を伝習したため各地に製造所が増えたためである。西大村では和紙製造業があるが次第に衰えてきている。

竹松村では和紙業七戸、麦粉業六戸、麵類業五戸等があるのみであった。大正七年度秋から澱粉製造業が復活する見込みである。

萱瀬村では萱瀬川を利用して、僅かに水車業、和紙製造業がみられた。

福重村では僅かに、和紙、油、鎌等の製造がみられた。

松原村では、鍛冶、造船、農具製造業がみられた。従事戸数四〇戸。松原鎌は約二〇〇年前波平行安（並衡行泰）が製法を伝えたという。年間六万二一〇〇丁の生産。原料の鉄は佐世保、長崎から仕入れ、鎌製品は、五島、伊万里、長崎、諫早、朝鮮等に販売されていた。

鈴田村では瓦製造業、三浦村では木蠟製造者が僅かにみられた。

八、商業

大村と大村町に接近する切通し、本小路及び大村駅前付近に小店があり、日用品を販売していた。東浦に魚市場があった。行商五四戸、居商一一戸。

大村町は幕藩時代には頗る盛んであったが、廃藩置県以後衰退していた。明治三十年（一八九七）歩兵第四十六連隊の創設、同三十一年九州鉄道長崎線の開通により、商業は次第に活気を帯びてくるようになった。大正七年六月現在、本町の戸数五六〇戸の内二三九戸が商家である。

西大村では旧国道（旧長崎街道）に沿って、商家が並び、旅館・菓子屋・飲食店・酒屋・陶磁器店などを営んでいた。商業戸数二〇〇戸。

竹松村の物品販売業一三戸の他、菓子小売業七戸、豆腐小売業五戸、運送業一三戸、諸行商四〇戸などがあった。萱瀬村では交通不便のために、林道に沿って約三〇戸の専業商家、兼業商家が点在していた。

福重村では専業商家一〇戸、兼業三〇戸であった。

松原村では専業商家四七戸、兼業九戸であった。

鈴田村は鉄道の開通以前は古松集落に専業商家があったが、開通以後は次第に衰えていき、現在は古松集落に商家はなくなっている。村内の商業戸数一六戸。

三浦村では各集落が密集していないので、専業商家はない。

九、澱粉業

長崎県は平坦地や農業に適した肥沃な土地が少なく、また大きな河川も少ないため、農業用水の確保に苦勞してきた。乾燥地や痩せた土地、耕地が少ない土地の畑作の作物として、江戸時代中期以降に、盛んに栽培されてきたのが甘藷（さつまいも）である。十七世紀初めに薩摩や長崎に伝わり、徐々に南九州一帯で栽培されるようになっていった。

享保十七年（一七三二）西国が蝗害により飢饉となり多数の犠牲者が出た時、甘藷が救荒作物として大きな成果があった。『徳川実紀』第九篇有徳院殿御実紀附録卷十七によれば、將軍徳川吉宗が幕臣である儒者深見新兵衛有隣に長崎地方の被害を尋ねた。深見新兵衛有隣は、父新右衛門貞恒が長崎に住んでいた時に甘藷を植えて食料にするように教えたが、その頃はさほど植えていなかった。ところが享保六年（一七二二）長崎へ行つてみると次第に植えて食料にしており、この度の凶荒にも多くの助けとなつていた、と答えている¹³⁷。

大村藩においても、蝗害による被害を幕府に届けているが、琉球芋（甘藷）により、飢饉を乗り越えている¹³⁸。

以後、甘藷は主食とは成り得なかったが、食糧が不足がちな土地の食料として栽培されていった。大村藩でも、各村「郷村記」によれば、畑の作物として大麦・小麦・大豆を栽培しており、その跡作として、そば・粟・芋などを栽培している¹³⁹。

明治期になつても、甘藷は米、麦などと共に主要な農産物となっている。いくつかの年次の生産高を表として挙げる¹⁴⁰。

このように、主要な農産物として栽培されてきた甘藷を利用して、次に澱粉業が興された。大村における澱粉業については、『大村市史』下巻にまとめられている¹⁴¹。

表 2-23 東彼杵郡の甘藷生産高

年 次	作付面積	収穫高	価 額
	段	貫	円
明治43年	2,493	747万9,000	299,170
大正 4年	1,823	850万2,650	313,395
大正10年	2,646.6	634万6,827	523,737

【註】『長崎県統計書』各年から作成。

表 2-24 大村各村の甘藷生産高

村 名	明治17年調査	大正元年から3年間平均		大正 6年	
	産出高	生産高	価 額	生産高	価 額
	斤	貫	円	貫	円
大 村	153万1,200	27万5,250	13,382		
西大村		120万	72,000	126万	
竹松村	270万	72万	29,600	88万	59,840
福重村	32万	10万5,000	4,716	16万9,050	10,988
松原村	40万	8,300	3,840	15万	
萱瀬村		7万6,210	3,810	7万6,210	3,811
鈴田村	5万6,200	44万	13,200		
三浦村	64万	41万4,000	12,420	33万3,325	

【註】「東彼杵郡村誌」、「長崎県東彼杵郡誌」、各村「郷土誌」から作成。

それによれば、明治三十年（一八九七）頃、大村の大上戸川付近において田中庄八はカンネカヅラの幹をすりつぶし、水で洗淨沈澱させてクズを作っていた。そうした由来から甘藷で作った澱粉もクズと呼んでいた。明治三十六年頃上村常吉という人が松山郷馬場崎で甘藷の加工を考え、足踏みのローラーを利用し、甘藷を一個ずつローラーですりつぶし汁をしぼり水を加えてかきまぜ、別の桶に蓄えて上澄水^{うわすみ}を捨て、沈澱物は木の台にのせて乾かし澱粉なるものを作った。これが大村での澱粉製造の元祖となった。

『西大村郷土誌』にも同様のことが、年次は異なっているがみえている¹⁴⁾。

澱粉製造ハ自家使用トシテ甘藷ヲ原料トシ久シキ以前ヨリ行ハレシガ、一ツノ職業トシテハ、明治三十四年本村人上村常吉葛ノ根ヲ碎キテ澱粉製造業ヲナセシヲ始トス。甘藷ヲ原料トシテ足踏回転器ヲ以テ製造シ、吉野喜七大阪ヨリ来リ、足踏器ヲ改良シテ手廻シ器ヲ使用シ、明治四十年ニハ上村常吉初メテ石油発動機ヲ使用ス

とある。

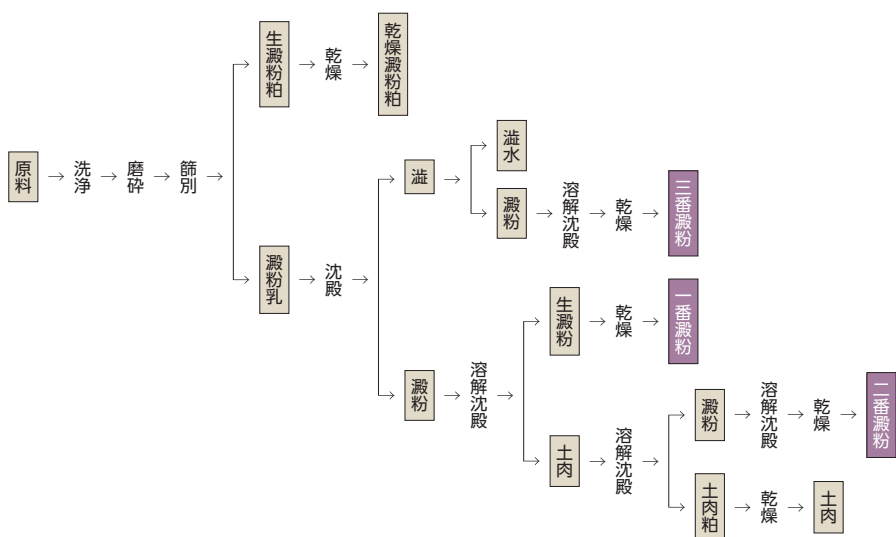


図2-3 澱粉の製造工程（静置沈殿方式）昭和28年頃まで

【註】 独立行政法人農畜産業振興機構調査情報部編「鹿児島県におけるでん粉原料用さつまいも及びでん粉産業」（独立行政法人農畜産業振興機構調査情報部、2011年）49頁 図5-1から。

クズから澱粉への命名は吉野澱粉にいた田野澱粉株式会社社長田野純三が行ったといわれている。当時大村イモに目をつけた鹿屋市清水栄吉及び田野・谷川・今道その他五名がそれぞれ百円ずつを出資して工場を設立し澱粉製造にとりかかり、その後各人個々に工場を設立した。明治四十二、三年（一九〇九、一〇）頃になると晒澱粉の製造を開始したが、これが全国における晒澱粉の始まりだといわれている。

『西大村郷土誌』には、

田野純三機械改良ニ苦心スルコト数年、明治四十三、四年ニ至リ、漸ク完全ナル機械ヲ製造スルヲ得テ、澱粉製造力大ニ進ミ、斯業ノ非常ナル発展来シ、以テ今日盛況ヲ見ルニ至レリ

と、大村で澱粉製造業が始まった由来が記されている。

大村地方の各村の澱粉製造業について『長崎県東彼杵郡誌』¹⁴³には、

西大村

村内甘藷を多産するより澱粉製造業甚だ盛にして、七戸の工場あり一箇年の製造額百五万斤、価額六万三千円に達し其消費する所の原料は甘藷七百万斤、価額三万五千円にして、村内及び竹松村を主とし東彼杵郡内の各村より三割を供給せられ、其余は之を西彼杵郡の各産地、北松浦・南松浦の両郡及鹿児島等より移入す、吉野製粉所の製造力最も大にして動力二十馬力あり、上村工場之に次ぎ五馬力其他は何れも三馬力半なり、吉野工場の製品は全部大阪に仕向けられ、他は九州各地に鬻く就中需用最も多きは博多にして、久留米・

表 2-25 東彼杵郡の甘藷・澱粉生産高

年 次	生産戸数	職 工	甘藷数量	価 額	製粉数量	価 額
	戸	名	貫	円	斤	円
明治43年	11		81万4,400	30,133	88万 300	71,024
大正4年7月～ 5年6月	10	82 男32 女50	102万	39,780	96万7,625	55,473
大正10年	11		76万3,536	162,882	193万8,750	204,180
大正14年	10		213万2,010	214,201		
昭和 4年	11		96万5,400	79,398		
昭和 9年	13		409万6,500	355,600		

【註】『長崎県統計書』各年から作成。

熊本・門司・長崎等順次相次く澱粉製造の残滓は之を乾燥して俵詰とし大阪に搬送す、其用途は或は黒砂糖に混し或は粉末として下等の菓子等に交へ或は製紙の原料ともなる、其乾燥費用は百斤に付三十五銭位なり

鈴田村

醤油の醸造・澱粉の製造・織物等あるも単に自家用に供するに過ぎず

と記す。

また「西大村郷土誌」「竹松村郷土誌」⁽¹⁴⁾には、

西大村

村内大ナル工業ナシト雖モ独り澱粉製造ハ頗ル盛ニシテ、三馬力乃至二十馬力ノ動力ヲ用フルモノハ八ヶ所アリ。是等ノ工場ニテ毎年消費スル所ノ原料甘藷三〇〇〇余斤ナリ産額 五〇〇万貫 価格 四十万円 仕入地

本郡西彼杵郡・南松浦郡・鹿兒島 販売先 大阪及海外

竹松村

従来休業しゐたりし澱粉製造業愈々七年秋より復活するよし、或は興隆に赴くやもしれずとあり、大村地方での澱粉製造は西大村で盛んになっていた。

澱粉産業の、大村地方各村別の生産高の資料を見出せないが、東彼杵郡についていくつかの年次の生産高を表2

25に挙げる⁽¹⁵⁾。

昭和十二年（一九三七）からは、日中戦争の影響により市民生活に必要な物資や食糧が不足するようになり、同十四年四月米穀配給統制法が、同年十月価格等統制令がそれぞれ公布された。また同十五年八月には澱粉類配給統制規則が公布され、澱粉は統制価格となった。同十九年から原料は官庁の統制配給となった。

昭和二十年（一九四五）八月太平洋戦争は終結したが、市民生活の困窮は引き続き大変なものであった。同二十三年から澱粉は食糧配給公団が担当し統制した。その後次第に食糧事情が改善されると、同二十四年十二月同公団

は廃止され、さつまいも、澱粉共に統制が外され、自由価格となった。それに伴い、澱粉工場の建設も増加していき、澱粉産業は盛んとなった。いった。

(森崎兼廣)

■二、真珠産業

真珠養殖の概要

真珠は古来、貝類を食べる民族に見出され、古くから宝玉として広く用いられた。天然真珠は種々の貝類に生じるが、実際に装飾品として用いるものはごく稀にしかとれず、また貝の種類もそう多くはない。一般に貝殻の内側には光沢があり、色のよい層(真珠層)を持っている貝から生じるものが優れているといわれる。そのような貝は、淡水産ではイケチヨウガイ、カワシンジュガイ、カラスガイ、ドブガイなど、また海水産ではアコヤガイ、シロチヨウガイ、クロチヨウガイ、マベガイ、アワビなどが代表的な種である。

貝類に自然に生じた真珠を総称して天然真珠と呼んでいる。特に東洋において多く発見され市場に出た。貝体に真珠のできる位置によって貝付真珠と遊離真珠とがある。前者は貝殻真珠、殻付真珠、半円真珠とも称し、貝殻の内側に突起としてできたものである。後者は真の真珠で、貝殻から離れて貝の体内に生じたもので、その発生部位によって、「袋真珠」「螺番真珠^{ルイパ}」「筋肉真珠」の呼び名がある。天然真珠の形は色々であるが、球形のものは少なく不整形が多い。また、大きさもケシ粒大から数一〇ミリのものまであり、大部分は「ケシ」と呼ばれる小さなものである¹⁴⁶。

天然真珠は、日本では、既に三世紀頃には特産品となっており、『魏志倭人伝』や『後漢書』に真珠に関する言及がなされている¹⁴⁷。古墳時代の



写真2-11 アコヤガイ

(小学館編『日本大百科全書』12 小学館、1986年から)

副葬品にも真珠は確認されており、奈良時代には長崎の「彼杵郡」が一大産地であったという¹⁴⁸。

一方養殖真珠は、天然真珠の希少性や良質大珠の少ないことから、真珠形成の原理を応用して、人為的に貝類に発生させた真珠である。淡水産としてはイケチョウガイ、海水産としてはアコヤガイ、シロチョウガイ、クロチョウガイ、マベガイ、アワビが用いられている。イケチョウガイは主として琵琶湖や霞ヶ浦で無核真珠及び一部有核の真珠が養殖されている。日本で生産される養殖真珠で最も多いのがアコヤガイによるもので、この貝は古くからシンジュガイ（真珠貝）として知られている。アコヤガイは温帯から熱帯にかけて分布し、日本はその北限に当たり、実際の養殖は西日本以南で行われている。シロチョウガイ、クロチョウガイ、マベガイは熱帯産で、アコヤガイより大形の貝のため、真珠も大形である。マベガイでは貝付真珠（半円真珠）が生産されている。

大村湾真珠と養殖場の創業

大村湾は針尾瀬戸・早岐瀬戸で外海とつながっているのみであり、四季を通じて潮位の変化が少ない。湾内の潮流は弱く、針尾瀬戸から流入する黒潮系と、沿岸河川から排出された陸水系があり、湾奥には大村湾の固有水が集まっている。河川水は東岸沿いに北上し、西彼半島に沿って流入する黒潮系の水と徐々に混合しながら沿岸沿いに真珠養殖に適する環境をつくっている¹⁴⁹。

このような地形を有効に活用し、江戸時代から大村落ではアコヤガイ採取を藩の独占事業とし、当時の領民は貝の採取だけでなく食することも禁止されていた¹⁵⁰。江戸初期には藩士の玉貝奉行や貝取役をおいた。のち天明・寛政年間になると、真珠貝目付をおき、その配下の横目は貝の生息地付近に住ませて監視させた¹⁵¹。幕末には、川棚の漁村平島で真珠貝の潜水漁「もぐり漁」を許可した。漁場は鳥島ちかくの前曾根にあり、収入は藩と漁師の折半とした。

また、薬用としても真珠が活用され、大村純照が長与俊達（一七九〇～一八五五）に製薬させたといわれている¹⁵²。解熱剤として処方される「真珠丸」や、点眼薬の「真珠膏」が有名である。

近代に入り、大村における真珠は藩の規制がなくなり一時期乱獲状態であった。明治十八年（一八八五）十二月、長崎県は県令で真珠採取を八年間禁止した。その後同二十二年（一八八九）、明治政府は真珠貝を産出する訓令を地方に発し、同二十五年（一八九二）六月には三重県英虞湾、二十六年（一八九三）七月には大村湾を調査、同二十八年（一八九五）に大村湾真珠漁業組合が設立された。その間、同三十六年（一九〇三）十月には大村湾水産組合の発起人会が開かれ、翌月郡会議堂で創立総会、翌年一月には正式に大村湾水産組合が誕生した。その業務は以下のとおりである。

漁労、養殖及び製造の調査指導に関する事項

水産動植物の蕃殖保護に関する事項

販路調査に関する事項

営業品の検査に関する事項

紛争調停に関する事項

博覧会、共進会および品評会の出品に関する事項¹⁵³

特に真珠養殖に関しては『長崎県真珠養殖漁業協同組合史』第2巻¹⁵⁴によると、同県における真珠養殖の始まりは明治四十年（一九〇七）という¹⁵⁵。円型真珠の発明は明治三十三年（一九〇〇）三月西川藤吉、見瀬辰平によるもので、同四十一年（一九〇八）九月に調停及び契約（西川、見瀬、横山寅一郎共有）が締結した。西川藤吉（一八七四～一九〇九）は「真珠

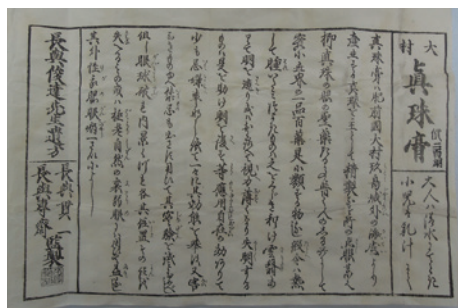
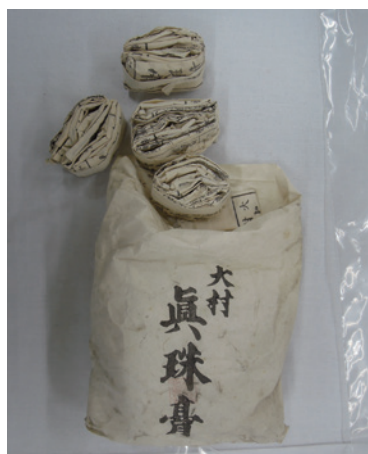


写真2-12 江戸時代薬用として用いられた「真珠膏」とその広告

【註】「真珠研究所大村支所旧蔵真珠養殖事業に関する標本資料」

（国立研究開発法人水産総合研究センター増養殖研究所所蔵）

王」と称される御木本幸吉（一八五八―一九五四）の娘婿で、農商務省技師として真円真珠養殖の研究に従事、同様に見瀬達平（一八八〇―一九二四）も養殖技術を三重県で研究していたが、特許の取得を巡って争い、この年に譲歩して締結に至ったという¹⁵⁶。同四十年（一九〇七）に、見瀬辰平を指導者として大村湾水産養殖所が設立され、一方西彼杵郡大串村長嶋（現在の西彼町大村湾口付近の島）に西川藤吉を指導者として長嶋真珠養殖場が同四十一年に設立された¹⁵⁷。

円型真珠養殖隆盛期の状況を概観してみると、当時御木本真珠養殖場（明治二十六年創設）の貝付真珠事業を除いては全く基礎技術の固まらぬ時代であり、三重県では貝付真珠特許権の侵害問題（御木本対北村幸一郎・北村重吉・長束七郎）で紛争中、前述の円型真珠發明特許も係争の間、当時の特許局や弁理士、学者らを賑わせた。真珠産業の周辺に関しては、御木本の他に伊勢及び紀州では数人の業者があるのみで、淡路島の福浦で西川藤吉及び藤田昌世が研究に着手、帝国大学理科大学動物学教室臨海実験所が研究半ばという状況であった¹⁵⁸。

大村湾水産養殖所は明治四十年六月に設立されたのであるが、当時貴族院議員であった大村純雄（一八五一―一九三四）は、大村湾一帯の真珠貝の減少を憂い、農商務省や有識者を訪ねて、同年四月この事業の適任者として見瀬辰平を招聘した。見瀬辰平は、三重県度会郡神原村（現度会郡南伊勢町及び志摩市）の出身である。彼は志摩半島の矢湾で真珠貝一万五〇〇〇個を素材として円形真珠形成の研究を始めた。その特徴は、真珠の核にする小さな銀の粒を注射針で母貝に挿入し、その核には外套膜を少し切り取って付けておく、というものである。この注射針は「貝類の外套膜組織内に真珠被着用核を挿入する針」として明治四十年三月一日に特許出願した（七月二十七日認可）。見瀬が大村水産養殖所に招かれたのはこの頃である。のち真珠核を挿入する注射針を真空の細管に変更、核を挿入するために貝肉をあらかじめ切開した。これを「真珠形成核挿入法、挿入器」と名付けた。その内容は「生貝の殻を開き、貝の肉組織を切開して核挿入の経路を作り、核の直径より大なる吸盤をそなえる真空細管の吸盤面に核を吸着せしめ、前記の切開経路に従って核を推進しつつ細管を肉組織内に挿入し、所要の位置に達したるとき、

真空細管中の気圧を回復して核を吸盤面より放ち、細管を抜き取り、もって核をその位置に残留せしむべき真珠形成核挿入法」というもので、大正六年（一九一八）に特許認可された（特許権者は見瀬辰平と上田元之助）¹⁵⁹。

見瀬は当初、大村純雄の申し出を断っていたが、再三の懇望で横山寅一郎が仲介となり、同四十年六月輩下の南徳之助以下八名の技師等を連れて大村に來所した。これに先立って、見瀬辰平の協力者であり三重県水産試験場長であった菖蒲沼太郎も、見瀬の推薦で大村を訪れていた。この設立時の養殖所の概要は以下のとおりである。

名称 大村湾水産養殖所（匿名組合組織）

資本金 拾万円

代表者 横山寅一郎（所長、貴族院議員）

技師長 菖蒲沼太郎（客分）

技師係長 見瀬辰平

庶務係長 山口鷹治郎（元郡長）

用度係 小島井弥七郎（大村出身、後述）

会計 山口栄¹⁶⁰

明治四十年夏、大村湾沿岸の瀬を調べた結果、真珠貝は枯渇しており、四〇万余個があったのみと伝えられているが、同年の暮から翌年春には湾内各所で大繁殖となり、四十一年秋には体長、体高とも一寸内外のものを五億三〇〇〇万貝を採取したと記録された¹⁶¹。

その後大村湾水産養殖所で採取された真円真珠は、長崎市に開催された「九州府県聯合共進会」に東宮殿下（のちの大正天皇）行幸に際し、台覧の栄に浴したとのことである¹⁶²。



写真2-13 施術器具（真珠創始期）一式、3箱、14点

【註】「真珠研究所大村支所旧蔵真珠養殖事業に関する標本資料」（国立研究開発法人水産総合研究センター増養殖研究所蔵）

西川氏は特許をとることさえも躊躇した。しかし全然出願せずにおいたのでは他より出願があった時に負けるからということで、特許は出願しておきながら、後から追いかけて願書を出して、当方から重ねて願うまで審査を待ってくれ、ということを出し出、特許局ではこれを受理した。

西川氏は御木本氏の希望を拒絶して全然この方法の使用を許さず、別に淡路の福良湾に直営の養殖場を開き、また大村湾内の長嶋という無人島をひらいて新たに養殖場をはじめ、渡辺理一氏にその使用を許可したりなどして、実行期に入ったのであった¹⁶³。

明治四十年に創業した大村水産養殖場は、玖島に事務所を設置し、惣津(川棚)・横島(江上)・大串・長浦・喜々津に出張所、湾内に六漁場を設定した¹⁶⁴。

当時、西川側代表者として派遣されたのが西川藤吉の弟であり、真吉の叔父に当たる西川新十郎である。以後西川新十郎は、大村湾真珠株式会社顧問となつて長崎県で活動する。後日談であるが西川新十郎は特許権者西川真吉の後見人として、大村湾各業者に対して長く発言力を持つようになり、戦前、戦後(昭和二十四年(一九四九)まで)の長崎県真珠団体に君臨することになった¹⁶⁵。

大村湾真珠株式会社の設立

大正二年(一九一三)四月、大村水産養殖場は「大村湾真珠株式会社」となる。当時の趣意書は以下のとおりである。

：横山寅一郎氏ハ夙ニ本湾ニ於ケル真珠介養殖事業ノ国家的事業トシテ最モ有利ナルヲ認メ、明治四十年大村水産養殖所ヲ創設シ、万難ヲ排シテ事業ニ着手セラレタリ、当時同湾ノ漁場ハ廃藩後漁民ノ濫獲ニ放置セラレシ結果、逐年減産、目ニ荒廃ノ状態ナリシモ、同所ガ刻苦研鑽、鋭意経営セル結果、天然ノ利ト相俟テ予期以上ノ繁殖発展ヲ遂ケ、漁場ノ総面積式千六百万坪、棲息介数約二億ヲ算スルノ盛運ヲ見ルニ至レリ、此間専門家ノ指導ト従事者ノ精励トヲ以テ其養殖二百般ノ苦慘ヲ重ネテ企画研究到ラザルナク、単リ天然真珠ノ産出ヲ増大セシメタルノミナラズ、人工養殖ノ方法ヲモ案出セリ、此方法タルヤ殆ド自然ノ形成ヲナサシムルヲ以テ、

其形状色沢共ニ天然ノモノニ劣ラズ、美術品市場ニ於テモ噴々タル好評ヲ享クルヲ得ルニ至レリ、玆ニ於テカ愈々發展的ニ事業ヲ経営スルノ必要ヲ認め、大正二年四月同志相謀リテ大村湾真珠株式会社ヲ設立シ、同所ノ財産權利ノ全部ヲ継承シ、経営日ニ歩ヲ進メ今日ニ到レリ

(166)

明治初期の乱獲から株式会社設立までの経緯が端的に述べられている。大正三年（一九一四）から七年（一九一八）までの真珠生産高は以下のとおりである。

年度	生産高	金額
大正三年	二六七匁	二六八七円
大正四年	二〇九匁	四六六八円
大正五年	一八〇匁	一五四〇〇円
大正六年	一九五匁	二四三〇〇円
大正七年	九二匁	二〇〇二一円 ⁽¹⁶⁷⁾

生産高や価格に関する各年の状況の詳細は不明であるが、大正五年十二月から翌年二月にかけて大冷害があり、大村湾の母貝・手術貝はほぼ全滅だったようで、母貝を三重県からもらい受け事業を再開したという ⁽¹⁶⁸⁾。

続いて大正七年に技師長佐藤林三により大型真円真珠（一・六×一・八分位）の発明へ発展進歩するのであるが、この特許出願は、見瀬辰平の大正六年特許申請のものに抵触し、結局は大正九年（一九二〇）十一月に調



写真2-14 大村湾真珠株式会社の株券（大正十一年十二月三日付）の表裏

【註】「真珠研究所大村支所旧蔵真珠養殖事業に関する標本資料」

（国立研究開発法人水産総合研究センター増養殖研究所所蔵）

停をみて同年十二月二十四日付第三七七四六号をもって、見瀬辰平、上田元之助、佐藤林三が共同發明権利者となった。この特許と同内容の特許願が大正八年（一九一九）に伊賀氏広、同九年（一九二〇）に北村久吉、奥村作治郎によって出願されている。この頃いわゆる誘導式をもって漸く真田真珠養殖（五ノ六ミドリ）の技術が確立されたといえる。当時の新聞には、長崎県下の真珠養殖事業について次のように掲載されている。

長崎県の真珠養殖事業は其の発達進歩の程度より見れば左のみ顯著なりというを得ざるも、其の普及する範圍より云えば殆ど県下全般に互り比較的大規模の東彼杵郡大村湾真珠会社、西彼杵郡大串村長島真珠養殖所、杵岐郡渡良漁業組合、下県郡船越漁業の外古来優良真珠の生産地として有名なる大村湾沿岸一帯の西彼杵郡亀岳村、長浦村、村松村、時津村等に於ける個人経営に属するもの頗る多く、其数二十余箇所に上り面積約三百五十万坪に達せり、而して大村湾が従来真珠貝の成育に最も適当なりとせられしは、其の地形が東彼杵郡の南西海岸と西彼杵郡の彼杵半島との彎曲によりて成り潮流緩慢にして海水清冽なると湾内遠浅にして最高水深二十五尋を出でず、海底泥土多くして礫石を混え岩礁散在して海藻群生し魚介の発育に好適せりというにあり、而して大村湾真珠会社の如きは漁場として長与三百九十六万坪、三浦二百五十九万坪、彼杵二百四十一万坪、瀬川二百十三万坪、伊木力二百一万坪、長浦百九十六万坪、日宇百七十五万坪、宮村百四十三万坪、江上百四十一万坪及び千綿百三十六万坪等合計二千九百十八万坪を有し、従業者百余名を使用し大正六年度に於て六十万五千七百七十六個の真珠貝を採取するに至れり、（後略）⁽¹⁷⁹⁾

県下の大規模な養殖場だけでなく、個人経営に関する情報についても詳細に述べられている。

大村湾真珠株式会社は大正七年（一九一八）から九年にかけて養殖場を拡張し、鳥島の他に瀬川村、河内浦、小串湾に設置した。高島真珠養殖場も北松郡の小佐々に事業場を拡張、御木本幸吉も大村湾の西彼郡亀岳村に養殖場を設置した⁽¹⁷⁹⁾。

第八回株主総会（大正八年五月から）の営業報告書は大戦景気の実態を記している。

表2-26 海産真珠生産高

年	全 国			長 崎 県		
	生産量	単価	生産額	生産量	単価	生産額
昭和元	千個 669	円 銭 7.91	千円 529	千個 102	円 銭 4.52	千円 46
2	589	8.24	485	152	5.13	78
3	1,781	39.96	7,120	64	16.03	103
4	641	19.63	1,259	152	6.56	100
5	819	10.69	876	223	5.55	124
6	1,079	10.00	1,079	228	6.04	138
7	3,655	9.18	3,355	891	6.93	202
8	2,429	5.82	1,451	1,004	2.59	261
9	4,510	5.09	2,296	919	1.78	164
10	7,749	3.15	2,441	160	2.79	449
11	7,071	2.65	1,874	169	2.54	430
12	10,858	2.09	2,269	176	2.24	395
13	10,883	1.64	1,785	182	1.90	346
14	10,482	1.69	1,879	175	1.97	344
15	9,253	1.53	1,414	166	1.88	313
16	7,891	2.20	1,736	154	2.34	311
17	6,030	1.96	1,180	142	2.07	293
18	4,214			70	2.01	140
19	1,751			16	1.10	18
20	733	45.00	330	ケシ 5貫	1.00	5

年	全 国		長 崎 県	
	生産量	生産額	生産量	生産額
昭和21	千个 50	千円 12	(ケシ) 4	千円 46
22	120	48	6	
23	250	250	23	
24	500	550	62	
25	1,000	1,283	85	
26	1,600	2,345	150	
27	2,300	2,778	250	
28	3,547	4,001	500	
29	4,480	4,704	580	
30	6,542	4,265	688	
31	7,125	4,282	673	
32	8,015	5,554	580	
33	12,822	5,169	772	
34	13,682	5,880	1,214	
35	16,108	8,717	1,263	
36	19,460	17,669	1,387	
37	21,080	16,877	2,173	
38	23,575	21,638	2,366	
39	23,623	21,954	3,267	
40	30,417	26,555	3,493	
41	34,746	36,782	5,520	6,674
42	33,314	30,821	5,458	4,335
43	29,857	20,396	4,573	2,728
44	25,868	22,600	4,373	3,314
45	22,769	20,105	4,158	2,969
46	12,961	10,823	3,214	2,252
47	11,280	13,893	2,600	3,729

註1 昭和元年から昭和20年迄は当組合発刊の25周年史より転載

2 生産額は10個を1匁に換算して算出

3 昭和21年から昭和25年迄は真珠ハンドブックの資料による

4 昭和26年以降は「漁業養殖業生産統計年報」による

(長崎県真珠養殖漁業協同組合編「長崎県真珠養殖漁業協同組合史」—組合発足50周年記念— 長崎県真珠養殖漁業協同組合、2001年から)

販路の状況は前年度に比し、概して良好なりしも、諸物価の暴騰は事業資金の膨張を余儀なくし、ために収支相補わざること益々甚だしきを加え頗る困難を感じたるも、鋭意、予定計画の遂行に努め、もって無事、本

年度を経過したり。かなめの事業は逐年順調に推移し着々予定の通り伸展しつつあるの実況にして、まことに同慶にたえざるところなり¹⁷¹⁾。

第一次世界大戦の景気は、真珠業界に大きな利益と技術革新をもたらした。「地まき」から養殖籠への発展も、大量の養殖籠を購入できるだけの利益があったからである。養殖真珠のサイズも大きくなった。養殖が始まった大正初期と、末期を比べると、貝に挿入する核は、初期は直径一分(三ミメ^リト^ル)以下だった。末期には二分(六ミメ^リト^ル)以上が多くなった。商品になる養殖真珠が取れる割合も、初期は一割ほどだったが、末期には四〇^割以上になった。品位も最初は金色や黒色・瘤^{こぶ}付が多かったが、銀白色が主になった。しかも正球円形が最多になった。

大正八年に大村湾の亀岳に進出した御木本養殖場は昭和三年に閉鎖したが、主任の西村清太郎が引き継いだ。昭和六年(一九三一)には高島真珠が大塔に養殖場をつくり、ここを主力に事業を拡大した。この頃、明治から試行錯誤を重ねてきた養殖技術はようやく確立し、産業として成り立つようになった。

昭和五年(一九三〇)から十年(一九三五)にかけて大村湾で、岩永謙吉、浦里健作、田崎甚作、浜口彦作が相次いで開業した。昭和十一年(一九三六)、県内の養殖場面積は一六五万坪。生産高は六三八^{キログラム}、売上げ四三万円。業者は一三名、うち大村湾の業者は九名だった。昭和十六年(一九四一)、太平洋戦争が始まると真珠は贅沢品とされ、生産は事実上停止した¹⁷²⁾。

大村湾真珠株式会社の解散

第一次世界大戦後の不況は昭和恐慌・世界恐慌へと続いた。「現状打破」の掛け声が叫ばれ、危機感を持った軍部は満州事変、日中戦争を起こした。それに対する中国、欧米各国の対日批判は真珠輸出を直撃した。日中戦争の昭和十三年(一九三六)からは急激に経営が悪化し、解散に追い込まれた¹⁷³⁾。

昭和十五年(一九四〇)四月十五日公布の輸出水産取締法により真珠養殖が許可規制となり、更に同年七月六日に奢侈品製造販売制限規則の公布(翌日施行)により、真珠養殖は薬用真珠の養殖を除いて禁止され、水産組合は

時局に従って同年十一月に日本真珠販売統制株式会社設立へと変容した。

この統制会社は更に同十七年（一九四二）七月二十三日に日本合同真珠株式会社に改組されて、前述のように養殖業者の真珠買取り体制を整えた。日本合同真珠株式会社の買取資金は、自己資金のほかは国民更正金庫（真珠担保）の公助資金によるものであるが、戦時中軍部への現金販売に成功して、金庫への返金は同十九年（一九四四）度に完了した。

真珠養殖は、戦中戦後にかけて養殖業者の救済に成功しかつ戦争遂行に協力、戦後は食料確保のために米国からの輸入の見返りとして貢献し、清算に当たっては真珠研究所建設の基をなすのであって、短期間ではあるが歴史に残る特異な活躍を示したのである¹⁷⁴。

解散のための臨時株主総会は、昭和十八年（一九四三）十二月二十七日午後二時から大村駅通りの山添商店で開催された。会社の事務取締役である小鳥居^井弥七郎が議長席について開会を宣告、出席者と委任状は四三名、議決権数は四八〇五個。総株主数の半分に達せず、また資本の半額以下だった。そのため議長は、商法の規定により本総会では仮決議を行い、改めて臨時総会を開くと発言して議事に入った。総会の決議録には、小鳥居の他、監査役の楠木志能夫、出席株主総代の岸添新太郎の三人が記名押印した。

解散を決議した最後の総会は、昭和十九年（一九四四）一月二十五日、山添商店で行われた。解散届は二月七日。精算人は先の三人と同じである¹⁷⁵。

戦後、「長崎県真珠組合」が発足するのは、昭和二十一年（一九四六）八月のことである¹⁷⁶。発足当時の組合員は次のとおり（九名）である。

岩永謙吉（瀬川村）、西川新十郎（大村市）、楠木常一（村松村）、西村清太郎（亀岳村）、田崎甚作（大村市松原）、浜口彦作（大村市松原）、浦里健作（大村市松原）、西村磨瑳登（村松村）、小鳥居弥七郎（大村市竹松）。

この組合は任意団体であったので、同二十五年（一九五〇）三月に解散、新たに「長崎県真珠養殖漁業協同組合」

が設立されたが、同三十八年（一九六三）には組合事務所が長崎市（桜町）に移転した¹⁷。

また、昭和二十七年（一九五二）、三重県での水産庁真珠研究所設置に伴い、同二十九年に真珠研究所大村支所が竣工、翌年五月開所式が行われた¹⁸。

昭和五十四年（一九七九）には同真珠研究所が廃止されて、水産庁養殖研究所に改組され、大村支所は養殖研究所大村支所に改称された¹⁹。以後約四〇年にわたり真珠生産に関わる研究が継続されたが、平成七年（一九九五）四月一日に閉所となり、関連資料は養殖研究所（三重県度合郡伊勢町所在の現増養殖研究所）へ移管された。

（吉田洋一）

■三、暮らしの様子と大村人の気性

大村地方は江戸時代においては城下町として、大村藩の中心地であったが、明治維新により社会情勢が急激に変化し、次第に人口が減少していく状態であった。

その後、明治十一年（一八七八）大村町に郡役所が設置された。同十七年（一八八四）私立大村中学校の開校、同十四年（一九一）大村高等女学校の開校、大正十二年（一九二三）長崎県男子師範学校・大村女子職業学校の設立等により、大村は教育の町となった。

また明治三十年（一八九七）歩兵第四十八連隊の設置、大正十二年（一九二三）大村航空隊の設置、昭和十六年（一九四一）第二十一海軍航空廠の設置などにより軍事の町ともなった。明治三十年大村連隊が熊本から移駐してくると、慰安所といった形で武部に遊郭が三軒建った。大正四年（一九一五）頃には軍人も逐次増えたので七軒になり、遊郭街となり、軍人の娯楽街として繁栄した。

昭和元年（一九二六）には、貸座敷数八、娼妓七一名、遊客数七二七〇名となっている。年齢別の娼妓数は、一八歳から二〇歳未満は八名、二〇歳から二五歳未満は三五名、二五歳から三〇歳未満は二三名、三〇歳から三五歳未満

は四名、三五歳から四〇歳未満は一名である。娼妓の稼業年数は、一年未満は二名、一年から三年未満は一八名、三年から五年未満は二二名、五年から七年未満は九名、七年から十年未満は一名である。年齢別の芸妓数は、一二歳から一八歳未満は九名、一八歳から二〇歳未満は一〇名、二〇歳から二五歳未満は一名、二五歳から三〇歳未満は一〇名、三〇歳から三五歳未満は二名、三五歳から四〇歳未満は一名である。芸妓の稼業年数は、一年未満は二一名、一年から三年未満は一四名、三年から五年未満は四名、五年から七年未満は三名、七年から一〇年未満は一名である。大村駅のホーム下を通る低小なトンネルは、鉄道開通の際、近在の篤志家土屋家の尽力により、交通の便を図って作られたが、武部地区が遊郭街として華やかだった時は、人目を忍ぶ客の通り道となったといわれている。

明治二十二年（一八八九）佐世保鎮守府の開庁があり、同三十年歩兵第四十六連隊の設置により御用商人・旅館・飲食店などが増加していった。翌三十一年九州鉄道長崎線の開通により、長崎・佐世保・佐賀・福岡等の各都市との交通が便利になり、商品の仕入れや販路が拡張し、仲買業者も多くなり活気を帯びてきた。特に、佐世保への野菜・果樹等の販売が多くなった。また、大村湾の築港、澱粉製造業の勃興、貝釦の製造業、養殖真珠業の発達等により、経済状態も発展していった。

このような状況の大村地方に住んでいた人たちの気性について、大正七年（一九一八）の「東彼杵郡各村誌」を要約すると、人情温和素朴にして勤勉である。老いを敬い神仏を尊崇することに厚い。ただ、執着心に欠け、旧慣墨守、研磨精進の気無く、因循にしての進取の気性がない。公共心の発達に乏しく、集会等の時間厳守すること少ないと厳しい。

■四、入植と開墾

一、島原士族の入植

郡川が形成する大村扇状地の扇央部は、河川の伏流により地下水位が低く水が乏しいため、往古から放虎原（あるいは宝庫野）と呼ばれる原野であった。この土地に人の手が入ったことが知られるのは、江戸時代になってから

のことである。

北川次郎兵衛の開墾

池田分道獣山（現古賀島町）に、北川次郎兵衛とその妻及び嫡男松田市左衛門長倫の墓碑がある。北川次郎兵衛宣勝（松田道獣と号した）は、大坂夏の陣で大坂方の武將として戦い、戦後徳川幕府軍に捕らえられ、元和二年（一六一七）大村藩に預けられることになった。大村藩としては罪人である北川次郎兵衛を未開拓の地に入れ、放虎原に屋敷を構えさせたものと考えられる。「郷村記」には、「池田分道獣山 道獣所闢の地なる故云」とあり、この地を道獣が開墾したという話が伝わっていたのであろう。道獣から変化したと思われる土中山という字名が残っている。彼は死亡するまで約四〇年間隠遁生活を送り、死後幕府から赦免となり、彼の三男村松左次兵衛長宣が跡を継ぎ、大村藩に仕えている。子孫は松田姓を名乗った。

飯笹平六左衛門胤重（千葉卜枕）の開墾

次に放虎原の開拓を行ったのは、飯笹平六左衛門胤重（後に入道して千葉卜枕と号す）である。肥前小城の城主千葉氏の子孫に当たる。『大村郷村記』によれば、寛文四年（一六六四）藩主純長から、宝庫野並松道の上（道路の東側）に野原二五町を賜り、新地三五石を開墾した。同五年新道を開き長崎街道とした。同時に宿を建て、居宅を構え、馬場には桜・桃・杉の木を植えた。この所を並松の宿桜町といって、桜花爛漫の頃は、領内第一の壮観であるといわれた。同七年宝庫野道下（道路の西側）の野地に切畑三六町を開き、数千本の杉・^{はぜ}櫨等を植えた。飯笹平六左衛門は、大筒の者を召し抱えて砲術を伝習し、大筒組を組織し、開墾した畑地を分け与え、この地において代々大筒組を支配した。

明治二十一年（一八八八）の地籍図によれば、道下の地域は、一町間から五町間まで区分けされていた¹⁸⁰。土地の北部には櫨が植えられていて、「櫨山」の地名が残っている。その後、この原野は扇端部付近が次第に畠として拓かれ、人家も建つようになっていった¹⁸¹。

島原藩士の入植

明治維新後、社会事情が変わると、士族たちは次々と封建的な特権を奪われ、社会的地位が低下して、経済的にも行き詰まっていた。明治政府の大きな施策の一つが武士階級の生活安定である。

明治十三年（一八八〇）十月二十九日、旧島原藩士松井千枝ほか五一人は、授産・興業のため政府から資金を借り受けることを、県令から内務・大蔵両省に陳情した⁽¹⁸²⁾。

これに対し、同十四年（一八八二）五月二日に、農商務省から一万円を貸し渡す達しがあった。同年七月から十九年（一八八六）六月末まで無利子で五カ年据え置き、十九年七月から二十九年（一八九六）六月まで年三分利付き、十カ年賦で毎年五月に返納の定めである。そして毎年の六月と十二月にその景況を詳しく届け出ることを注意している⁽¹⁸³⁾。

これが、旧島原士族の共済・互助のため産業を興して、将来の平安と栄光とを念じて設けた恒産会社のもととなった。この会社の当初の事業は、島原南部の深江町池平地区の官有地払下げによる開墾・養糸・牧場事業、島原北部の三会地区の牧場事業であった⁽¹⁸⁴⁾。

この会社は明治十四年十月に開業し、明治二十六年（一八九三）十月三十一日に開墾、製糸及び牧畜の三事業を継続するため、株主総会で議決した定款の認可を願い出て、社名を恒産株式会社と改め、資本金一万二〇〇〇円で一株は一〇円、総計一二〇〇株としている⁽¹⁸⁵⁾。以下、『島原藩士入植百周年史』を引用して述べる。

同二十年にこの恒産会社の一事業として大村開拓が行われた。
残された規約証をみると

規約証

東彼杵郡西大村櫛山郷

一、我輩同族ハ島原ヨリ移リ居ヲ此郷ニ占タル者ナレハ、一郷挙テ一家ノ思ヲ為シ患難相救疾病相恤鎖細ノ

隙ヲ捨テ、此隣相保ノ大義ヲ守リ子孫ニ至ル迄永ク忘ルヘカラサル者トス、依テ此ニ規約大綱ヲ掲ケ各自押印異儀ナキヲ表スル者也

第一条

共有地会社ヨリ護受候地所ハ同郷廿四戸ノ共有地トス

第二条

共有地ト雖モ恒産会社ヨリ各戸ニ割渡之地所ニ係ル諸税ハ自弁可致事

(以下第三条から第十一条まで省略)

右之条々堅ク相守リ若違約者アルトキハ違約金トシテ金壹円五拾銭一統ニテ三十日以内ニ請求致者也

明治廿四年四月

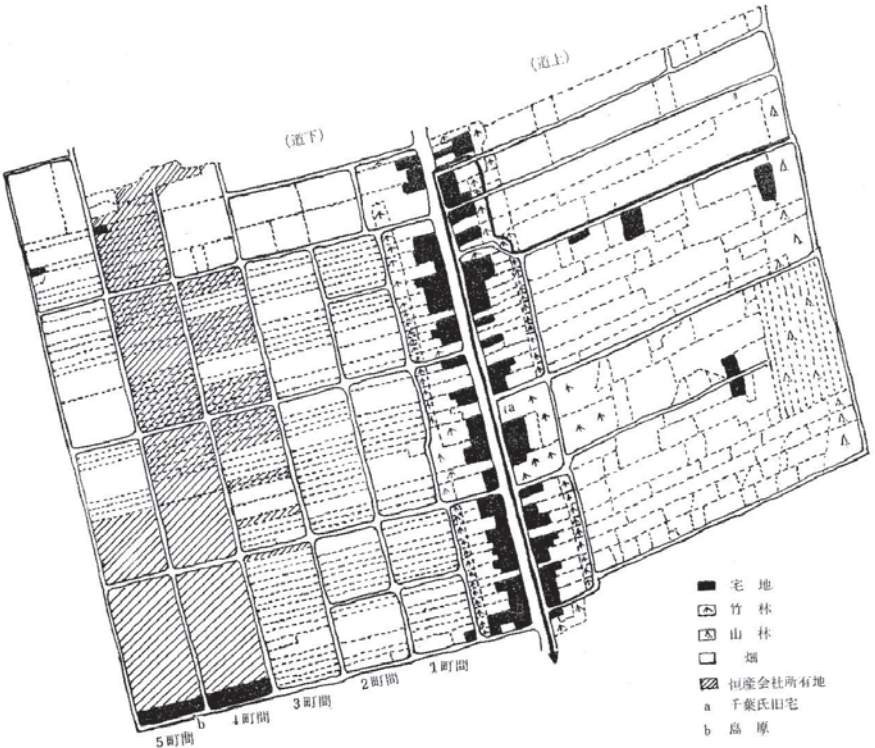


図2-5 並松郷地籍図(明治21年)

【註】 土肥利男『多良山麓研究』 土肥利男、1965年 128頁・第19図から。

規約人名 (二四名)

立会人 (二名)

恒産会社委員(一名)

とあり、荒れ地を共同で開墾し、共有する土地でありながら、耕作は各戸で行い、租税の義務も各自が責任をもつて行い、一カ月の滞納も許されない厳しさであった。

恒産会社が県令の許可を得て選んだのは、明治二十一年の地籍図にある三町間・四町間・五町間の地であった。集落の配置は、この四町間・五町間の南側を流れる小川に沿う道に面して建てられ、四町間に一二戸、五町間に一二戸、前者を「上郷」、後者を「下郷」と呼んだ。

一軒の屋敷の幅は五間、奥行は一六間で、宅地として八一坪、家屋は三間、六間の一八坪、柱は五寸角杉材、礎石は自然石、壁は荒壁、天井はなく屋根は藁葺寄棟、間取りは八畳、六畳、道路側に縁側、外床の間、仏壇、押入が付属し、六畳の上り口に炬が切られ、北側は土間となり、一部台所を設け、「かまど」などあり、土間は農具置場、収穫物置場として納屋替りとなっていた。

各一二戸の表戸と裏戸とを開放すると、上郷から下郷まで見通せたという。それほど家の規格が統一されていた。

貸与された鋤・斧・鉞・鉋・鋸・鎌等を用いた開墾は、飢えと疲労の連続を極め、怪我人や病人まで出し、三年余を費やして畑・墓地等総面積一五町二反七畝二歩を開墾した。

開墾が一段落したところで各戸へ六反五畝宛配分して耕作することになった。

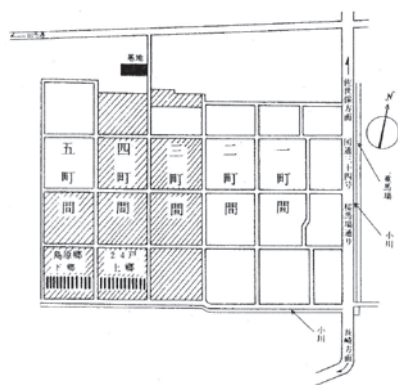


図2-6 並松郷図

【註】 大村市南高人会編『島原藩士入植百周年史』
大村市南高人会、1986年 35頁から。

明治二十四年（一八九一）三月三十一日、恒産会社と樫山郷の間に次のような契約が成立した。

今般本社改革ニ付大村移住ノ向特別之取扱ヲ以テ左ノ通

大村移住者廿四戸

墓地原野共

一、畑反別拾五町二反七畝廿一步 各戸エ割渡ノ俣譲渡スル事

一、作得未納金

一、家屋代年賦未納金

一、農具料 全上

一、肥料 全上

一、種物料 全上

一、移轉料未納金

一、旅費 全上

一、食費 全上

右各項ノ金員悉皆棄損スルコト

一、廿四戸各自ヨリ本社エ加入ノ株金ハ本社ノ所有ニ歸スル事
右者會議ノ決ニ因リ所分スルモノ也

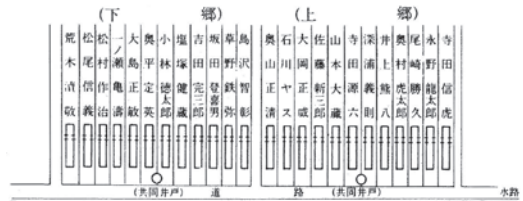


図2-7 島原郷図

【註】 図2-7、8は大村市南高人会編『島原藩土入植百周年史』 大村市南高人会、1986年 32頁から。

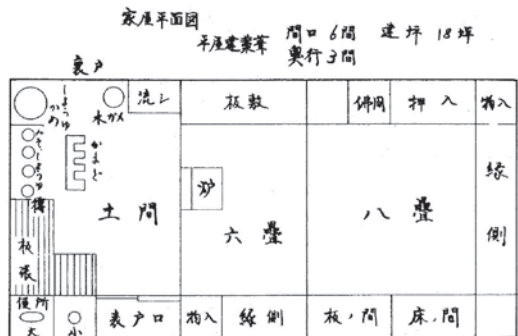


図2-8 家屋平面図

明治廿四年三月三十一日 恒産会社

こうして明治二十五年（一八九二）三月二十三日、精魂尽くして開墾した六反五畝の畑と一八坪の家屋は入植者の全債務と株券との交換という形で入植者のものとなったのである。

作物は主食（麦・芋）が主で、冬作は麦、夏作には芋を作り、空地には粟・そば等を作った。この土地はやせており、また肥料購入資金も乏しく人糞だけが頼りの農耕であつた。麦を作っても一尺ほどこしか背丈が伸びず、小さな穂先に僅かばかりの実がつくだけで穂のみを摘みとつた。芋を作っても一ツルに鶏卵大の芋が二、三個なる程度であつた。収穫は、麦・芋共に二、三ヵ月分くらいのごく僅かな食糧にしかならず、古賀崎・土中山の農家から麦や芋を買い求めるとともに、食用蛙・ノビル・ヨメナ・セリなどの代用食で飢えをしのいだと伝えられる。

上郷・下郷各々の中央部に深さ三〇尺ほどの掘り抜き井戸があり、それぞれ一二戸で飲料水・炊事・風呂等全てこの井戸水を使用した。数年に一度「井戸さらえ」（井戸掃除）を行っている。また、毎年正月二十日に「井戸縄ない」（井戸縄を編む）が行われている。また、各家の前には水路があつた。この水路は、郡川の水を取り入れ、萱瀬原郷から坂口・植松・桜馬場を通り、大村湾に流れていた。主に灌漑用水として使用されたという。井戸・灌漑用水共に、昭和十六年（一九四一）第二十一海軍航空廠の設置に伴い吸収され、使用されなくなった。

明治三十五年（一九〇二）二月三十一日、次のような郷名変更届が役場に提出された。

郷名変更御届

明治廿年島原ヨリ移住ノ際蘆山郷ト名称シ今日迄居住罷在候処一般島原郷ト指名スル者多ク有之ノミナラズ書信等ニ至ルモ島原町或ハ島原郷ト記名シ来ルモノ多ク殊ニシテ下蘆山ト間々相違出来迷惑ノ場合モ有之就テハ尔来蘆山郷ヲ島原郷ト変更候様郷中決議致候ニ付此般及御届候也

蘆山郷月直 大島 正清

明治三拾五年二月三十一日

惣代 尾崎 勝久

大岡 正咸

島沢 智彰

一瀬 亀寿

西大村長 岩永 欽八郎殿

こうして、入植当時「蘆山郷」といつていた土地名を「島原郷」と変更したのである。

入植後二〇年が経ち、生活も落ち着いてきたのであろう。移住して来た旧四月一日を記念して、今年（明治四十年）から旧四月一日に料理等を各自持寄りで親睦会を開くことになった。

また、「郷帳」には

大正十五年旧四月一日親睦会ハ作物ノ都合上五月一日ニ変更シタリ 出納金一戸ニ付七十五錢宛三十三戸分
二十四円七十五錢 砂糖四斤婦人 薪代八十錢 酒二分
三升 薪男子四十錢婦人へ四十錢二組分酒六升婦人組へ
分配ス

島原藩士二十四戸 明治二十年旧閏四月一日当郷へ移住
郷会ノ結果共同一致シテ移住記念碑設立スル事ニ郷代大
岡宅ニテ決定

記念碑敷地ハ山本大三郎宅ニ決定 但シ毎年移住親睦会
酒代ハ敷地無料ノ為メ山本大三郎氏ハ酒代無料ノ事ニ決



写真2-15 入植四十周年記念碑（古賀島町）

定

(中略)

当郷移住記念祝賀会ハ昭和二年三月二十八日郷会大岡宅ニ於テ協定ス 但シ日時ハ毎年新曆四月十六日ニ決定ス

この「入植四十周年記念碑」は大村市立大村市民病院裏の道路に面して現在も建っている。碑文の「記念碑」の文字は大村武純の書になり、裏面には次のように刻まれている。

明治拾四年旧肥前島原藩ニ恒産会社設立スルヤ我等ノ祖父貳十四名同会社ノ勤メニヨリ同二十年閏四月一日此ノ地ヲ撰ヒテ移住シ爾來協力同心萬難ヲ排シ歳ヲ経ルコト將二四十年當時ノ祖父ノ勞苦ヲ追想シ報恩ノ為メ碑ヲ建ツ

大正十五年十月十五日

島原郷三十一名

続いて入植者旧島原藩士二四名の氏名が上段に、寄付者名一二名の氏名が下段に刻まれている。

島原郷の墓地は入植地の最北端に建てられた。その墓地は縦(東西方向)六〇^{メートル}・横(南北方向)一二^{メートル}の広さで、現在も残っている。当時大木となっていた櫨の木の実は、毎年売却され、その売上金は郷金に繰り入れられていた。

「郷帳」には

昭和七年度墓地櫨實売却ス

代金壹円拾銭内二十一銭ハ満州守備將下士兵ニ慰問袋參個分(但一個代四拾銭) 一戸ニ付三銭ツツ集金二十三戸ブ九拾九銭ニ櫨實代金二十一銭ヲ加金壹円二十銭ヲ七年十一月二十日田中実平氏ニ渡ス。櫨代金残八十九銭ハ郷金ニ加金ス

昭和の時代になると、めまぐるしく変化していく世界情勢の中で、昭和十六年（一九四一）十月第二十一海軍航空廠の設置により、島原郷は一戸残らず強制買収されるところとなった。買収された宅地二九〇〇坪、畑地四町余。住民たちは祖父たちが苦勞をして開墾した土地を離れ、植松・諏訪方面等へ移転し、島原郷は消滅してしまつた。

昭和十九年十月二十五日アメリカ軍による第二十一海軍航空廠への大村大空襲があり、その周辺に居住していた住民たちの住居も焼失してしまつた。

戦後、難を逃れた住民は、廃墟と化した土地を、先祖が鋤を持ち斧を振って開墾したように、再び開墾に励んだのである。現在もその子孫の方が一〇数戸残り生活している。

二・大野原の開墾

大野原は、佐賀・長崎の両県境付近の標高約四六〇メートルの高原地帯である。この地帯は広漠の荒野であつたが、慶応二年（一八六六）秋開墾の手が入つた。藩内の人や他境の流民を募集して開墾の役に就かせた。明治四年（一八七一）には耕地を得た者一六戸、畑地は二町五反六畝七歩となつた。

明治二十年（一八八七）四月五日、この地に大野原牧畜会社が創設された。設立の目的は牧畜を以って専業とし、改良・繁殖・開墾等に従事し、公私の公益を図ることであつた。

- 一 家畜を農家に貸付け繁殖を図ること
- 二 屠畜場を設け屠肉を販売し、併せて委託牛を養畜すること
- 三 獣肉乳牛製造及び生乳販売のこと
- 四 養鶏及び諸果物、ミツマタ、漆樹等栽培製造のこと

郡内有志者の發起により、資本金一〇万五〇〇〇円を募集した。国内外の種牛一五〇頭、馬一四頭、羊三〇頭を放牧した。牧場の総区域はおよそ三〇〇〇町に亘り、その内の中央部で最も平坦な個所およそ三〇町歩を常に放牧

の場所とし、周囲に土塁を築いた。三月から十一月頃までは毎日この中に放牧し、十二月から翌年二月までは畜舎で飼育した。

島原恒産会社は羊を五九頭保有していたが、このうち牝一二頭、牡一七頭を、明治二十一年渡辺環（渡辺清の長男）に貸付け千綿村大野原牧場に分殖し、残りは三会村牧場で飼育した。両牧場での生育がよく将来益々盛大になる望みがあったので、長崎県下ではこの二郡以外では牧羊に従事する者がいなかったという。

明治二十二年第二次増資時の「株主連名表」には、渡辺環、渡辺昇、小鹿島果、渡辺千施（渡辺清の後妻）、児玉九左衛門、澤山清八郎、長岡治三郎等の名前がみられる。

最初は渡辺環が牧場の経営に当たっていた。彼が亡くなった後、朝永慎造が跡を継いだが次第に衰退していった。明治三十年（一八九七）歩兵第四十六連隊が大村に創設された。同三十四、五年頃大野原に兵隊が登ってきて、演習や射撃訓練が行われるようになった。その後、部隊の範囲も大村から佐賀、久留米と拡がり、兵種も歩兵、砲兵、騎兵、工兵などで、様々な訓練が行われるようになった。明治四十四年（一九一）演習場として陸軍省から買収され、区域内の人々は太ノ浦郷に移転した。

大正の初年に大幅に演習場が拡張買収されたので、遠目地区、中岳地区、大野原地区、太ノ浦地区も一部移住があった。同十二年（一九二三）頃から兵舎の移転が行われた。四川内地区は、演習の一番重要な地点であるというので、中尾郷太ノ原に移転した。

昭和十七、八年（一九四二、四三）に演習場の拡張が計画され、強制的な買収で太ノ浦地区も一部移転した。太平洋戦争が終わると、土地は分割され、茶畑・甘藷・野菜の栽培、また野草を飼料に乳牛の飼育等を行った。

（森崎兼廣）

- (1) 慶応から明治への改元は、当年九月八日であるが、本節第一項から第四項においては、年初から明治と表記する。また、月日については、明治五年までは旧暦で表示する。
- (2) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第七卷(吉川弘文館 一九八六) 六七四頁
前掲註(2) 六七五頁
- (3) 吉川弘文館編集部編『近代史必携』(吉川弘文館 二〇〇七) 三七二頁表による。
- (4) 児玉幸多・林屋辰三郎・永原慶二編、中村 哲著『日本の歴史』^⑩ 明治維新(集英社 一九九二) 二〇三頁
前掲註(2) 六七五頁
- (5) 前掲註(4)
- (6) 前掲註(2) 六七五頁
- (7) 前掲註(2) 六七五頁
- (8) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第六卷(吉川弘文館 一九八五) 五一六頁
十八銀行百年史編集委員会編『百年の歩み』(十八銀行 一九七八) 一一頁による。
- (9) 長崎歴史文化博物館収蔵『長崎県県治年報 第一回 明治十八年』 二二頁
前掲註(10)
- (10) ①長崎県編『長崎県統計書 明治四十四年』全(長崎県 一九一三) 二八九・二九九頁、②長崎県編『長崎県統計書 大正四年』全(長崎県 一九一七) 三五四頁
前掲註(13) ② 三五四・三五六・三六二頁
- (11) 大村市『会社名鑑』(昭和二十二年十二月末現在)には五〇社の記載がある。その内、支店・出張所等が六社、支店等と思われるものが二社ある(大村市役所企画調査室編『大村市勢要覧』 大村市役所企画調査室 一九四八 三〇頁)。
- (12) 明治財政史編纂会編『明治財政史』第十一卷 通貨(丸善 一九〇五) 二六九頁
- (13) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第五卷(吉川弘文館 一九八五) 七〇八頁
前掲註(17) 七一〇頁
- (14) 明治財政史編纂会編『明治財政史』第十二卷 通貨 銀行(丸善 一九〇五) 四九二頁
- (15) 社団法人全国地方銀行協会編『地方銀行小史』(社団法人全国地方銀行協会 一九六二) 三五頁
- (16) 前掲註(10) ① 二九九頁
- (17) 前掲註(10) ① 二九九頁
- (18) 前掲註(10) ① 二九九頁
- (19) 前掲註(10) ① 二九九頁
- (20) 前掲註(10) ① 二九九頁
- (21) 前掲註(10) ① 二九九頁
- (22) 前掲註(10) ① 二九九頁
- (23) 前掲註(10) ① 二九九頁
- (24) 前掲註(10) ① 二九九頁

- 〔25〕銀行の設立・合併等については、前掲註(10) 九九～一〇〇頁による。
- 〔26〕長崎歴史文化博物館収蔵「銀行ノ部 会計課主計係事務簿 自明治十年至同十四年 全」
- 〔27〕稲田 淳「第4節 土族授産のための玖島銀行 ―殿様のお声がかかり―」(大村史談会編『大村史話』続編Ⅰ 大村史談会 一九八六 一三八頁及び大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市役所 一九七四) 四四七頁
- 〔28〕大村市立史料館所蔵 史料館史料(整理番号)一〇七―一七五「玖島銀行資料」による。
- 〔29〕前掲註(27)前半書 二三九頁及び長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編(長崎県 吉川弘文館 一九七六) 四一九頁による。
- 〔30〕前掲註(28)
- 〔31〕前掲註(26)
- 〔32〕前掲註(27)前半書 二四〇頁
- 〔33〕前掲註(28)による。
- 〔34〕親和銀行編『親和銀行二十年―その走路をかえりみる―』(親和銀行 一九五九) 一〇〇・二〇四・二〇九頁
- 〔35〕長崎歴史文化博物館収蔵「会社組合ノ部 明治二十六年自四月至八月 第三課事務簿」及び前掲註(21)
- 〔36〕長崎歴史文化博物館収蔵「会社組合ノ部 明治二十六年自九月至十二月 第二課事務簿」
- 〔37〕明治四十一年、玖島銀行に合併された前述の「大村銀行」とは別の銀行である。
- 〔38〕親和銀行合併時の大村銀行への支払買収金は玖島銀行の二・四倍超であった(前掲註(34) 一〇一～一二頁による)。
- 〔39〕前掲註(34) 一〇〇・二〇九頁
- 〔40〕大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市役所 一九七四) 四四八頁による。
- 〔41〕前掲註(40) 四四八・四五二頁
- 〔42〕藤野 保編『大村郷村記』第一・二巻(国書刊行会 一九八二)
- 〔43〕長崎歴史文化博物館収蔵「鑑札渡原簿 質屋、商社、諸会社 全」による。
- 〔44〕長崎県編『長崎県統計書 大正十四年』第三編 産業(長崎県 一九二七) 二二〇頁
- 〔45〕前掲註(40) 四六一頁による。
- 〔46〕鐵道省編『日本鐵道史』下篇(鐵道省 一九二二)所収「鐵道年表」 一二～三頁
- 〔47〕清成今朝義『国鉄―世紀の歩み―九州編(九州の国鉄を研究する会 一九八五) 八・一〇頁
- 〔48〕鐵道省編『日本鐵道史』上篇(鐵道省 一九二二) 八六〇頁

- 49 前掲註(10) 一三八頁
 50 鐵道省編『日本鐵道史』中篇(鐵道省 一九二二) 三九九頁
 51 長崎歴史文化博物館収蔵『鐵道ノ部 明治二十九年自一月至三月 第二課事務簿』による。
 52 前掲註(51)
 53 長崎歴史文化博物館収蔵『鐵道ノ部 明治二十九年自七月至九月 第二課事務簿』漬地表 及び『鐵道ノ部 明治三十年中 第二課事務簿』漬地表による。
 54 大村市史編さん委員會編『新編 大村市史』第二卷「中世編」(大村市 二〇一四) 一八〇頁
 55 長崎市史編さん委員會編『新長崎市史』第二卷「近代編」(長崎市 二〇一四) 二二五頁
 56 大村市立史料館所蔵 史料館史料「大村駅列車發時刻表」(明治四十三年十二月一日改正 山田活版印刷所)
 57 長崎県編『長崎県統計書 明治四十三年』下編(長崎県 一九二二) 八二〜三頁
 58 長崎県編『長崎県統計書 明治三十三年』(長崎県 一九〇二) 一九七〜八頁
 59 前掲註(13) ① 三五〇頁、長崎県編『長崎県統計書 大正八年』全(長崎県 一九二二) 四六四頁
 60 長崎歴史文化博物館収蔵『長崎県史稿 戸口・民俗・駅通 長崎県史料八』。長崎県編『長崎県統計表 明治十二年』(長崎県 一八八〇) 六頁
 61 長崎県編『長崎県統計書 明治十九年』(長崎県 一八八九) 八頁
 62 長崎県編『長崎県治概要 大正九年』(長崎県 一九二〇) 九七頁
 63 長崎県編『長崎県統計書 昭和元年・大正十五年』第一編 土地戸口其他(長崎県 一九二八) 七一頁による。なお、松原停車場線は、長崎県編『長崎県統計書 昭和三年』第一編 土地戸口及其他(長崎県 一九三〇) 七四頁による。
 64 長崎県編『長崎県統計書 昭和十年』第一編 土地戸口其他(長崎県 一九三七) 七三〜五頁
 65 大村市立史料館所蔵 史料館史料「東彼杵郡大村郷土誌」、「東彼杵郡大村町郷土誌」、「東彼杵郡萱瀬村郷土誌」、「東彼杵郡竹松村郷土誌」、「東彼杵郡鈴田村郷土誌」、「東彼杵郡西大村郷土誌」、「東彼杵郡福重村郷土誌」、「東彼杵郡松原村郷土誌」、「東彼杵郡三浦村郷土誌」による。
 66 長崎県編『長崎県統計書 明治三十四年』(長崎県 一九〇四) 二一八頁によれば、東彼杵郡の道路(里道)の「新開費」は一万二四〇六円、その内、県税補助三三三二円、市町村費一四〇四円、寄付金七七五〇円で、全体の四分の三が地元負担となっている。

- 〔67〕 長崎県編『長崎県治統計表 明治十五年』(長崎県 一八八三) 六三頁。当時の長崎県には現佐賀県も含まれていた。
- 〔68〕 内閣書記官室統計課編『日本帝国統計年鑑』第13回(内閣書記官室統計課 一八九四) 七二七頁、内閣統計局編『日本帝国統計年鑑』第23回(内閣統計局 一九〇四) 七六四頁
- 〔69〕 人力車は明治三十二年三月の二九二台(内閣統計局編『日本帝国統計年鑑』第18回 内閣統計局 一八九九 八四五頁)が、大正十一年三月には一四九二台(長崎県編『長崎県統計書 昭和二年』第三編 産業 長崎県 一九二九 三五七頁)に減少している。
- 〔70〕 大正十四年の荷馬車二四二〇台(ほかに荷牛車五〇台)、昭和十一年二七一台(同荷牛車六六〇台)であった(長崎県編『長崎県統計書 昭和二年』第三編 産業 長崎県 一九二九、長崎県編『長崎県統計書 昭和十一年』第四編 警察衛生行刑 長崎県 一九〇八)。荷車は長崎県編『長崎県統計書 昭和十一年』第四編 警察衛生行刑(長崎県 一九〇八) 八一頁による。
- 〔71〕 長崎県編『長崎県統計書 昭和十三年』第四編(長崎県 一九四〇) 五五頁
- 〔72〕 齊藤俊彦『くるまたちの社会史』(中央公論社 一九九七) 九八頁による。
- 〔73〕 鈴木文彦『日本のバス年代記』(グランプリ出版 一九九九) 九〇頁による。
- 〔74〕 長崎県編『長崎県統計書 大正元年』全(長崎県 一九一四) 三七五頁
- 〔75〕 長崎市史年表編さん委員会編『長崎市史年表』(長崎市 一九八二) 一三七頁
- 〔76〕 佐々木烈『日本自動車史 都道府県別乗合自動車の誕生 写真・史料集』(三樹書房 二〇二三) 一九六頁
- 〔77〕 古賀八郎著、『走行杆』刊行委員会編『西肥自動車の歩み』(走行杆)『西肥自動車株式会社 一九八〇』 一六〇～一頁
- 〔78〕 長崎県編『長崎県統計書 大正八年』全(長崎県 一九二二) 四五二頁
- 〔79〕 長崎県編『長崎県統計書 昭和三年』第三編 産業(長崎県 一九三〇) 三六〇頁
- 〔80〕 河野忠博・深草静男・久田松和則編『写真集 明治大正昭和 大村』(ふるさとの想い出¹²) (国書刊行会 一九八〇) 一三九頁、玄米価格は長崎県編『長崎県統計書 昭和六年』第三編 産業(長崎県 一九三三) 三五一頁による。
- 〔81〕 前掲註(77) (81) 一六八～七〇頁、(82) 一二四・一三三頁、(83) 一七六頁及び長崎県交通部総務課長編『長崎県営バス25年誌』(長崎県交通部 一九五九) 一〇九頁
- 〔84〕 前掲註(5) 二〇八頁による。
- 〔85〕 九州商船株式会社編『八十年のあゆみ』(九州商船株式会社 一九九二) 一六頁による。
- 〔86〕 前掲註(85) 及び長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第三卷『近代編』(長崎市 二〇一四) 二一八頁による。

- 87 前掲註(86)後半書 二二八頁による。
- 88 前掲註(85) 一六頁
- 89 長崎歴史文化博物館収蔵「船舶ノ部 明治二十五年自七月至十二月 第二課事務簿」
- 90 長崎歴史文化博物館収蔵「船舶ノ部 明治二十五年自一月至六月 第二課事務簿」
- 91 長崎県編『長崎県治統計表 明治十七年』(長崎県 一八八五) 八六頁による。
- 92 藤野 保編『大村郷村記』第一卷(国書刊行会 一九八二) 一七三頁
- 93 大村港出入船舶数は、長崎県全体の約一〇割、貨物総トン(石)数は一割未満(前掲註(91)により算出)。これは大村港出入船舶が小型であつたことを示している。
- 94 前掲註(80)『写真集 明治 大正 昭和 大村』 一三三頁
- 95 前掲註(40) 二六七頁
- 96 田中陽一製作「昭和15、16年頃の大村町・町並見取図」(長崎街道シンポジウム等実行委員会編『長崎街道・大村道』 長崎街道シンポジウム等実行委員会 一九九八 三五頁)による。
- 97 前掲註(95) 五二頁
- 98 為永一夫ほか編『大村純忠の夢』(生き生きおおむら推進会議 二〇〇九) 五五頁
- 99 前掲註(94) 一三八頁 なお、明治四十三年の「大村駅列車発時刻表」(大村市立史料館所蔵 史料館史料)によれば、大草までの料金は片道二七銭、渡海船は片道六銭、往復十銭であつた。
- 100 郵政省郵務局郵便事業史編纂室編『郵便創業120年の歴史』(ぎょうせい 一九九二) 七〇頁による。
- 101 高橋善七『近代交通の成立過程』上巻(吉川弘文館 一九七〇) 三八八頁
- 102 前掲註(100) 四頁による。
- 103 前掲註(101) (103)三八九頁、(104)三八九頁及び同書下巻 三〇七頁、(105)四〇八頁
- 106 前掲註(100) 二二頁
- 107 高橋善七『近代交通の成立過程』下巻(吉川弘文館 一九七二) 九頁
- 108 長崎歴史文化博物館収蔵「郵便御用留 従明治四年至同六年 第二 勸業課事務簿」による。
- 109 長崎歴史文化博物館収蔵「郵便御用留 自明治四年至同六年 第一 勸業課事務簿」による。
- 110 大村市立史料館所蔵 史料館史料「庶務課史誌挂事務簿 東彼杵郡村誌 複写 明治十七年四月七日(明治十七年脱稿)」及び

長崎県編『長崎県治統計表 明治十七年』(長崎県 一八八五) 一〇八頁による。

⑪① 前掲註(107) ⑪② 三三七頁、⑪③ 三四四頁、⑪④ 三六一頁、⑪⑤ 三五七頁、⑪⑥ 五九九頁、⑪⑦ 七四一〜二頁

⑪⑧ 前掲註(40) 五〇三頁

⑪⑨ 日本電信電話公社九州電気通信局編『九州の電信電話百年史』(電気通信共済会九州支部 一九七二) 五三〇頁

⑪⑩ 前掲註(118) ⑪⑪ 五三二〜三頁、⑪⑫ 五四〇頁、⑪⑬ 五七〇・五七四・五七六・五八〇・五八二〜三頁、⑪⑭ 五八〇頁、⑪⑮ 一〇三頁

⑪⑯ 一〇三頁

⑪⑰ 日本電信電話株式会社広報部編『電話100年小史』(日本電信電話株式会社広報部 一九九〇) 四頁による。

⑪⑱ 前掲註(124) 七頁による。

⑪⑲ 前掲註(118) 一四九頁

⑪⑳ 今井 堯・大石慎三郎・大塚初重・安岡昭男編、小西四郎 児玉幸多・竹内理三監修『日本史総覧』VI 近代・現代(新人物往

来社 一九八四) 五七二頁

⑪㉑ 前掲註(118) ⑪㉒ 一八〇頁、⑪㉓ 六〇三・六二二頁、⑪㉔ 一八六頁

⑪㉕ 熊本通信局編『長崎県電話番号簿 昭和十四年七月一日現在』(熊本通信局 一九三九)

⑪㉖ ながさきの電力史編集委員会編『ながさきの電力史』(九州電力長崎支店 一九九四) 一頁

⑪㉗ 前掲註(132) 二頁

⑪㉘ 長崎歴史文化博物館収蔵 明治四十四年四月二十三日付『長崎日日新聞』、明治四十五年一月十八日付『長崎日日新聞』による。

⑪㉙ 長崎歴史文化博物館収蔵 大正二年五月十二日付『長崎日日新聞』

⑪㉚ 大村市立史料館所蔵 史料館史料①「東彼杵郡大村郷土誌」、②「東彼杵郡大村町郷土誌」、③「東彼杵郡萱瀬村郷土誌」、④「東

彼杵郡竹松村郷土誌」、⑤「東彼杵郡鈴田村郷土誌」、⑥「東彼杵郡西大村郷土誌」、⑦「東彼杵郡福重村郷土誌」、⑧「東彼杵郡

松原村郷土誌」、⑨「東彼杵郡三浦村郷土誌」。なお、すべて大正七年(一九一八)に編さんされている。

⑪㉛ 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補國史大系 第四十六卷「徳川実紀」第九篇(新装版)』(吉川弘文館 一九八二)

⑪㉜ 藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四)

⑪㉝ 藤野 保編『大村郷村記』全六巻(国書刊行会 一九八二)

⑪㉞ ①大村市立史料館所蔵 史料館史料「庶務課史誌挂事務簿 東彼杵郡村誌 複写 明治十七年四月七日」、②長崎県編『長崎県統計書 明治四十四年』全(長崎県 一九一三)、③東彼杵郡教育会編『長崎県東彼杵郡誌』(東彼杵郡教育会 一九一七 名著

- 出版一九七四復刻)、④長崎県編『長崎県統計書 大正五年』(長崎県 一九一八、前掲註(136)①・③・④)
- 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市 一九六二)
- 前掲註(136)⑥
- 前掲註(140)③
- 前掲註(136)④・⑥
- 145 長崎県編『長崎県統計書 明治四十四年』全(長崎県 一九二三、長崎県編『長崎県統計書 大正五年』(長崎県 一九一八)、長崎県編『長崎県統計書 大正十一年』第三編 産業(長崎県 一九二五)、長崎県編『長崎県統計書 大正十五年・昭和元年』第三編 産業(長崎県 一九二八)、長崎県編『長崎県統計書 昭和五年』第三編 産業(長崎県 一九三三)、長崎県編『長崎県統計書 昭和十年』第三編 産業(長崎県 一九三七)
- 146 真珠の概要に関しては、和田克彦『真珠』(小学館編『日本大百科全書…ニッポニカ』第12巻 小学館 一九八四 初版 五五六～五六〇頁)参照。
- 147 山田篤美『真珠の世界―富と野望の五千年』(中央公論新社 二〇一三) 一九頁、以下真珠の歴史に関しては同書参照。
- 前掲註(147) 四一頁。
- 148 服部誠二『大村湾真珠株式会社の歴史』(大村史談会編『大村史談』第五十六号 二〇〇五)参照。
- 149 前掲註(147) 一五三頁など参照。
- 150 前掲註(149) 参照。
- 151 大島襄二『大村湾の真珠養殖業―採貝採藻漁村と浅海養殖漁村―』(歴史地理学会編『歴史地理学紀要』第13巻 歴史地理学会 古今書院 一九七二)参照。なお、大島論文中に大村純熙とあるが、二代藩主・大村純熙の誤りである。
- 152 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市 一九六一) 三九四頁。
- 153 長崎県真珠養殖漁業協同組合編『長崎県真珠養殖漁業協同組合史』第2巻(長崎県真珠養殖漁業協同組合 二〇〇一)。
- 154 前掲註(154) 五三頁。
- 155 中井 昭『御木本幸吉』(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十三巻 吉川弘文館 一九九二 第一版第一刷)及び大林日出雄『御木本幸吉』(人物叢書(吉川弘文館 一九八八 新装版) 一〇七～一六五頁参照。
- 156 前掲註(154) 五四頁。

- 159 前掲註(149) 一八一頁。
- 160 前掲註(158)
- 161 前掲註(158)
- 162 前掲註(158)
- 163 川村多実「日本の真珠」(改造社編『改造』昭和二年十二月号 改造社 一九二七 一八三頁 参照。
前掲註(152)
- 164 前掲註(154) 五五頁。なお真珠養殖の特許に関する詳細は、前掲註(149)参照。
- 165 前掲註(152) 四六頁。
- 166 前掲註(154) 五六頁。
- 167 前掲註(154) など参照。
- 168 大正七年十二月十五日付『大阪朝日新聞 九州版』。「尋(ひろ)」は一・六尺。
- 169 前掲註(149) 一八八～一八九頁。
- 170 前掲註(149)
- 171 前掲註(149)
- 172 前掲註(149)
- 173 前掲註(149) 一九一頁。
- 174 前掲註(154) 六二頁。
- 175 前掲註(149) 一九一～一九二頁。
- 176 前掲註(154) 六二頁。
- 177 前掲註(154) 六三頁(2、大村時代)及び七四頁(第3節 長崎時代)参照。
- 178 前掲註(154) 六八～六九頁。
- 179 水産庁養殖研究所大村支所編『養殖研究所大村支所研究40年記念誌』(養殖研究所 一九九四) 八頁。
- 180 土肥利男『多良山麓研究』(土肥利男 一九六五)
- 181 藤野 保編『大村郷村記』第一卷(国書刊行会 一九八二)
- 182 島原市中編集委員会編『島原の歴史 自治制編』(島原市役所 一九七六)
- 183 前掲註(182)

184 前掲註(182)

185 大村市南高人会編『島原藩士入植百周年史』(大村市南高人会 一九八六) 五一頁

参考文献

- 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第三・十二卷(明治文献資料刊行会 一九六二・一九六四)
明治財政史編纂会編『明治財政史』第十三卷(丸善 一九〇五)
松尾正人編『日本の時代史21 明治維新と文明開化』(吉川弘文館 二〇〇四)
小風秀雅編『日本の時代史23 アジアの帝國国家』(吉川弘文館 二〇〇四)
季武嘉也編『日本の時代史24 大正社会と改造の源流』(吉川弘文館 二〇〇四)
鈴木 淳編『日本の歴史第20巻 維新の構想と展開』(講談社 二〇〇二)
相賀徹夫編『日本大百科全書』6(小学館 一九八五)
宮地正人・佐藤能丸・櫻井良樹編『明治時代史大辞典』第三卷(吉川弘文館 二〇二二)
20年史編纂室編『JR九州20年史 1987~2006』(九州旅客鉄道株式会社 二〇〇七)
中部電力電気事業史編纂委員会編『中部地方電気事業史』上巻(中部電力株式会社 一九九五)
九州電力10年史編纂会議編『九州電力10年史』(九州電力 一九六二)
石井寛治『日本の産業革命』(朝日新聞社 一九九八 第二刷)
深淵 久『創業百十年創立五十年 親和銀行史』(親和銀行済美会 一九九二)
長与町教育委員会編『長与町郷土誌』下巻(長与町 一九九六)
長崎県警察史編纂委員会編『長崎県警察史』上巻(長崎県警察本部 一九七六)
高橋善七『明治前期における貨物輸送機関発達の研究——九州を中心として——上・中・下』(財団法人運輸調査局編『運輸と経済』21巻6・7・8号(昭和三十六年六・七・八月号) 財団法人運輸調査局 一九六二)
中川観秀『長崎縣大觀』(長崎新聞社 一九一五)
内閣統計局編『日本帝國統計年鑑』第一~五九回(内閣統計局等 一八八二~一九四二 復刻版は東京リプリント及び東洋書林による。)
長崎歴史文化博物館収蔵『郵便事務書類 明治七年 勸業課事務簿』全

- 長崎歴史文化博物館収蔵「郵便御用留 明治七年 勸業課事務簿」全
- 長崎歴史文化博物館収蔵「陸運郵便願同綴込 従明治七年至同八年 勸業課事務簿」全
- 長崎歴史文化博物館収蔵「国県道路橋梁新設改修ノ部 自明治十九年至三十一年（拾遺） 第二課事務簿」
- 長崎歴史文化博物館収蔵「郵便電信ノ部 明治二十四年 第二課事務簿」
- 長崎歴史文化博物館収蔵「会社組合ノ部 自明治二十四年一月至四月 第二課事務簿」
- 長崎歴史文化博物館収蔵「長崎県治一班 明治二十六年」
- 長崎歴史文化博物館収蔵「会社組合ノ部 自明治二十六年一月至三月 第三課事務簿」
- 長崎歴史文化博物館収蔵「会社組合ノ部 自明治二十六年四月至八月 第三課事務簿」
- 長崎歴史文化博物館収蔵「会社組合ノ部 自明治二十六年九月至十二月 第二課事務簿」
- 長崎歴史文化博物館収蔵「長崎県治一班 明治三十年」
- 長崎歴史文化博物館収蔵「鉄道ノ部 明治三十一年 第二課事務簿」
- 長崎県編『長崎県統計表 明治十三年』（長崎県 一八八二）
- 長崎県編『長崎県統計書 明治十六・二十・二十七・三十五・三十六・四十一・大正二・三・五・九・十一・昭和四・五・七・九・十一・十四』（長崎県 一八八四・八九・九七・一九〇五・一一・一五・一六・一八・二三・二六・三一・三四・三七・四〇）
- 長崎県編『長崎県産業方針調査書 大正十五年』（長崎県 一九二六）
- 歴史教科書教材研究会編『歴史史料大系 第一期 近・現代の日本 西欧・アジアとの関係を探る』第2巻「激動の幕末と明治維新」学校図書出版 二〇〇一）
- 吉川弘文館編集部編『誰でも読める日本近代史年表 ふりがな付き』（吉川弘文館 二〇二三 第二刷）
- 岩波書店編集部編『近代日本総合年表』第三版（岩波書店 一九九二）
- 下中 弘編『日本史大事典』第二・三・四巻（平凡社 一九九三）
- 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第三・五・六・七巻（吉川弘文館 一九八三・一九八五・一九八五・一九八六）
- 長崎県立長崎図書館所蔵 大正九年九月二十二日付『東洋日の出新聞』（大正九年七月・十二月 一九二〇、大正九年九月・同九年十二月 一九二〇、石田「ビーセンター 二〇〇七複写」）
- 大村史談会編『九葉実録』第五冊（大村史談会 一九九七）
- 独立行政法人農畜産業振興機構調査情報部編『鹿児島県におけるでん粉原料用さつまいも及びでん粉産業』（独立行政法人農畜

産業振興機構調査情報部 二〇一一)

藤瀬長生『長崎県甘藷澱粉小史』(藤瀬長生 二〇〇一)

長崎県編『長崎県統計書 大正十五年・昭和元年』第四編 警察衛生及行刑(長崎県 一九二七)

大村市秘書広報課編『おおむら市政だより 平成九年五月号』(大村市 一九九七)

小学館編『日本大百科全書』12(小学館 一九八六)

国立研究開発法人 水産総合研究センター 増養殖研究所ホームページ(<http://ria.traffc.go.jp/>)平成二十七年三月閲覧
長崎県真珠養殖漁業協同組合編『長崎県真珠養殖漁業協同組合史』―組合発足50周年記念―(長崎県真珠養殖漁業協同組合 二〇〇一)

大村市教育委員会編『改訂 大村市の文化財』(大村市教育委員会 二〇〇四)

志田 一夫『千葉ト枕』(大村史談会編『大村史話』中巻 大村史談会 一九七四)

田中大二『島原郷移住集落の移り変わり―千葉ト枕の放虎原開拓その後』(大村史談会編『大村史話』続編Ⅰ 大村史談会 一九七四)

田中大二『大村扇状地における開拓集落―島原郷集落の変遷』(大村史談会編『大村史談』第二十一号 大村史談会 一九八一)

平凡社地方資料センター編、瀬野精一 郎監修『日本歴史地名大系第四三巻 長崎県の地名』(平凡社 二〇〇一初版第一刷)

東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌 水と緑と道』上巻(東彼杵町 一九九九)

相川 淳『残された古文書 ―相川家文書に見られる渡邊昇―』(大村史談会編『大村史談』第五十八号 大村史談会 二〇〇七)

田中 誠『石井筆子の生涯をたどる』(大村史談会編『大村史談』第五十二号 大村史談会 二〇〇一)

長崎新聞社長崎県大百科事典出版局編『長崎県大百科事典』(長崎新聞社 一九八四)

秋月辰一郎ほか監修、山田かんほか執筆『長崎事典』歴史編(長崎文献社 一九八二)